
第2期嬉野市子ども・子育て支援事業計画

素案

令和2年3月

嬉野市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画法的根拠と位置づけ.....	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象	4
第5節 計画の策定体制と方法	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	5
第1節 統計資料による嬉野市の状況	6
第2節 各種調査結果の概要.....	12
第3節 第1期計画の実施状況	30
第4節 課題の整理	40
第3章 計画の基本理念と基本目標	45
第1節 計画の基本理念	46
第2節 基本目標	47
第3節 施策の体系	49
第4章 施策の展開	51
第1節 基本目標1 子どもと親の育ちを地域で支える	52
第2節 基本目標2 子どもと親の健康を守る	55
第3節 基本目標3 希望する教育・保育、生活をかなえる.....	60
第4節 基本目標4 配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える	66
第5節 基本目標5 子ども・子育て家庭の安全・安心を守る	77
第5章 量の見込みと確保方策	83
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	84
第2節 教育・保育事業の量の見込み、確保方策	85
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	90
第6章 第一次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画	101
第1節 計画の策定にあたって	102
第2節 ひとり親家庭等の現状と課題	106
第3節 ひとり親家庭への施策の展開	112
第7章 計画の推進にあたって	117
第1節 計画の推進体制	118
第2節 計画の進捗管理・評価	118

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化や核家族化の進行、出産年齢の上昇や女性の社会進出に伴う共働き家族の増加、地域におけるつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。また、昨今では、児童虐待の顕在化、生活困難家庭における子どもたちへの貧困の連鎖、学校におけるいじめや不登校など、子どもの人権を侵害する状況が深刻化しています。

国は、平成15年に「少子化社会対策基本法」ならびに「次世代育成支援対策推進法」を定め、少子化対策と次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支える取り組みを進めてきました。また、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくとされています。さらに、今後のさらなる少子高齢化に対応するため、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などが進められています。

また、子どもの貧困対策においては、厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、わが国の6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。そこで、令和元年6月には「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、市町村における「子どもの貧困対策計画」の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や就労支援等を重点施策として掲げることで、子どもの貧困対策の強化が講じられています。

嬉野市では、平成17年度から平成26年度まで「嬉野市次世代育成支援行動計画」に基づき、子育て支援のための施策を推進してきました。また、平成27年度から始動することとなった「子ども・子育て支援新制度」の実施に合わせて、平成27年3月に「第1期嬉野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、子どもと子育て家庭への支援と子育て環境の充実に努めてきました。

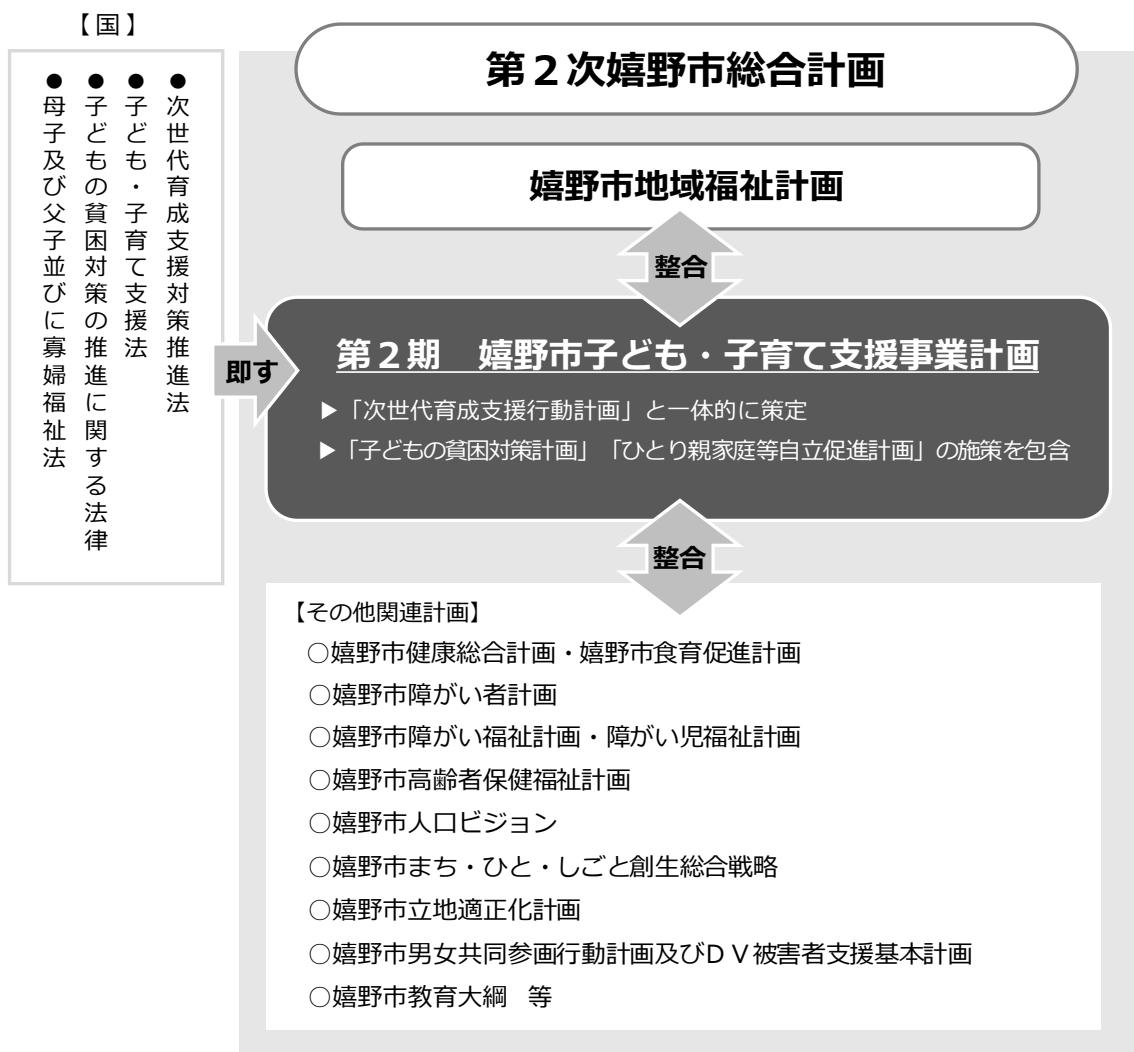
令和元年度に「第1期計画」が最終年度を迎えることにより、社会情勢や本市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、嬉野市における子ども・子育て支援の充実を図るため「第2期嬉野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

第2節 計画法の根拠と位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第61条に定める「市町村子ども・子育て事業計画」を一体的に策定しています。加えて、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条が定める「市町村計画」と「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条の規定が定める「ひとり親家庭等自立促進計画」の施策を含めた計画として策定しています。

また、計画の推進にあたっては、「第2次嬉野市総合計画」や各分野の福祉計画の上位計画である「嬉野市地域福祉計画」等、関連する計画と整合性を考慮しながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

■ 国の法制度、市の上位計画・関連計画の位置づけ



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

第4節 計画の対象

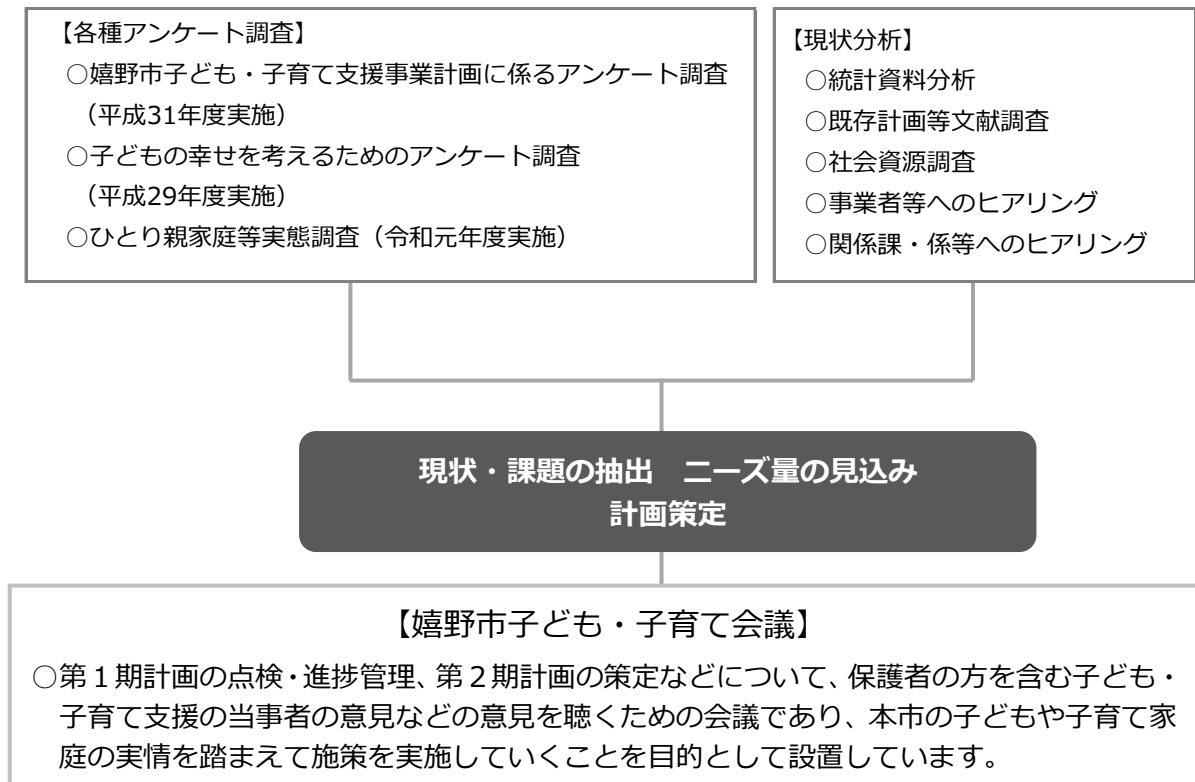
本計画では、生まれる前から幼児期を経て、18歳未満の青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭を対象としますが、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟に対応します。

第5節 計画の策定体制と方法

本計画の策定においては、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関の職員等で構成する「嬉野市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議及び計画の内容について検討を行いました。

計画の策定資料として、市内の就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象に市民の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的として「嬉野市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査」を実施しました。また、市の子ども・子育て支援に関する各種団体等から市の現状と課題、今後の必要な施策等の意見を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

■ 計画の策定体制と方法



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第1節 統計資料による嬉野市の状況

(1) 人口等の推移・推計

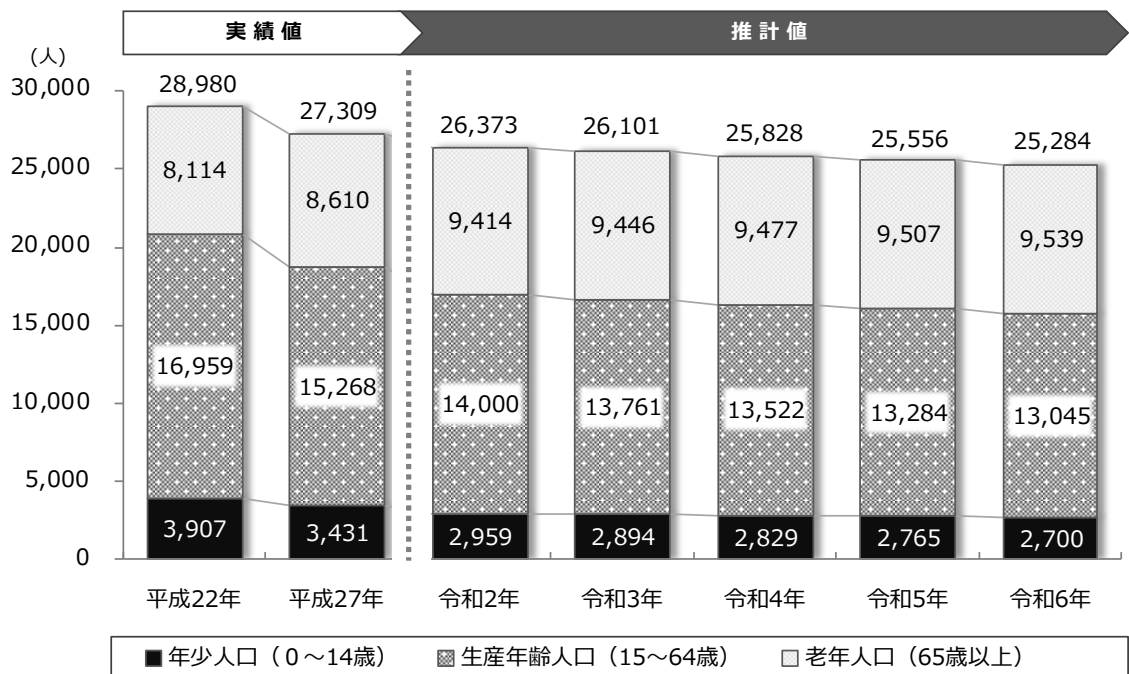
1) 年齢3区分別の人口の推移と将来推計

国勢調査によると、本市の総人口は年々減少しており、平成22年から平成27年にかけて1,671人減少しています。また、高齢者人口が増加する中、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少がみられ、平成27年の年少人口は3,431人と平成22年から476人減少しています。

推計によると、本市の総人口は令和6年では25,284人となり、平成27年から2,025人の減少が見込まれています。年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少が続くと推計されており、令和6年の年少人口は2,700人と平成27年から731人の減少が見込まれています。一方、高齢者人口は増加が続くことが見込まれており、今後もさらに少子高齢化が進むことが見込まれています。

なお、実績値については、住民基本台帳によると令和2年2月末現在で25,908人となっており、既に推計値よりも下回っています。

■ 人口の推移（年齢3区分別）



資料：実績値は各年国勢調査

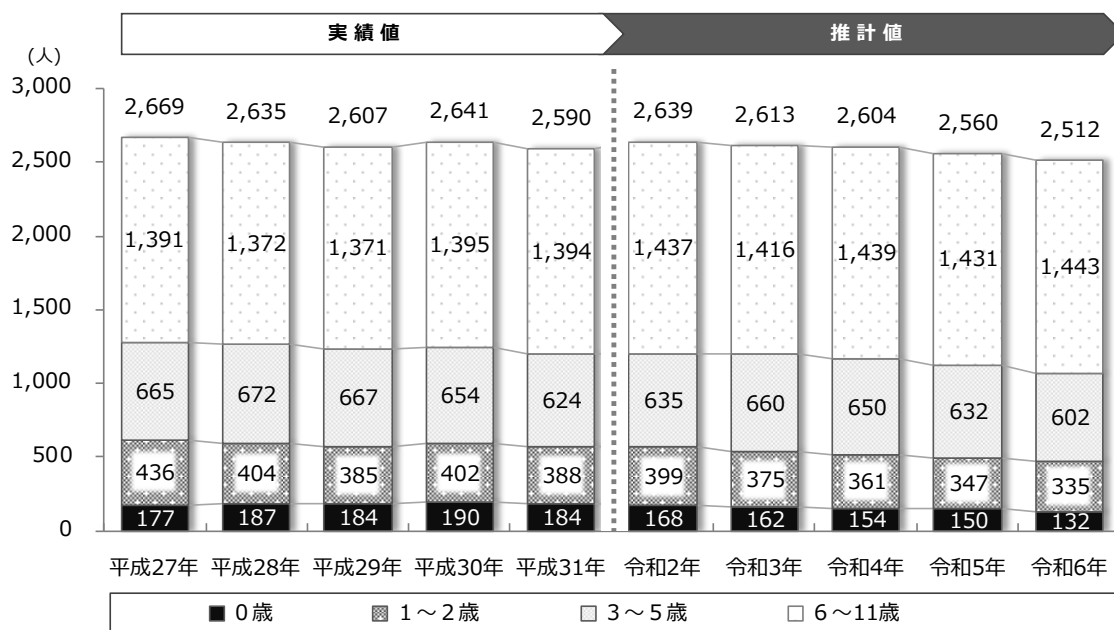
推計値は国立社会保障人口問題研究所推計（平成25年3月推計）

2) 児童数の推移・推計

住民基本台帳によると、本市の児童数（0～11歳）は平成27年から平成31年にかけて79人減少しており、特に1～2歳と3～5歳の減少が多くみられます。

コーホート変化率法(※)による推計児童数は、令和6年で2,512人となり、平成31年から78人の減少が推計されています。特に、0歳児で52人、1～2歳児で53人の減少が見込まれています。

■ 児童数の推移（年齢4区分別）



資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値は住民基本台帳（平成27年～平成31年の各年4月1日現在）をもとにコーホート変化率法により算出

※コーホート変化率法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

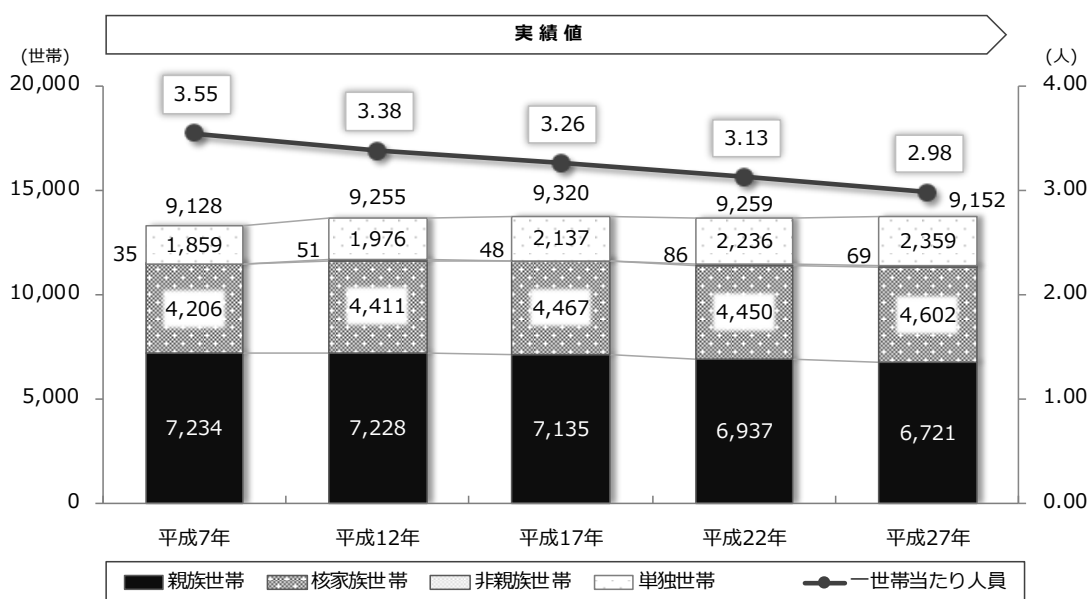
3) 世帯の動向

① 世帯構成の推移

一般世帯数は平成 17 年の 9,320 世帯をピークに、その後は減少しており、平成 27 年では 9,152 世帯となっています。

親族世帯は減少し、核家族世帯や単独世帯が増加しています。一世帯当たりにおける世帯人員は平成 7 年 3.55 人から年々減少しており、平成 27 年では 2.98 人と 3.00 人を下回るようになりました。

■ 世帯数の推移



資料：国勢調査

② 子どものいる世帯の推移

一般世帯数のうち、6歳未満の子どものいる世帯割合は、平成 12 年までは県の割合を上回っていましたが、平成 17 年になると県の割合よりも低くなり始め、平成 27 年では 892 世帯、一般世帯に占める割合は 9.7%となっています。また、18歳未満の子どものいる世帯は平成 27 年で 2,251 世帯、一般世帯に占める割合は 24.6%と平成 7 年から 15.1 ポイント減少しています。

■ 6歳未満・18歳未満の子どものいる世帯の推移

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	嬉野市	佐賀県	嬉野市	佐賀県	嬉野市	佐賀県	嬉野市	佐賀県	嬉野市	佐賀県
一般世帯総数(世帯)	9,128	267,862	9,255	278,306	9,320	287,431	9,259	295,038	9,152	302,109
6歳未満の親族のいる世帯数(世帯)	1,434	39,584	1,282	37,806	1,123	35,593	972	33,086	892	31,768
一般世帯に占める6歳未満の親族のいる世帯割合	15.7%	14.8%	13.9%	13.6%	12.0%	12.4%	10.5%	11.2%	9.7%	10.5%
18歳未満の親族のいる世帯数(世帯)	3,623	102,244	3,340	94,642	2,943	87,434	2,592	81,980	2,251	77,245
一般世帯に占める18歳未満の親族のいる世帯割合	39.7%	38.2%	36.1%	34.0%	31.6%	30.4%	28.0%	27.8%	24.6%	25.6%

資料：国勢調査

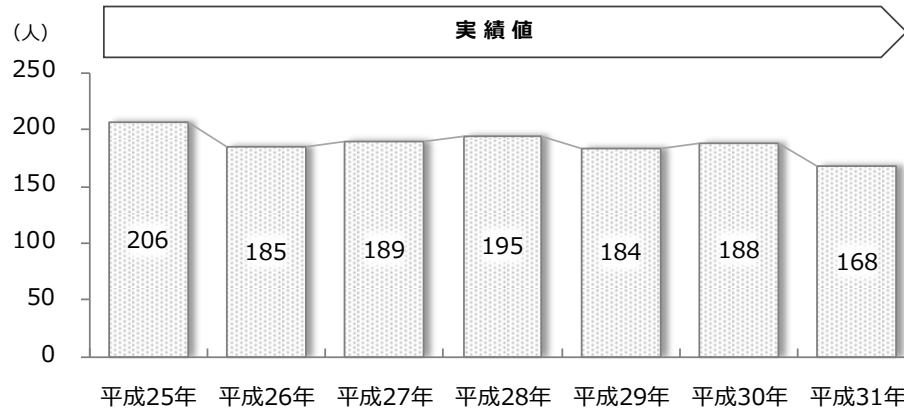
(2) 人口動態

1) 出生の動向

① 出生数の推移

平成 26 年以降の出生数は横ばいで推移しており、平成 31 年は 168 人となっています。

■ 出生数の推移



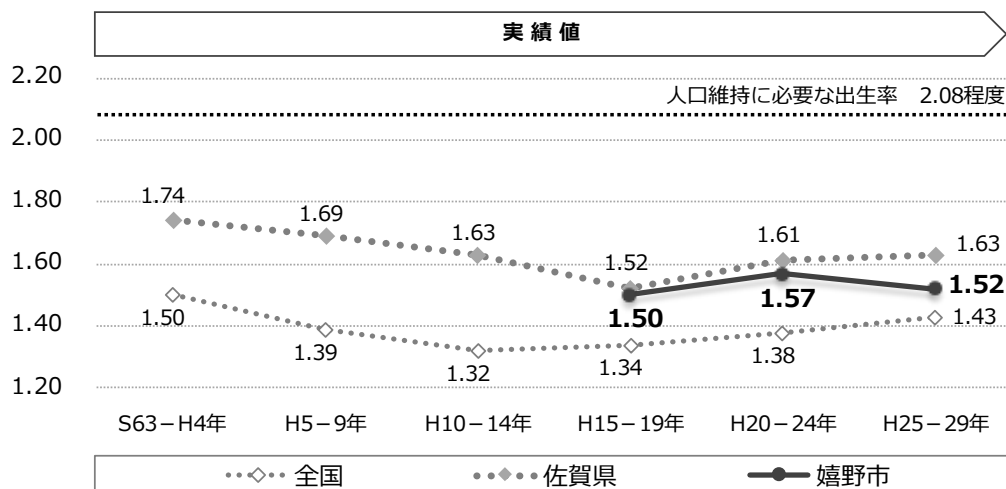
資料：人口動態調査

② 合計特殊出生率（※）の推移

「平成 20 年—平成 24 年」から「平成 25 年—平成 29 年」の合計特殊出生率は、減少しています。

「平成 25 年—平成 29 年」の合計特殊出生率を全国や佐賀県と比較すると、全国（1.43）より 0.09 高くなっていますが、佐賀県（1.63）より 0.11 下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査

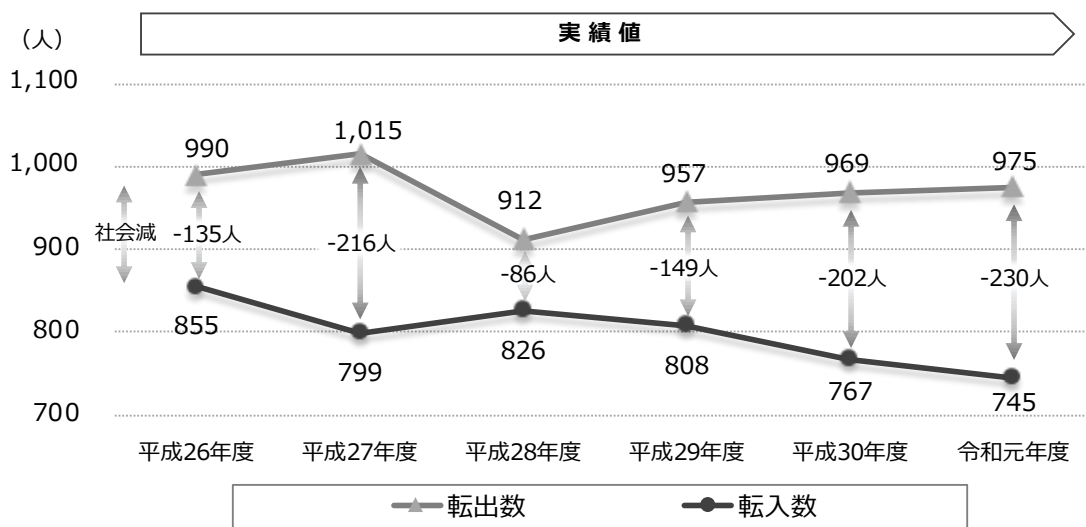
※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの一人の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子ども数に相当します。人口維持には 2.08 以上必要とされています。

2) 社会増減の推移

本市への転入者数は 800 人前後で推移しており、令和元年度（平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）では 745 人となっています。また、転出者数は 900～1,000 人で推移しており、令和元年度は 975 人となっています。

社会増減（転入者数－転出者数）は、転出数が転入数を上回り続ける社会減の傾向が続いており、令和元年度では 230 人の社会減となっています。

■ 転入・転出の推移

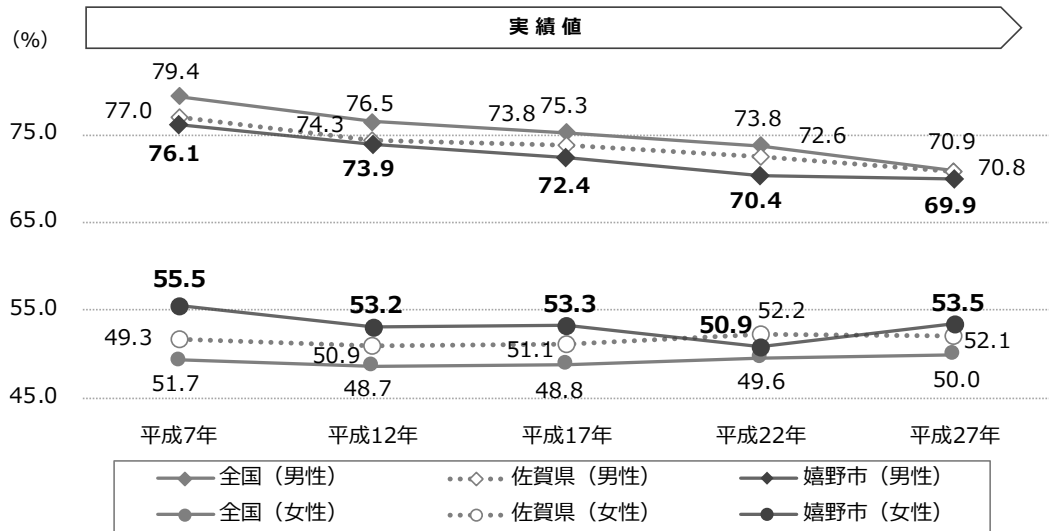


資料：佐賀県推計人口 市町別人口動態・動態率（各年 10 月～9 月総数）

(3) 就業の動向

本市全体の就業率をみると、女性は横ばい又は増加していますが、男性は一貫して減少傾向が続いています。また、平成27年の女性の就業率は53.5%と佐賀県や全国よりも高くなっています。

■ 就業率の推移（男女別）

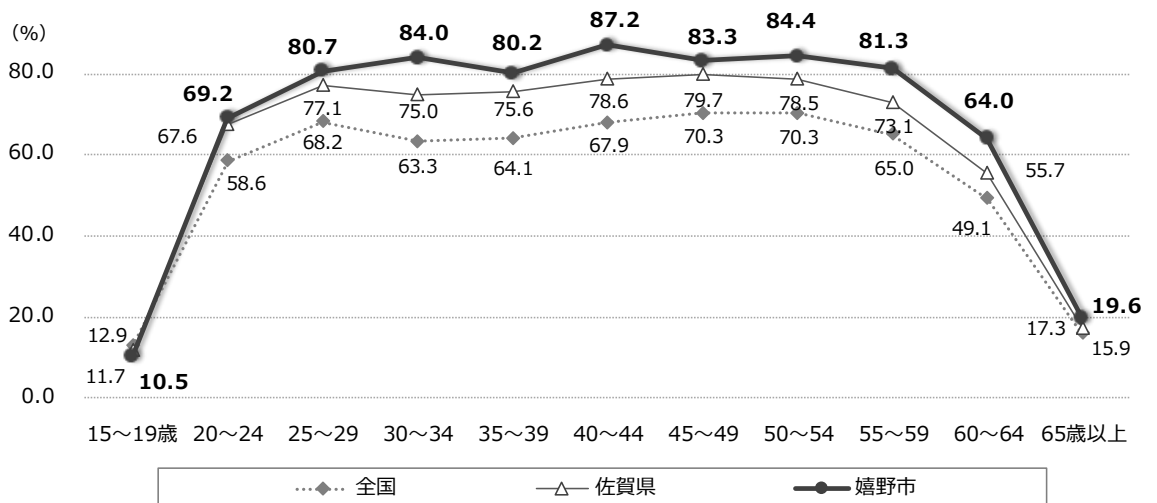


資料：国勢調査

全国や佐賀県の値と比べると全体的に本市の女性の就業率が上回っています。

また、女性の就業率は、一般的に結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くと言われていています。平成27年における女性の年齢別就業率は、35～39歳で一旦低下し、40～44歳で再び上昇していますが、佐賀県や全国と比べて、M字カーブを描く年齢がやや遅い傾向がみられ、結婚・出産の年齢が高くなっていると考えられます。

■ 女性の年齢別就業率（平成27年）



資料：国勢調査

第2節 各種調査結果の概要

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1) 調査の目的

子ども・子育て支援を総合的に推進するため「嬉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向や要望等を把握し、今後の子ども・子育て支援事業計画の策定に資することを目的として、アンケート調査を実施しました。

2) 調査の概要

- 調査地域：嬉野市全域
- 調査対象者：市内在住の就学前、小学生児童の保護者
- 調査期間：平成31年1月17日～1月31日
- 調査方法：就学前児童は郵送配布・郵送回収
小学生児童は学校を通じた配布・回収
- 回収結果

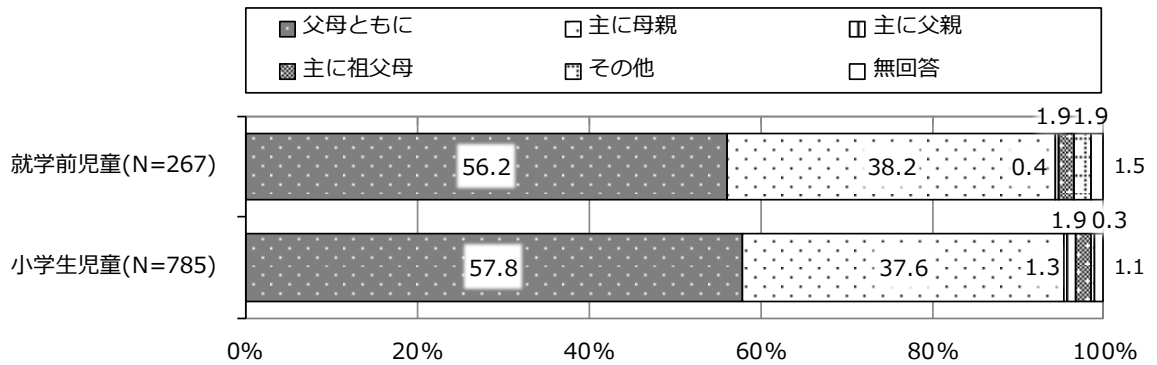
調査票	配布数	回収数	回収率
就学前児童	475 件	267 件	56.2%
小学生児童	984 件	785 件	79.8%
合計	1,459 件	1,052 件	72.1%

3) 結果概要

① 住まいの地域、子どもと家族の状況

- 回答者の住まいの校区は、就学前児童、小学生児童ともに「嬉野小学校区」が3割程度と最も多くなっています。
- 子どもの人数は、就学前児童では「3人」、小学生児童は「2人」が最も多くなっています。
- 調査の回答は主に「母親」が多く、また、ひとり親家庭と想定される割合（「配偶者がいない」と回答した人の割合）は、就学前児童で4.1%、小学生児童で12.2%となっています。
- 子育てを主に行う人は「父母ともに」が全体の半数を超えています。が、「主に母親」という回答も4割近くみられます。

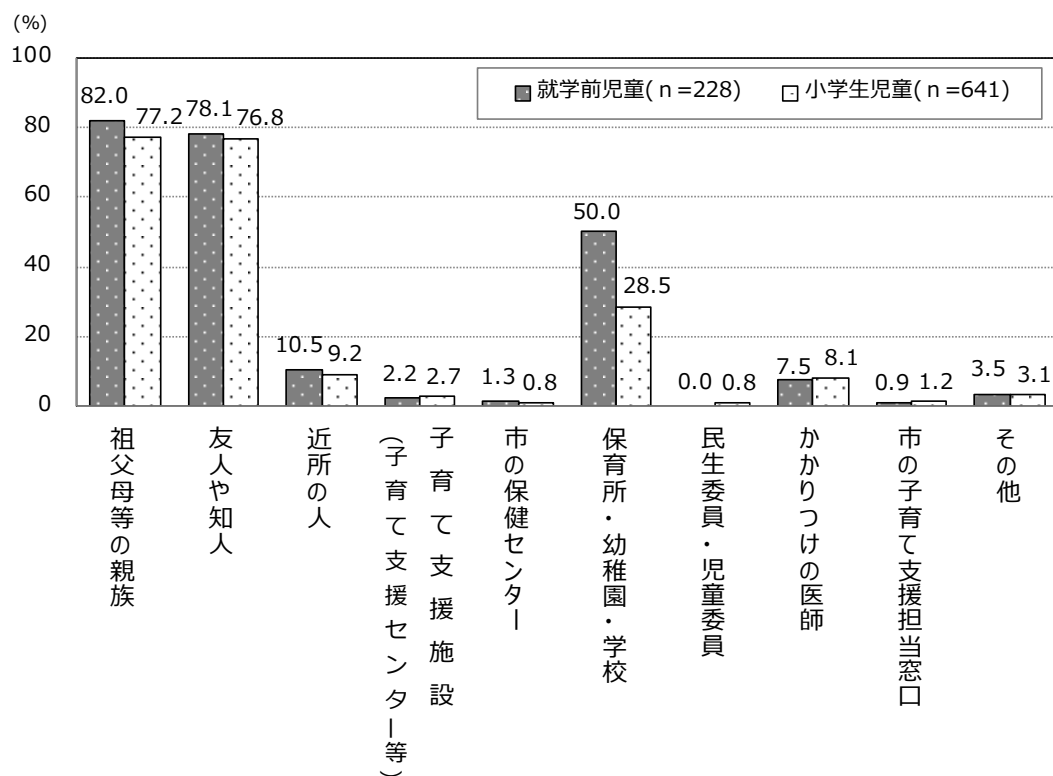
■ 主に子育てを行っている人（単数回答）



② 子どもの育ちをめぐる環境

- 日常的や緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえる家庭は就学前児童、小学生児童ともに約半数となっていますが、そのうち、約2～3割の家庭が、祖父母等の親族の身体的・精神的負担が大きく心配で、心苦しい状況であると回答しています。
- 子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」と回答した人は就学前児童で85.4%、小学生児童で81.7%となっており、その相談相手は「祖父母等の親族」や「友人や知人」が多くなっています。一方、「子育て支援施設（子育て支援センター等）」や「市の保健センター」「市の子育て支援担当窓口」などの専門機関を相談相手とする人は1割未満と少ない状況です。

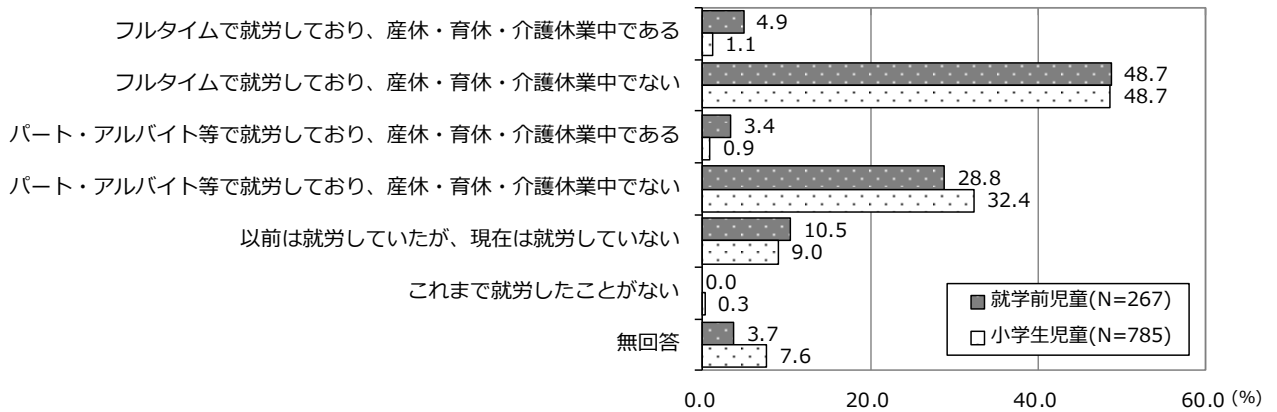
■ 子育てに関して相談できる相手・機関（複数回答）



③ 保護者の就労状況

- ・母親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイム就労（産休・育休・介護休業中含む）」が5割程度、「パート・アルバイト等就労（産休・育休・介護休業中含む）」が3割程度となっており、8割以上の母親が就労している状況です。また、前回調査と比較すると、“就労者”（「フルタイム」＋「パート・アルバイト等」）が就学前児童、小学生児童ともに増加しており、働く母親が増加しています。

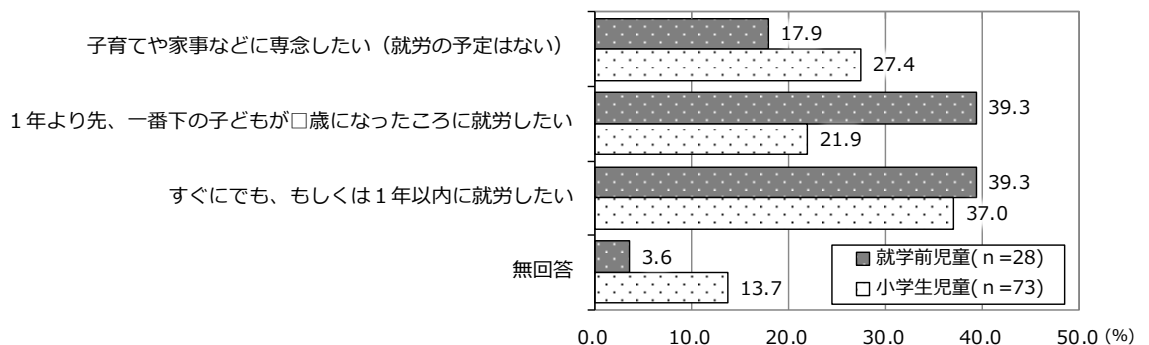
■ 母親の就労状況（単数回答）



	就学前児童			小学生児童		
	前回	今回	前回との差	前回	今回	前回との差
フルタイム	43.6%	53.6%	+10.0	41.7%	49.8%	+8.1
パート・アルバイト等	28.9%	32.2%	+3.3	36.2%	33.3%	-2.9
就労者	72.5%	85.8%	+13.3	77.9%	83.1%	+5.2
未就労者	23.1	10.5	-12.6	14.2	9.3	-4.9

- ・現在、働いていない母親の就労意向は、就学前児童、小学生児童ともに「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が多くなっており、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」を合わせると、就学前児童では78.6%、小学生児童では58.9%が就労を希望しています。

■ 母親の就労意向（未就労者のみ）（単数回答）

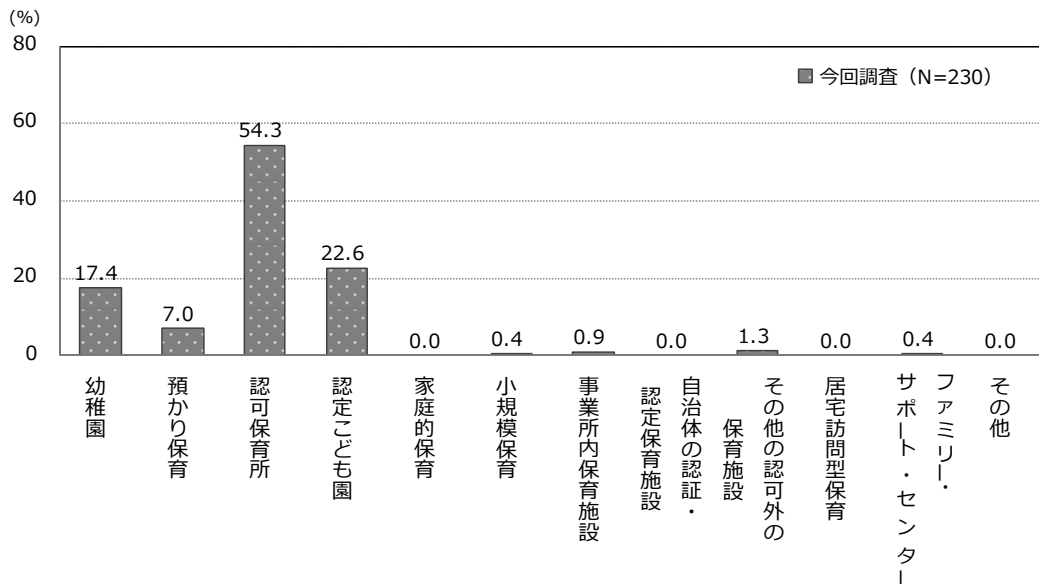


④ 定期的な教育・保育事業の利用

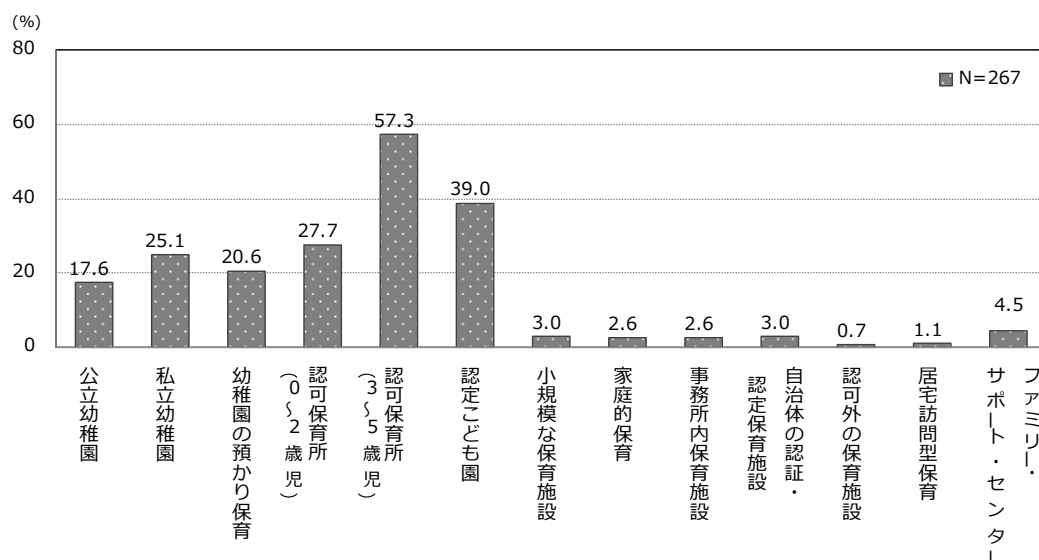
○ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

- ・現在の定期的な教育・保育事業の利用について、就学前児童では「利用している」が86.1%と前回調査よりも14.1ポイント増加しています。利用している理由は「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が8割以上となっており、母親の就労者の増加が影響していると考えられます。
- ・現在、定期的にご利用している教育・保育事業は「認可保育所」（54.3%）、「認定こども園」（22.6%）、「幼稚園」（17.4%）の順に多くなっています。
- ・今後、無償化になった場合、利用したい教育・保育事業は「認可保育所（3～5歳）」（57.3%）、「認定こども園」（39.0%）、「認可保育所（0～2歳児）」（27.7%）、「私立幼稚園」（25.1%）の順に多くなっています。

■ 現在、定期的にご利用している教育・保育事業（教育・保育事業の利用者のみ）（複数回答）



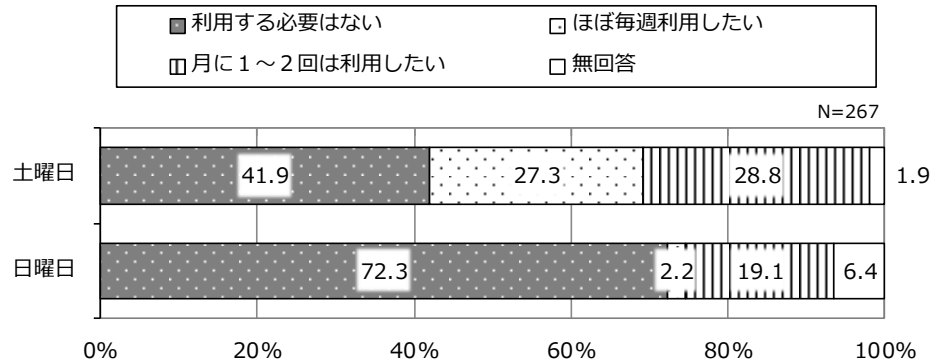
■ 今後、無償化になった場合、利用したい教育・保育事業（就学前児童すべて）（複数回答）



○ 土曜日、日・祝日の教育・保育事業の利用希望

- 土曜日、日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用について、「月に1～2回は利用したい」「ほぼ毎週利用したい」という回答は、土曜日が56.1%、日・祝日が21.3%となっており、その主な理由は「月に数回仕事が入るため」となっています。

■ 土曜日、日・祝日の教育・保育事業の利用希望（単数回答）

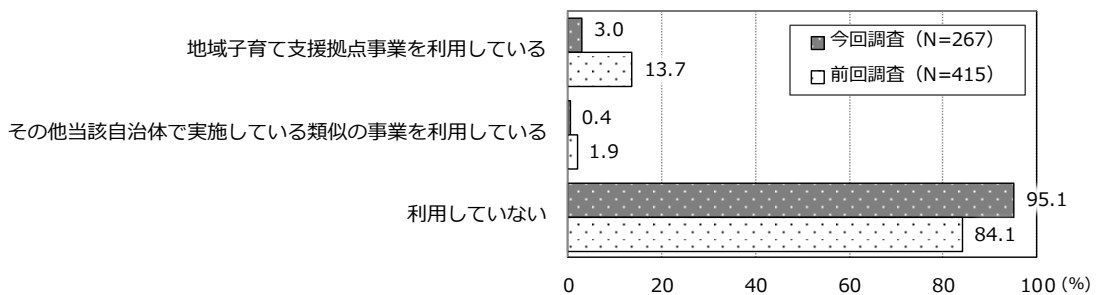


⑤ 地域の子育て支援に関する事業の利用意向

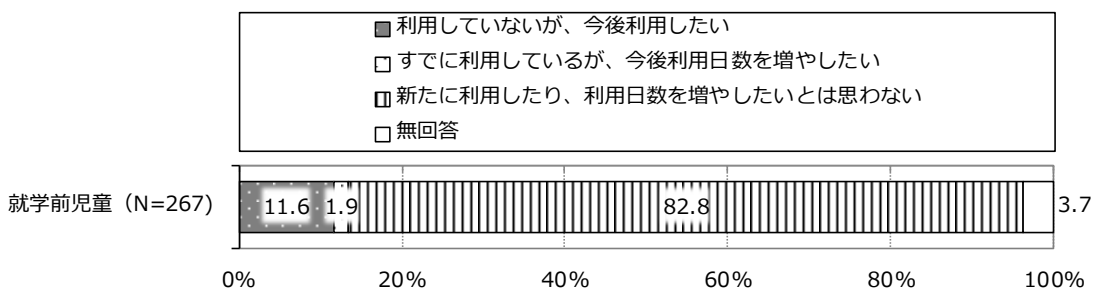
○ 子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況と利用意向

- 子育て支援拠点事業の現在の利用は、他当該自治体が発行している類似の事業の利用を含め3.4%となっており、前回調査に比べて10ポイント以上減少しています。また、今後の利用意向がある人は、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたいとは思わない」を含めて13.5%となっています。

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況（複数回答）



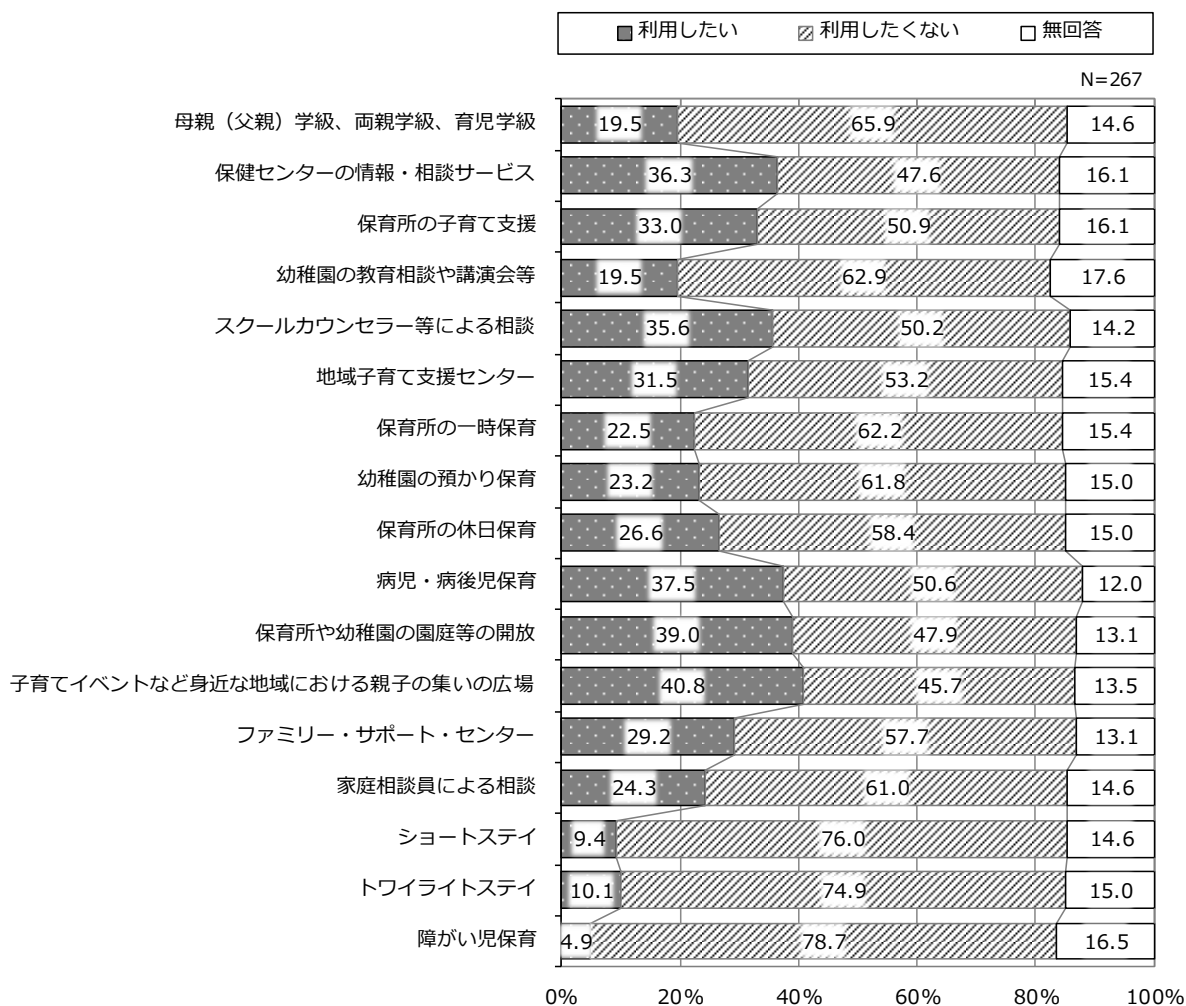
■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用意向（単数回答）



○ 地域の子育て支援に関する事業の利用意向

- ・就学前児童における地域の子育て支援に関する事業の利用意向について、「利用したい」という回答が最も多いのは「子育てイベントなど身近な地域における親子の集いの広場」が40.8%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(39.0%)、「病児・病後児保育」(37.5%)、「保健センターの情報・相談サービス」(36.3%)の順に続きます。

■ 地域の子育て支援事業の利用意向（単数回答）



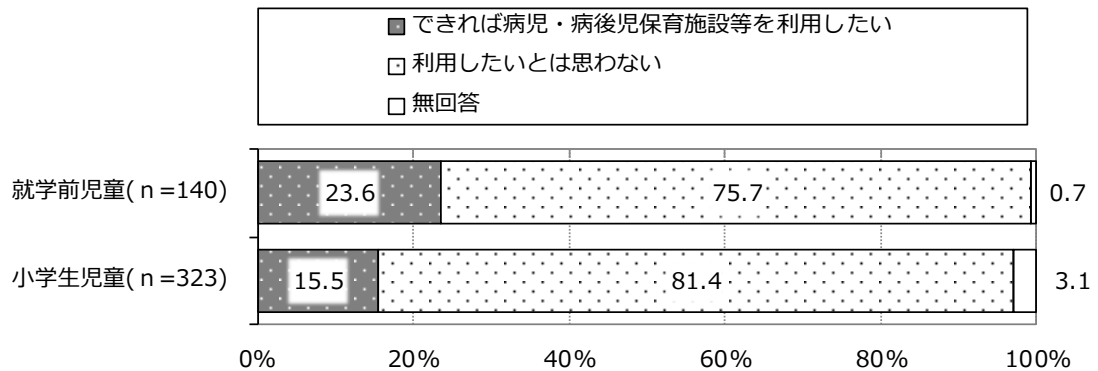
○ こどもセンターの利用意向

- ・こどもセンター（情報発信や相談業務に重点を置いた、人と人がつながり合うことができる場（利用者支援事業））が設置された場合、「利用したい」という割合は、就学前児童で34.5%、小学生児童で21.0%となっています。
- ・こどもセンターを利用意向が高まるような施設整備は「遊具や絵本等が置かれた屋内で遊べるスペース」「公園などが併設し、子どもが遊べる広場」「専門的な知識・資格を持った相談員の常駐」「親子で参加できるイベントの実施」が上位に挙げられています。

⑥ 病気の際の対応

- 子どもが病気やケガで幼稚園や保育所、小学校等に通うことができなかった経験がある割合は、就学前児童で 75.7%、小学生児童で 56.7%と就学前児童に多くみられます。その対処法として、「母親が休んだ」（または「父親が休んだ」と回答した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」という割合が、就学前児童で 23.6%、小学生児童で 15.5%となっています。

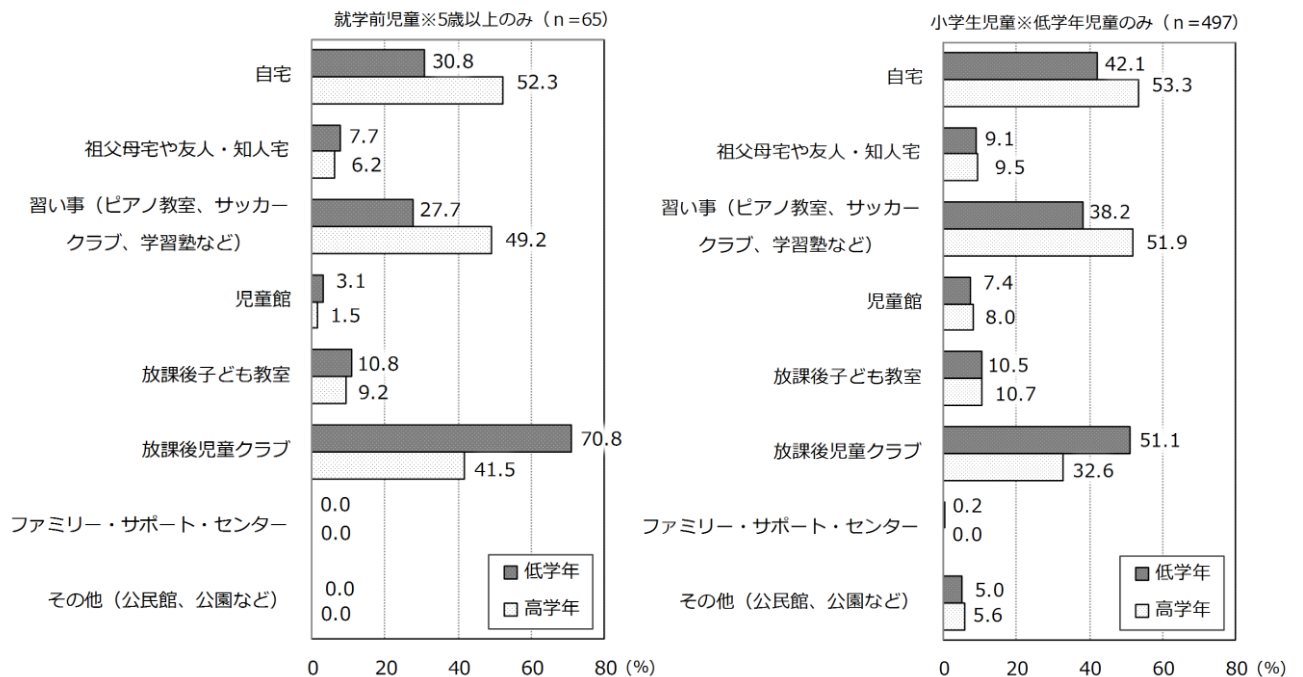
■ 病児・病後児保育事業の利用意向（単数回答）



⑦ 放課後の過ごし方

- 就学前児童（5歳以上）、小学生児童（現在低学年）の放課後の過ごし方の希望は、低学年（1～3年生）では「放課後児童クラブ」「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の順に多くなりますが、高学年（4～6年生）になると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ」の順に多くなっています。高学年になると「放課後児童クラブ」の利用を希望する人は減る傾向がみられます。

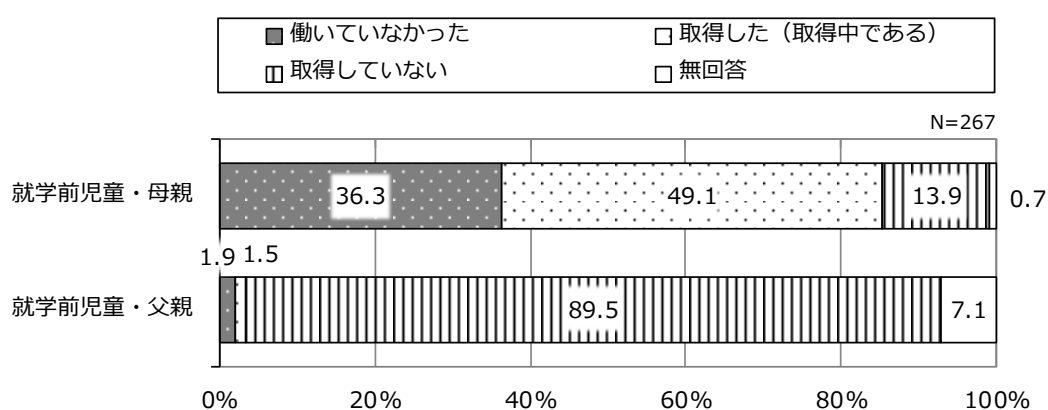
■ 放課後過ごさせたい場所（複数回答）



⑧ 育児と仕事の両立

- 育児休業の取得について、就学前児童の母親は「取得した（取得中である）」が49.1%と半数近くが取得している一方で、父親は1.5%とかなり低く、母親と父親の育児休業取得には差がみられます。
- 多くの母親が育児休業取得後に職場復帰していますが、希望していた職場復帰の時期は子どもの平均月齢1歳3か月に対して、実際の職場復帰の時期は平均月齢7か月と約8か月早く復帰している状況がみられます。その理由は「経済的な理由で早く復帰する必要があった」「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」という回答が多くなっています。

■ 育児休業制度の取得の有無（単数回答）

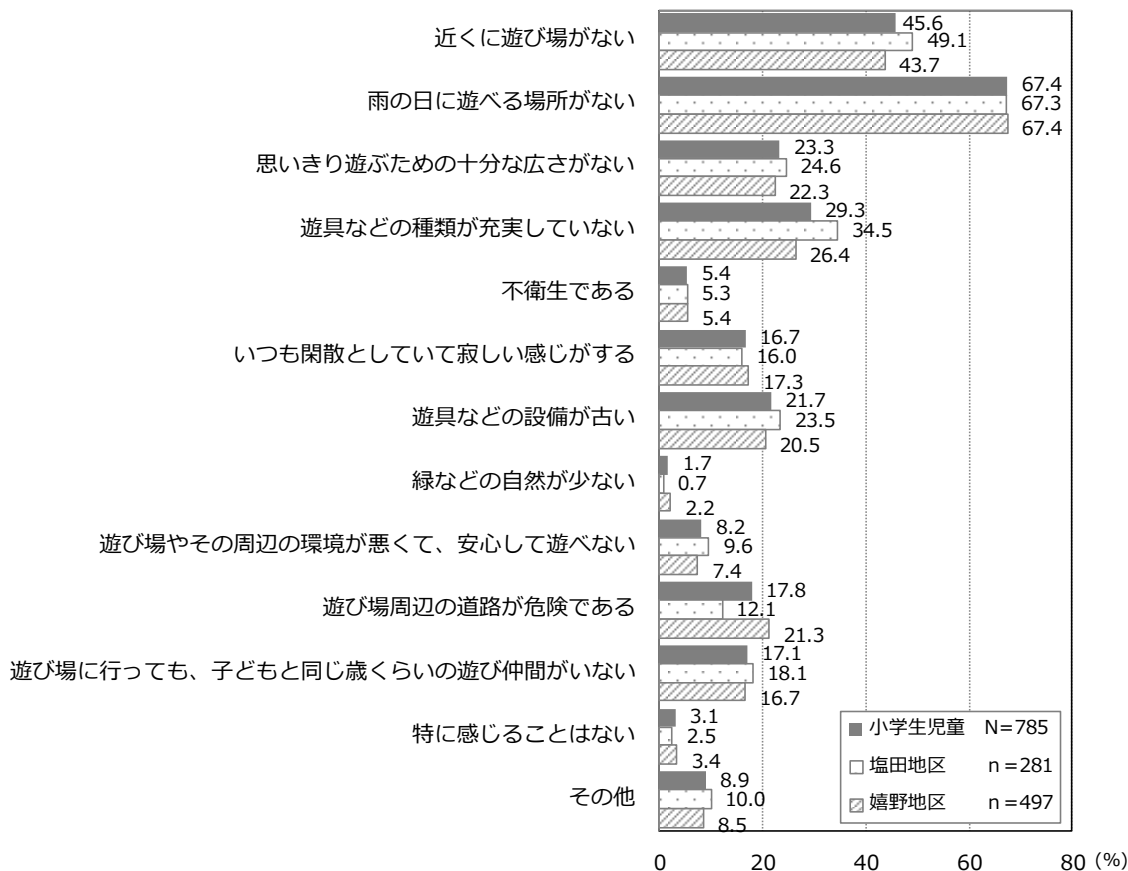


⑨ 子育て環境について

○ 子どもの遊び場

- 小学生児童を持つ保護者が、子どもの遊び場について感じることは「雨の日に遊べる場所がない」（67.4%）、「近くに遊び場がない」（45.6%）、「遊具などの種類が充実していない」（29.3%）、「思いきり遊ぶための十分な広さがない」（23.3%）が上位に挙がっています。また、地区別にみると塩田地区では「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」という回答が嬉野地区よりも多く、一方、嬉野地区では「遊び場周辺の道路が危険である」が塩田地区よりも多くみられます。

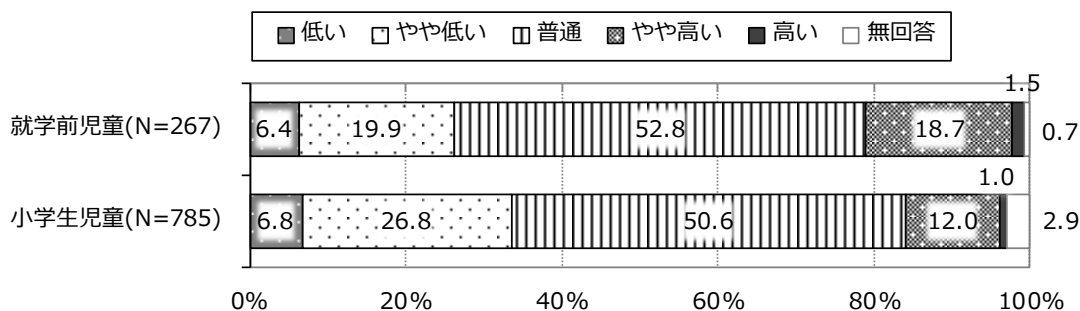
■ 子どもの遊び場について感じること（複数回答）



○ 子育て環境や支援の満足度

- 市の子育て環境や支援の満足度は、就学前児童小、小学生児童ともに「普通」が最も多くなっており、「低い」と「やや低い」を合わせると、就学前児童では26.3%、小学生児童では33.6%、「高い」と「やや高い」を合わせると、就学前児童では20.2%、小学生児童では13.0%となっており、小学生児童の方が市の子育て環境や支援の満足度が低くなっています。

■ 子育て環境や支援の満足度（単数回答）



(2) 子どもの幸せを考えるためのアンケート調査

1) 調査の目的

少子化や子どもの貧困などの問題が全国的に深刻化・顕在化していく中、本調査は、本市に暮らす市民が安心して子どもを育てるために必要となる取り組みについて検討するにあたり、子どものいる家庭の生活状況や子どもの様子、子育ての悩みや困りごと等の実態を把握することを目的に実施しました。

2) 調査の概要

- 調査地域：嬉野市全域
- 調査対象者：市内在住の0歳～17歳の子どもの持つ保護者
- 調査期間：平成29年1月
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収結果

配布数	回収数	回収率
2,000件	1,066件	53.3%

3) 結果概要

① 生活困難世帯の判別・類型化

アンケート結果に基づき、“生活困難”という視点から世帯の判別・類型化を行いました。これは、子どもの暮らす家庭の経済的な状況が、その子どもの幸せや夢を実現する上での制約・条件となってはならないという考え方によるものです。

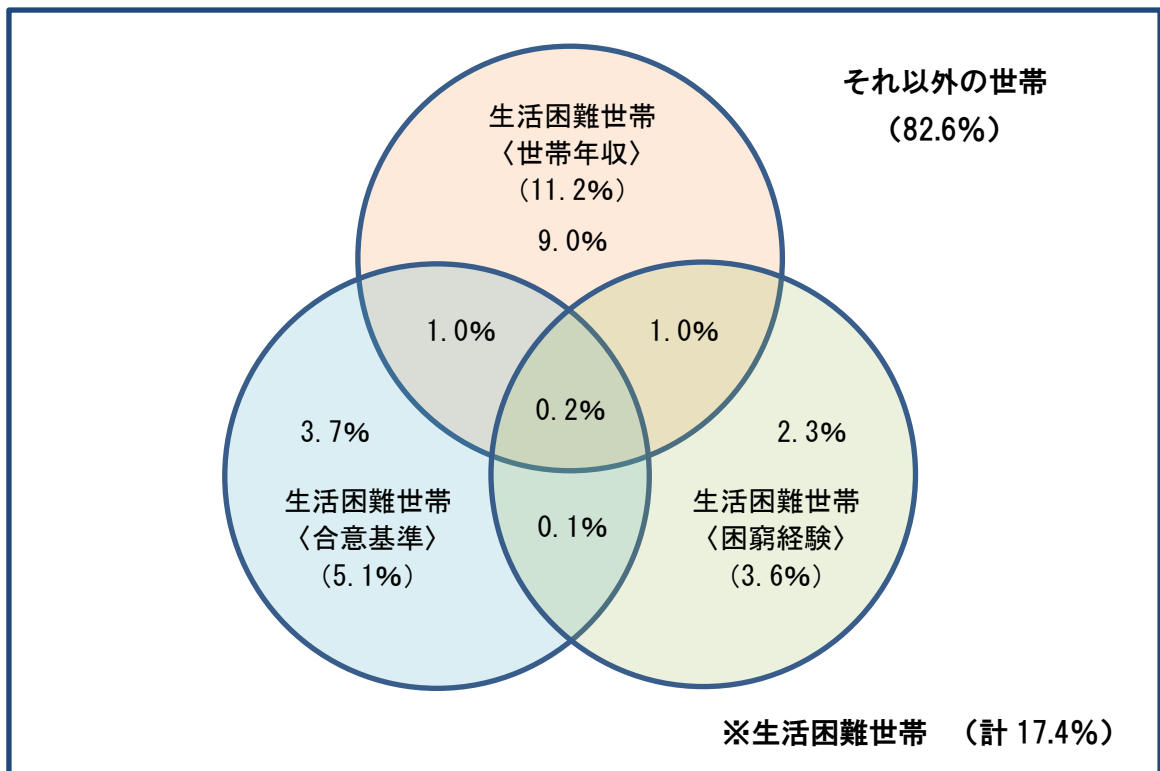
“生活困難”の状況について、本調査では『世帯年収』『合意基準』『困窮経験』の3つの視点から“生活困難世帯”と“それ以外の世帯”といった類型化を行いました。

“生活困難世帯”指標	判別基準
世帯年収	◆世帯年収「250万円未満」の場合、“生活困難世帯”と判別 ◇世帯年収について無記入の場合、世帯年収による判別は不能
合意基準 6項目	◆子どもにとって必要な環境・モノ（18項目）のうち、6項目（①一日三度の食事、②必要なときに病院・診療所に行く、③高校・高専への進学、④季節にあった衣服、⑤遠足・修学旅行等の学校行事への参加、⑥手づくりの夕食）のいずれかが「与えられていない」場合、“生活困難世帯”と判別 ◇上記による“生活困難世帯”以外で、6項目中に無記入の項目がある場合、合意基準6項目による判別は不能
困窮経験 4項目	◆経済的理由による困窮経験（6項目）のうち、4項目（①必要な食料が買えなかった、②必要な衣料が買えなかった、③電気・ガス・水道料金の滞納、④家賃・住宅ローンの滞納）のいずれかが「頻繁にあった」場合、“生活困難世帯”と判別 ◇上記による“生活困難世帯”以外で、4項目中に無記入の項目がある場合、困窮経験4項目による判別は不能

類型化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ “生活困難世帯” 指標のいずれかで “生活困難世帯” と判別された場合、“生活困難世帯” として扱う ◇ “生活困難世帯” 指標のすべてにおいて判別不能と判断された場合、“生活困難世帯” の判別が不能であり、集計上は “不明” として扱う ◇ 上記の “生活困難世帯” “不明” のいずれでもない場合は、“生活困難” ではないことが判別されたことになり、“それ以外の世帯” として扱う
-----	--

		件数	構成比	
			全データ対象	判別可能データ
集計	生活困難世帯	158 世帯	14.8%	17.4%
	それ以外の世帯	750 世帯	70.4%	82.6%
	不明	158 世帯	14.8%	
	計	1,066 世帯	100.0%	100.0%

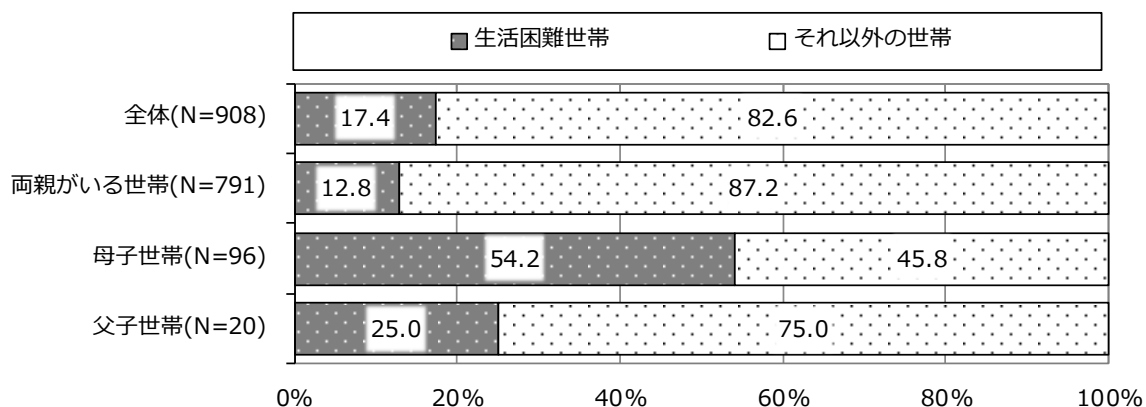
不明” データを除くと、“生活困難世帯” が全体の 17.4%、“それ以外の世帯” が 82.6%となります。



② 家族構成

- ・家族構成別に“生活困難世帯”が占める割合をみると、「両親がいる世帯」では12.8%であるのに対し、「父子世帯」では25.0%、また、「母子世帯」では54.2%と過半数を占めています。ひとり親家庭のうち、特に母子家庭に“生活困難世帯”が多くみられます。

■ 家族構成と生活困難世帯

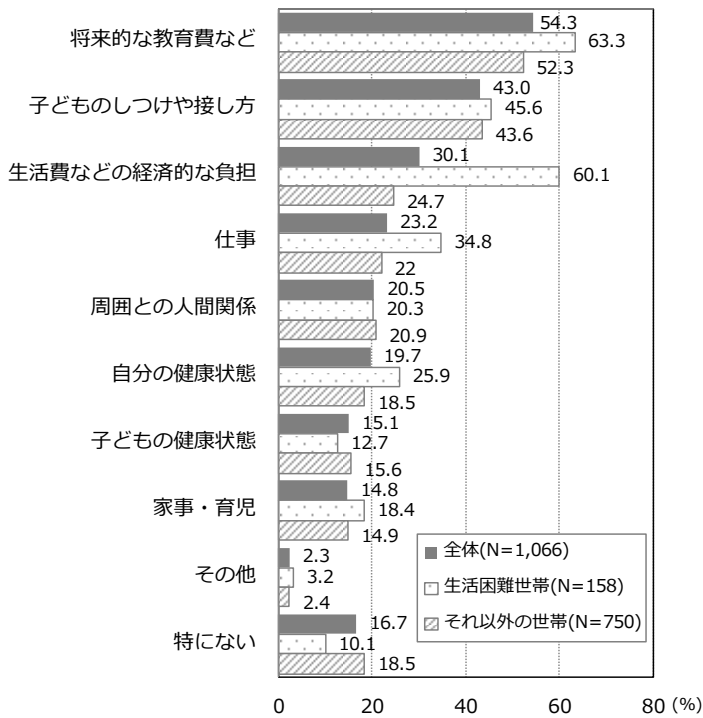


※全体には判定不能 158 世帯並びに家族構成不明 1 世帯含む

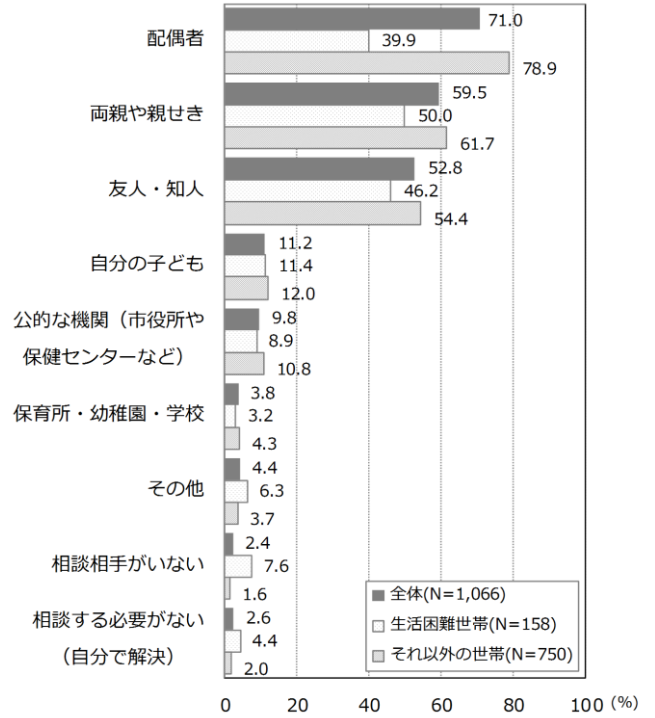
③ 子育ての悩みや相談について

- ・子育てについての心配や悩み事について、「子どもの健康状態」と「周囲との人間関係」など一部の項目を除いて、“それ以外の世帯”に比べて“生活困難世帯”の方が総じて心配・悩み事の割合が高くなっており、特に「生活費などの経済的な負担」は“生活困難世帯”が“それ以外の世帯”の割合を大きく上回っています。
- ・心配や悩み事の相談相手として、“それ以外の世帯”では「配偶者」が最も多く78.9%、次いで「両親や親せき」が61.7%、「友人・知人」が54.4%の順となっていますが、“生活困難世帯”では「両親や親せき」が最も多く50.0%、次いで「友人・知人」が46.2%、「配偶者」が39.9%の順となっています。「配偶者」の割合が少ない理由として、“生活困難世帯”では、子ども父親のいない世帯が多いことが理由の一つとして考えられます。また、「相談相手がない」という回答は、“それ以外の世帯”の1.6%に対して“生活困難世帯”では7.6%と多くなっています。

■ 子育ての心配や悩み事



■ 心配や悩み事を相談する相手

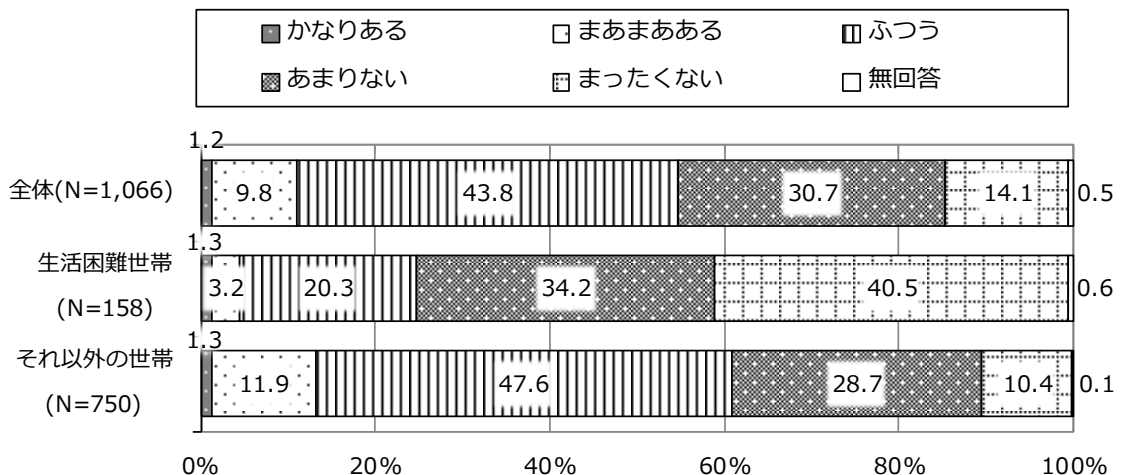


④ 生活全般

○ 経済状況

- 現在の生活の経済的ゆとりの程度について、“それ以外の世帯”では「ふつう」が47.6%と最も多いのに対し、“生活困難世帯”では「まったくない」が40.5%と最も多くなっています。また、「まったくない」と「あまりない」を合わせると、“それ以外の世帯”では39.1%に対し、“生活困難世帯”では74.7%と約2倍となっています。

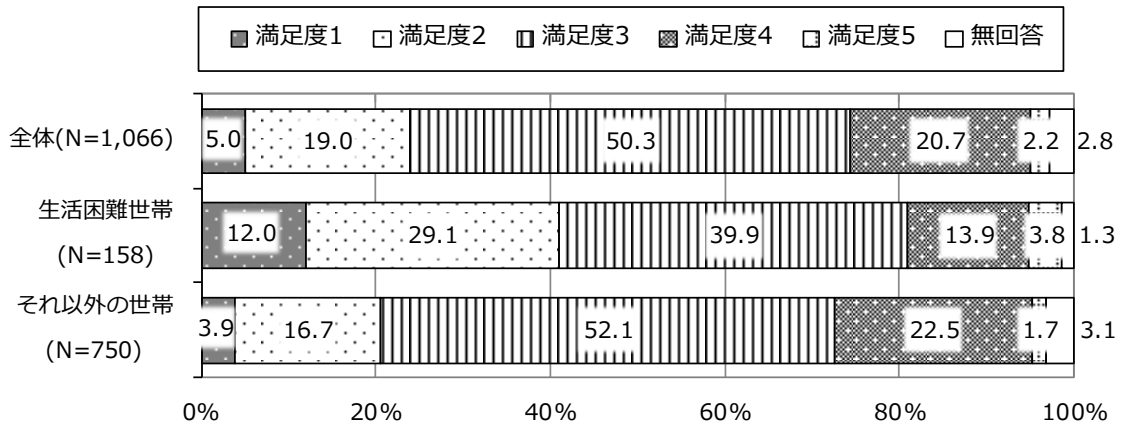
■ 現在の生活の経済的ゆとりの程度



○ 子育ての環境や支援への満足度

- 本市での子育ての環境や支援への満足度については、“生活困難世帯” “それ以外の世帯” とともに「満足度3」が最も多くなっています。比較的満足度の低い「満足度1」と「満足度2」を合わせると、“それ以外の世帯” では20.6%に対し、“生活困難世帯” では41.1%と約2倍となっています。

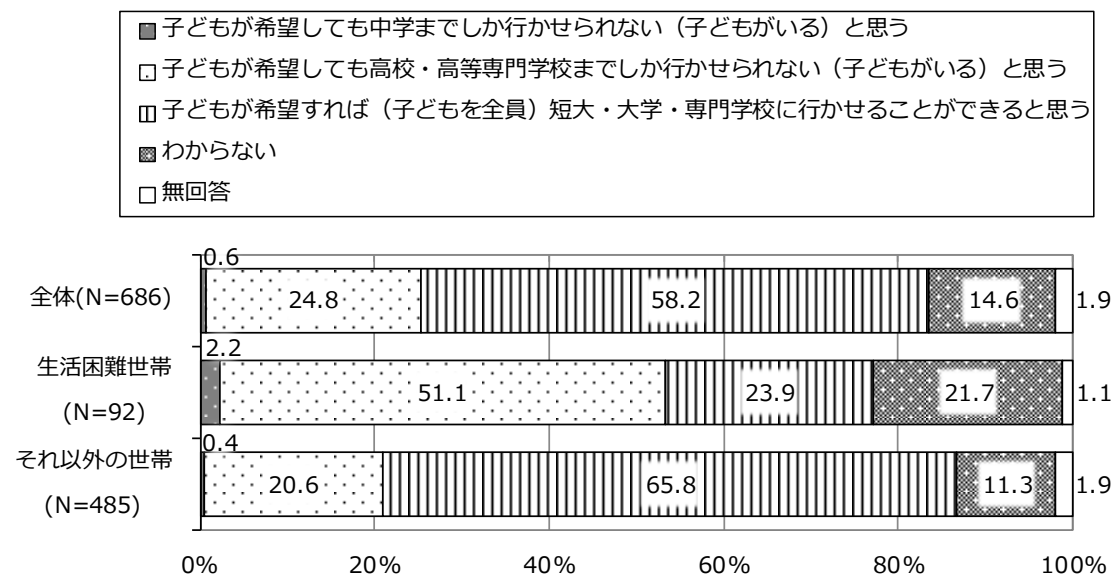
■ 嬉野市の子育ての環境や支援への満足度



○ 将来の進学見通し（小学生・中学生の保護者のみ回答）

- お子さんの将来の進学見通しについては、“それ以外の世帯” では「子どもが希望すれば(子どもを全員)短大・大学・専門学校に行かせることができると思う」が65.8%と最も多いのに対し、“生活困難世帯” では「子どもが希望しても高校・高等専門学校までしか行かせられない(子どもがいる)と思う」が51.1%と最も多くなっています。

■ 将来の進学見通し（小学生・中学生の保護者のみ回答）



(3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのヒアリング調査

1) 調査の目的

「嬉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、市内の子ども・子育てに関係する各種団体等から市の現状や課題等を聴き、計画の策定に資することを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

2) 調査の概要

- 調査期間：平成 31 年 1 月～2 月
- 調査実施方法：ヒアリング対象団体の代表者に調査票を配布し、記入された内容に基づき、直接ヒアリングを実施
- ヒアリング対象団体

対象団体	調査日
嬉野町民生児童委員協議会 代表者	平成 31 年 1 月 23 日
塩田町民生児童委員協議会 代表者	平成 31 年 1 月 25 日
嬉野市社会福祉協議会 代表者	平成 31 年 1 月 23 日
児童養護施設 済昭園 代表者	平成 31 年 2 月 18 日

3) 結果概要

① 嬉野市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状や問題点

- ◆ 親になることへの意識の低さや子育てに余裕がない家庭がみられる。また、子どものみならず、親自身がスマホやゲーム、SNS 等に依存し、家庭全体の生活リズムが崩れている場合もある。
- ◆ 近所づきあいの希薄化により、子ども及び家庭の様子が見えにくい。
- ◆ 核家族化が進行し、父親の姿がみられない家庭の母親は、周囲からの助けが少ない。
- ◆ 共働き家庭が増えており、食事の質の低下や共食の機会が減るなど、親子の生活習慣にすれ違いがみられる。
- ◆ 子育て支援センターに来る人が固定しており、保護者同士のコミュニケーションを図る場や機会が少ない。

② 支援が必要な子ども・子育て家庭の状況や問題点

- ◆ 貧困などにより、子どもたちが十分に食事を取れていない状況がみられる。
- ◆ 保護者自身の精神疾患やアルコール依存症などにより、養育困難の状態や育児放棄（ネグレクト）の傾向が強くなっている。
- ◆ 発達障がい、ASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）やLD（学習障害）など、見た目では障がいがわかりにくい子どもとその家族への支援が必要である。
- ◆ 生活困難家庭が必要な支援に結びついていない場合がある。また、障がいや不登校の子どもたちが進学を機に、支援が途切れてしまうこともあるため、支援が必要な子ども・子育て家庭への切れ目ない支援が必要となる。
- ◆ 外国人の子どもが増えており、妊娠・出産・子育てを行う上で、言語が壁となっており、必要な情報が行き届かないといった課題がある。

③ 地域の協力による子育て支援の状況や問題点

- ◆ ファミサポや子どもたちへの本の読み聞かせ、見守り、あいさつ運動など子育て支援のボランティアを行っているが、周知されていない。また、ボランティアを行う人材の確保が難しい。
- ◆ 世代間交流や子どもたちのボランティア活動、学校で福祉体験教室を行っている。
- ◆ 各家庭のライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域で子育てをしていくことが難しい。まずは、地域の人と子どもたちが顔見知りの関係を築くことが大切である。

* 「ASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）」とは…

概ね3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さや言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全がある状態と推定されています。なお、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わない状態です。

* 「LD（学習障害）」とは…

基本的には全般的な知的発達に遅れはみられませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示します。

④ 子どもの成長に関わる環境の状況や問題点

- ◆ 子どもが安全に楽しく遊べるような公園がない地区がある。大きな公園ではなく、身近な地域で子どもたちが自由に遊べる場がほしい。
- ◆ 夏休み前に、各地区の公園の遊具等を点検している。危険性がある遊具等については、撤去されている。
- ◆ 放課後児童クラブを提供する教室が狭いため、専用の教室（場）の確保が必要である。
- ◆ 市内事業所同士の交流がないため、保護者からの相談に対応できない場合がある。市の子どもに関わる全事業所で、実務者レベルで情報交換・情報共有を図り、質の高い教育・保育、相談支援・情報が提供できるよう取り組んでいく必要がある。
- ◆ 子育て家庭ショートステイやトワイライトステイについて、受け入れ側の人員等の体制が整わず、預かりを断る場合もある。

⑤ 市の子育て支援策について

- ◆ 本市は、様々な子育て支援策に取り組んでいるが、周知不足や利用手続きの煩雑さなどから、利用に至らない場合がある。
- ◆ 病児保育や託児所などもあり、子育て支援は充実している。今後、ひとり親家庭や発達障がい児の早期支援など、特に支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実が必要である。
- ◆ こんにちは赤ちゃん訪問やヘルパーの派遣など、フォローが必要な子どもと家庭への支援を拡充する必要がある。
- ◆ 制度や市役所窓口の変更、職員の異動などにより、継続した支援が提供されない場合がある。

第3節 第1期計画の実施状況

(1) 教育・保育の実施状況

1) 幼稚園

令和元年5月1日現在、本市には2つの私立幼稚園があります。2園ともに在園児数が定員を下回っており、入所率は和光幼稚園で42.2%、塩田幼稚園で55.0%となっています。

■ 幼稚園

単位：人

名称	3歳児		4歳児		5歳児		合計		
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	入所率
和光幼稚園	30	9	30	13	30	16	90	38	42.2%
塩田幼稚園	20	11	30	20	30	13	80	44	55.0%
合計	50	20	60	33	60	29	170	82	48.2%
うち市外受託児童	-	2	-	1	-	0	-	3	-

※令和元年5月1日現在

資料：庁内資料

2) 認定こども園

令和元年5月1日現在、本市には3つの私立認定こども園があります。1号認定～3号認定の合計をみると、全ての園で在園児数が定員を下回っています。

■ 認定こども園

<1号認定>

単位:人

名称	3歳児		4歳児		5歳児		合計		
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	入所率
ルンビニこども園	5	4	5	0	5	4	15	8	53.3%
嬉野ルンビニこども園	5	0	5	6	5	7	15	13	86.7%
認定こども園嬉野幼稚園	11	6	12	6	12	5	35	17	48.6%
合計	21	10	22	12	22	16	65	38	58.5%
うち市外受託児童	-	0	-	0	-	0	-	0	-

※令和元年5月1日現在

<2号認定>

単位:人

名称	3歳児		4歳児		5歳児		合計		
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	入所率
ルンビニこども園	9	7	9	3	10	10	28	20	71.4%
嬉野ルンビニこども園	16	20	16	14	16	13	48	47	97.9%
認定こども園嬉野幼稚園	15	8	15	9	15	15	45	32	71.1%
合計	40	35	40	26	41	38	121	99	81.8%
うち市外受託児童	-	0	-	0	-	0	-	0	-

※令和元年5月1日現在

<3号認定>

単位:人

名称	0歳児		1歳児		2歳児		合計		
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	入所率
ルンビニこども園	8	4	12	5	12	9	32	18	56.3%
嬉野ルンビニこども園	12	4	15	12	15	18	42	34	81.0%
認定こども園嬉野幼稚園	6	2	14	9	14	12	34	23	67.6%
合計	26	10	41	26	41	39	108	75	69.4%
うち市外受託児童	-	0	-	0	-	0	-	0	-

※令和元年5月1日現在

<合計>

単位:人

名称	合計		
	定員	在園児数	入所率
ルンビニこども園	75	46	61.3%
嬉野ルンビニこども園	105	94	89.5%
認定こども園嬉野幼稚園	114	72	63.2%
合計	294	212	72.1%
うち市外受託児童	-	0	-

※令和元年5月1日現在

資料: 庁内資料

3) 保育所

令和元年5月1日現在、本市には8つの私立保育所があります。下宿保育園は在園児数が定員数を上回っており、それ以外の保育所では、在園児数が定員と同数または下回っている状況です。市全体でみると、入所率は91.1%となっています。

■ 保育所

単位:人

名称	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計		
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	入所率
嬉野りすの森保育園	8	2	12	12	12	13	15	15	16	13	17	17	80	72	90.0%
みのり保育園	6	2	9	9	9	9	12	9	12	14	12	8	60	51	85.0%
久間子守保育園	8	1	10	14	9	12	13	15	15	13	15	15	70	70	100.0%
たちばな保育園	8	4	12	10	12	12	12	13	13	8	13	14	70	61	87.1%
井手川内保育園	4	3	10	12	14	16	19	20	21	16	22	16	90	83	92.2%
岩屋保育園	8	5	14	10	14	11	18	17	18	15	18	22	90	80	88.9%
下宿保育園	8	4	12	13	12	14	16	15	16	17	16	20	80	83	103.8%
吉田保育園	8	2	12	16	12	11	18	15	20	14	20	17	90	75	83.3%
合計	58	23	91	96	94	98	123	119	131	110	133	129	630	575	91.3%
うち市外受託児童	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-

※令和元年5月1日現在

資料：庁内資料

(2) 学校教育の状況

令和元年5月1日現在、8か所の小学校があり、嬉野小学校、五町田小学校以外は、1学年1クラス程度となっており、大野原小学校では複式学級となっています。また、4か所の中学校があり、吉田中学校が1学年1クラスとなっています。

■ 小学校

単位：人、級数

学校名	学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別学級	計
五町田小学校 (分校含む)	児童数	37	28	46	30	29	37	-	207
	学級数	2	2	1	1	1	1	3	11
久間小学校	児童数	39	26	29	40	33	27	-	194
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
塩田小学校	児童数	23	22	29	26	19	23	-	142
	学級数	1	1	1	1	1	1	4	10
嬉野小学校	児童数	60	81	67	72	88	72	-	440
	学級数	3	2	2	3	2	2	4	18
轟小学校	児童数	25	28	32	25	24	27	-	161
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
大野原小学校	児童数	3	2	6	2	2	3	-	18
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	1	0	1	4
吉田小学校	児童数	15	12	19	14	23	20	-	103
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
大草野小学校	児童数	25	23	19	13	21	20	-	121
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
計	児童数	227	222	247	222	239	229	-	1,386
	学級数	10.5	9.5	8.5	9.5	9	8	20	75

資料：教育委員会（令和元年5月1日現在）

学年別児童数は、分校児童数、特別支援学級児童数含む

■ 中学校

単位：人、級数

学校名	学年	1年生	2年生	3年生	特別学級	計
塩田中学校	児童数	73	78	77	-	228
	学級数	3	2	3	3	11
嬉野中学校	児童数	125	100	114	-	339
	学級数	3	3	3	2	11
大野原中学校	児童数	0	5	4	-	9
	学級数	0.5	0.5	1	1	3
吉田中学校	児童数	21	15	13	-	49
	学級数	1	1	1	2	5
計	児童数	219	198	208	-	625
	学級数	7.5	6.5	8	8	30

資料：教育委員会（令和元年5月1日現在）

学年別生徒数は、特別支援学級生徒数含む

(3) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

1) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

- ・保育が必要と認定を受けた子どもに対して、通常の利用日数及び利用時間以外に保育所で保育を行う事業です。市内の認定こども園・保育所（11 園）全てで実施しています。

【対象者】

- ・0歳児～5歳児

【見込量と実績】

- ・見込量より実績は少なくなっています。第1期計画策定時の単位と実績の単位は異なっていますが、利用は減少傾向にあります。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	人日	7,122	5,298	3,697	3,309
前回の見込量	人日	83	82	80	79

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数＝利用人日)

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- ・保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【対象者】

- ・1年生～3年生：低学年
- ・4年生～6年生：高学年

【見込量と実績】

- ・見込みでは減少傾向となっていました。実績は年々増加傾向となっています。また、前期計画期間の定員は585名となっており、平成29年度から定員を上回る実績となっています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	人	498	559	617	629
前回の見込量	人	413	408	408	401

※ 実績は登録児童数（申請があった全児童数（途中退所者、途中入所者、長期のみ利用者も含む））

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

- ・保護者の疾病や仕事などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

【対象者】

- ・0歳児～18歳児

【見込量と実績】

- ・市内の児童養護施設等に委託を行い、事業を実施しています。平成27年度と平成30年度は利用がありました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	人日	39	0	0	3
前回の見込量	人日	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数＝利用人日)

4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業概要】

- ・乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報提供や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。
- ・嬉野庁舎と嬉野市コミュニティセンター楠風館で実施しています。

【対象者】

- ・小学校就学前児童とその保護者

【見込量と実績】

- ・実績は見込みを大きく上回っています。平成27年度から平成29年度にかけて、実績は減少傾向にありますが、平成30年度に増加しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	人回	6,972	6,400	5,776	6,166
前回の見込量	人回	4,000	4,000	4,000	4,000

※人回は、何人の人が何回利用したかを示す。(利用人数×利用回数＝利用人回)

5) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定／2号認定で幼稚園希望

【事業概要】

- ・家庭で保育を受けることが一時的に困難となった在園児を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

【対象者】

- ・3歳児～5歳児

【見込量と実績】

- ・各年、幼稚園等における預かり保育の利用実績はありません。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	人日	0	0	0	0
前回の見込量	人日	12,820	12,820	12,419	12,209

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

② 一時預かり事業（認定こども園・保育所の預かり保育）

【事業概要】

- ・通常の利用時間以外に、保育認定を受けない子どもに対し、認定こども園・保育所で保育を行う事業です。

【対象者】

- ・0歳児～5歳児

【見込量と実績】

- ・実績は見込みを大きく下回っており、平成28年度に一度減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	人日	332	297	308	339
前回の見込量	人日	1,707	1,684	1,639	1,607

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

- ・急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

【対象者】

- ・0歳児～5歳児、1年生～6年生

【見込量と実績】

- ・実績は見込み量を大きく下回っていますが、利用は増加傾向にあります。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	人日	28	39	38	40
前回の見込量	人日	164	162	158	155

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

- ・一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

【対象者】

- ・0歳児～11歳児（概ね小学生まで）

【見込量と実績】

- ・平成 29 年度以降、実績が見込みを上回るようになり、平成 30 年度では 272 人日と大きく増加しています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	人日	87	80	171	272
前回の見込量	人日	164	162	158	155

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

8) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

- ・妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施する事業です。

【対象者】

- ・妊婦

【見込量と実績】

- ・実績は見込み量を大きく上回っていますが、減少傾向にあります。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	回	320	320	306	236
	人	211	228	200	186
前回の見込量	人	199	195	191	186

9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- ・保健師等が生後4か月までのすべての乳幼児を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行う事業です。また、発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行います。

【対象者】

- ・0歳児とその保護者

【見込量と実績】

- ・前回の見込みは減少と推計されていましたが、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて増加しています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	人	187	194	183	204
前回の見込量	人	199	195	191	186

10) 養育支援訪問事業

【事業概要】

- ・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【対象者】

- ・乳児家庭全戸保問事業等の実施により養育支援が必要であると確認された家庭

【見込量と実績】

- ・実績は見込みを下回っており、減少傾向にあります。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	人	13	9	9	9
前回の見込量	人	20	20	20	20

11) 利用者支援事業

【事業概要】

- ・保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握します。また、支援を必要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。
- ・令和元年度から、基本型と母子保健型の2か所で実施しています。

【対象者】

- ・妊産婦から小学校就学前児童の子育て家庭を基本とし、18歳までの児童とその保護者・家庭

【見込量と実績】

- ・令和元年度に1か所整備を行っています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	か所	0	0	0	0
前回の見込量	か所	1	1	1	1

*「利用者支援事業（基本型）」は、地域子育て支援センター等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受けたり、子育てに関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行います。

*「利用者支援事業（母子保健型）」は、保健センター等で保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする保護者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定を行います。

第4節 課題の整理

基礎的な統計資料や各種調査、第1期計画の実施状況等から、本市の子ども・子育て家庭を取り巻く課題を次のように整理します。

課題1 子育て家庭への相談支援・情報提供と教育・保育サービスの充実

● 相談支援・情報提供の充実

本市では、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）や令和元年9月に整備した「こどもセンターLykke（リュッケ）」をはじめ、地域の実情に応じた様々な子ども・子育て支援事業に取り組み、妊娠期から出産、子育て期にわたるまで、親と子の健全な成長と切れ目ない相談支援や情報提供の充実に努めてきました。

平成30年度の子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子育てについて気軽に相談できる人や相談できる場所が「いる/ある」という回答は8割程度となっていますが、平成25年度の調査と比べると、その割合は1割程度減少しています。

近年の少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、従来のように親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けることが難しくなっており、その傾向はさらに強まっていくと考えられます。

今後、子育て支援センター及びこどもセンターを中心に、相談支援体制の機能強化を図るとともに、身近な地域の相談支援体制の充実に努め、保護者の妊娠・出産、子育てによる不安・負担の軽減及び解消を図ることが重要です。

また、生活困難家庭や外国籍の子どもがいる家庭などに必要な情報を提供できず、支援に結び付いていないことが指摘されています。子育てに必要な情報をすべての家庭に伝えることができるよう、多様な手段を活用した情報提供の充実に努めることが必要です。

● 教育・保育事業の提供体制の充実

本市では、母親の就労率の増加に伴い、保育所等の利用率も増加しています。アンケート調査によると、平日だけでなく土曜日や長期休暇中においても、認可保育所や認定こども園の今後の利用意向が高く、また、令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化に伴い、さらに教育・保育の利用ニーズは高まると考えられます。

また、放課後児童クラブの利用者が増加する中、支援員の確保や配慮が必要な家庭への支援や他機関との連携、情報共有などが課題として指摘されています。

多様な教育・保育ニーズ及び仕事と子育ての両立支援に対応するため、教育・保育事業の拡充を図るとともに、特別な配慮が必要な子どもを含めたすべての子どもに質の良い教育・保育事業が行き届くよう、幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等に従事する教諭、保育士、支援員の確保や質の向上に向けた取り組みが必要です。

課題2 地域全体で「子育て」を支援していくための取り組みの充実

● 地域全体で「子育て」を支援するための環境整備

少子化や核家族化によって地域との繋がりが希薄化する中、本市はこどもセンターの整備や交流機会の支援、公園の整備等を行ってきました。その他、社会福祉協議会による子どもの居場所づくりや民生委員・児童委員による子どもの遊び場等の点検、地域住民による子どもの登下校の見守り等様々な取り組みが行われています。

アンケート調査によると、子育てイベントなど身近な地域における親子の集いの広場を約3割が利用しており、今後の利用意向もみられています。また、遊び場に関しては、雨の日に遊べる場所や身近な地域の遊び場を求める意見が多く、ヒアリング調査では、世代を超えた居場所づくりが求められています。

地域全体で子どもを見守るために、学校を含めた地域の中で子どもと子育て家庭が抱える問題を共有し、解決に向けた取り組みを進め、子育てに関する意識啓発を図ることが必要です。また、子どもや保護者の居場所として、子育て支援センターやこどもセンター、嬉野市コミュニティセンター等の周知や様々な活動ができる環境づくりを進めることが必要です。

● 子どもの心身の健やかな成長を促進する教育環境の整備

本市は、「学力」のみならず、「心」と「体」を育む学校教育を推進し、知育・徳育・体育の3つの教育課題に加えて食育にも力を入れ、取り組みを進めています。本市の小中学校の学力はおおむね良好で、あいさつや掃除も上手にできていると評価されています。

本市が推進する教育の一元化を図るためには、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもの教育にあたっていくことが必要です。

また、ヒアリング調査では発達障がいのある子どもの支援の必要性が指摘されています。近年は、障がいに対する理解が進み、学習障害や注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの障がいのある子どもが保育所等や学校の通常学級に在籍していることも少なくありません。

一人ひとりの特性に応じた配慮・教育を実施し、多種多様な教育的ニーズに対応できる体制づくりが必要です。

課題3 子育て家庭の健康増進の推進

● 「食」を通じた子どもの健康増進

本市は、市民一人ひとりの健康づくりとそれを支える地域社会づくりを発展させるために、第3次嬉野市健康総合計画・食育推進計画（平成30年）を策定しました。その際のアンケート調査によると、3歳以上の乳幼児のほとんどが、毎日朝食を食べていました。しかし、ヒアリング調査によると、近年は両親が共働きであることから、親子の生活習慣にすれ違いがみられ、食事を3食きちんと取れていない家庭や一緒に食事ができていない家庭、また、父子家庭においてはバランス良い食事が取れていない状況が指摘されています。

毎日の食生活を充実させることは、生活習慣病の予防のみならず楽しみや喜び、人と人とのコミュニケーション等、心身の健康を保つ上で重要です。バランスの良い食事を推進するための情報提供や学習機会の充実を関係各課や地域と連携して取り組む必要があります。

● 保健・医療支援体制の充実、親子の生活習慣改善の推進

本市は、小児医療体制の整備や母子保健推進員活動の充実を図り、母子保健の充実に努めてきました。平成28年度の乳幼児健康診査の状況をみると、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査の受診率は95%以上となっています。

また、アンケート調査によると、子どもが病気の際に母親が休んで対応するケースが多く、病児・病後児を他人に看てもらうのは不安なため、病児・病後児保育施設を利用しない方が多くなっています。さらに、利用料が不明な点や手続きが煩雑であることも指摘されています。

引き続き、母子保健の充実や、子どもが病気の際に安心して対応できるように、各医療機関や関係団体との連携強化及び安心して病児・病後児を預けられるような施設の整備、手続きの簡素化等の支援体制の充実が必要です。

また、親子の生活習慣について、ヒアリング調査によると携帯電話、スマートフォン等の普及により、子どものみならず保護者自身もゲームやSNS等に依存し、生活リズムが崩れている状況が指摘されています。生活習慣は生涯を通じた健康の保持・増進、心身の健やかな成長や生涯の生き方にも影響を与える重要なものと言えます。発達段階に応じて規則正しい生活習慣を過ごせるよう、健康に関する正しい知識を身につけるための機会を増やし、家庭や保育所・教育機関、地域や行政が一丸となって連携しながら取り組んでいくことが重要です。

課題4 配慮が必要な子ども・家庭への支援と経済的な支援の充実

● 児童虐待防止・早期発見の強化、DVの予防

近年、重大な児童虐待事件が後を絶たず、国は、児童虐待の防止に向けた、発生予防や発生時の迅速・的確な対応の強化に向けた制度改正を進めています。

本市においても、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待防止に向けた取り組みを進めてきました。また、ヒアリング調査では、ネグレクト傾向にある家庭が複数あり、保護者の精神疾患等や養育能力の低さが指摘されています。

児童虐待の予防、早期発見・早期対応に向けて、妊娠期から保健・医療・福祉分野と連携し、より一層支援体制を強化する必要があります。また、子どものみならず、DV相談や育児不安等を抱える母親・父親に対して、気軽に相談・情報収集できる女性・子ども・家庭支援センター事業の充実を図る必要があります。

● 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

本市の平成29年度における18歳未満の障害者手帳取得状況をみると、療育手帳（44人）が最も多く、次いで身体障害者手帳（18人）、精神障害者保健福祉手帳（10人）となっています。ヒアリング調査では、ASD（自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群）やLD（学習障害）など、外見だけでは障がいがわかりにくい子ども達への支援が困難であることが指摘されています。

平成30年度に策定された嬉野市第3次障がい者福祉計画等との調和を図り、障がいの早期発見・早期療育を推進し、療育相談や障がいのある子ども達への支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

*ASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）、LD（学習障害）の解説は、28ページ参照

● 子どもの貧困・経済的な支援の充実

近年、全国的に子どもの貧困が社会問題として取り上げられている中、本市においても、ひとり親家庭の生活困窮などの問題が浮かび上がってきています。

子どもの幸せを考えるためのアンケート調査によると、生活困難世帯の経済状況はひっ迫しており、生活や子育てに必要な経済的負担に悩む家庭も多くみられます。また、子どもの将来の進学見通しについて、半数以上の生活困難世帯が、子どもが希望する進学を叶えてあげることができないと考えています。

子どもの貧困問題や経済的支援が必要な家庭は、様々な福祉問題が複合的に絡み合っていることが多く、子ども・子育てに関する経済的な支援や各種助成制度の周知、相談支援体制の充実とともに、教育・福祉・医療等の地域における多様な関係者が連携・協力しながら、総合的・継続的に支援していく必要があります。

課題5 子どもと子育て家庭が安心して暮らせる生活環境の整備

● 男女がともに仕事と育児を両立できる社会の推進

子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、本市の母親の就業率の増加に伴い、母親の育児休業取得率も上がっています。しかし、依然として父親の育児休業取得率は低く、母親も経済的な事情から希望より早く職場復帰している現状です。

また、子育てを主に父母ともに行うのは全体の半数をとっていますが、母親のみを含めると全体の9割を占め、依然として母親が育児を担う役割が大きいことが推察されます。

今後は、男女がともに職業生活と家庭生活を両立できる社会の実現に向け、保護者の多様なニーズに対応した柔軟な教育・保育サービスや就業機会の確保とともに、社会全体への男女共同参画に関する意識啓発や父親の子育てや家庭生活への自発性を高める取り組みが必要です。

● 安全・安心な生活環境の整備

本市は、これまでも家庭や幼稚園・認定こども園・保育所、学校、地域、警察などが連携し、子どもの安全を守る取り組みを進めてきました。最近では、情報通信技術等の発達に伴い、子どもや青少年が犯罪の被害者にも、加害者にもなりやすい危険な環境にあります。また、ヒアリング調査では、情報通信技術等の発展で、子どもの様子や家庭の様子が見えにくくなり、近所の人も様子がわからない状況が指摘されています。

今後は、子どもや青少年の安全を守る体制をさらに強固なものとしながら、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 計画の基本理念

近年、少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイルの変化や価値観の多様化、地域におけるつながりの希薄化などにより、多様な保育ニーズの高まりや子育て家庭の孤立化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、児童虐待や子どもの貧困、学校におけるいじめや不登校など、子どもの心身の健やかな育ちを妨害する問題が顕在化している状況です。

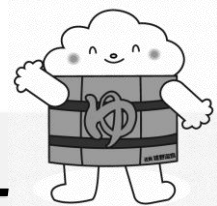
「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方はもちろんですが、全ての子どもたちの健やかに成長していけるよう、地域、行政、企業などが保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、子どもと保護者の成長を支える体制の整備を推進することが、社会全体の責務でもあります。

本市では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成されるよう、行政の努力に加え、保護者や市民一人ひとり、関係機関等との協力により、地域全体での子育て環境をより一層充実していくまちを目的に、「子どもの歓声と笑顔あふれる嬉野市をめざして」を基本理念として、子ども・子育て支援を推進してきました。

第2期計画においても、この考え方は普遍的なものとしつつ、日々成長する子どもとともに、親も子育てのすばらしさと喜びを実感し、責任と誇りを持って子育てに取り組むことのできるまちを目指して、子ども・子育て支援の施策を推進していくことが大切です。

そこで、第1期計画の基本理念を継承し、社会全体で子どもと親を支えるまちを目指す観点を加え、第2期計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念



子どもの成長をみんなで支え

子どもの歓声と笑顔があふれるまち うれしの

第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、「第2次嬉野市総合計画」と「第1期嬉野市子ども・子育て支援事業計画」の施策等を踏まえながら、基本目標を次のように設定し、子ども・子育て支援に取り組みます。

基本目標1 子どもと親の育ちを地域で支える

子どもたちの健やかな育ちにとって、まずは親の不安や負担を和らげ、子どもの成長に喜びと楽しさを実感できることが大切です。

このため、地域住民や団体、機関、行政の協働による見守りと相談支援、子育てに関する情報提供の充実に取り組みます。

また、子どもたちが地域でのびのびと遊ぶことができ、親同士、同年齢・異年齢の子ども同士、子どもと大人が交流できる場や機会の充実を図り、子どもと子育てする親の成長を地域全体で支えるまちを目指します。

基本目標2 子どもと親の健康を守る

妊娠・出産の不安を解消し、安心して子どもを生むことができ、生まれた子どもが心身ともに健やかに成長していける環境づくりが重要です。このため、妊娠・出産期から子育て期に至る時期において切れ目のない一貫した母子の健康づくりを推進します。

また、健康診査等をはじめ、食を通じた健康増進や家庭における規則正しい生活の確立の推進、安心して医療を受けられる小児医療の充実、思春期からの保健対策など、子どもの健やかな発育と発達を守るまちを目指します。

基本目標3 希望する教育・保育、生活をかなえる

共働き家庭の増加や生活スタイル・社会環境の変化により、教育・保育ニーズは多様化しており、働きながら子育てしやすい教育・保育事業の拡充が求められます。

通常保育をはじめとする保育サービスや特別な配慮が必要な子どもを含めた全ての子どもに質の高い教育・保育事業が行き届くよう、事業の拡充や保育士等の人材確保及び質の向上に取り組みます。また、小学校就学後の放課後児童クラブの利用意向の高まりに対応するため、施設環境の整備や支援員の確保に努めます。

さらに、女性の就労継続や再就職支援の充実、職業生活と家庭生活の両立に関する社会全体への意識啓発や男性の子育て・家庭生活への参画を促進し、男女がともに希望する暮らしをかなえるまちを目指します。

基本目標4 配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える

近年、発達に何らかの問題があり特別な支援が必要な子どもや虐待を受けた子ども、子どもの貧困、ひとり親家庭、いじめ被害や非行などによる不登校児童など、複雑かつ複合的な悩みや困難を抱える子どもや家庭が増加しています。

そうした配慮の必要な子ども・家庭の早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を一層強化し、切れ目ない総合的な支援として、相談から自立まで包括的かつ継続的な取り組みを充実していきます。

また、様々な困難を抱える子ども・家庭は地域から孤立化し、さらにその困難な状況や環境が連鎖しやすくなります。子どもたちが生まれ育った環境や身近な大人の存在によって、将来の夢や希望を諦めることなく成長していけるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、地域ぐるみで配慮の必要な子どもと家庭を温かく見守り支えるまちを目指します。

基本目標5 子ども・子育て家庭の安全・安心を守る

全国的に子どもが巻き込まれる事故や犯罪、台風や地震などの災害も多く発生しており、そのような被害から子どもたちを守るための対策を強化していく必要があります。近年では、情報通信技術等の発展に伴い、インターネットによる子どもが犯罪被害にも加害者にもなりやすい環境が身近となりつつあります。

道路や建物などのハード面の安全対策はもちろん、地域・関係団体による子どもの見守り活動や不審者、危険箇所等の情報共有や防災訓練、インターネットの適切な利用に関する啓発など、地域ぐるみの犯罪被害等の防止や交通安全対策、防災対策を推進していきます。

また、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化や公園の環境整備など、妊産婦、乳幼児連れの人など、子ども連れでも外出しやすい環境を整え、子どもと子育て家庭の安心・安全な暮らしを守るまちを目指します。

第3節 施策の体系

基本理念

子どもの成長をみんなで支え
子どもの歓声と笑顔があふれるまち
うれしの

基本目標

基本目標 1

子どもと親の
育ちを地域で
支える

- 1 子育てに関する相談支援体制、情報提供の充実
- 2 子どもと親の憩いの場の充実

基本目標 2

子どもと親の
健康を守る

- 1 母子の切れ目のない健康づくりの推進
- 2 子どもと親の正しい食と生活習慣の確立
- 3 思春期保健対策の充実

基本目標 3

希望する教育・保
育、生活を
かなえる

- 1 多様な教育・保育サービスの確保・充実
- 2 子育てと仕事の両立支援
- 3 豊かな心と生きる力を育む学校教育の充実

基本目標 4

配慮の必要な
子ども・子育て家
庭を見守り
支える

- 1 児童虐待防止・要保護児童への支援の充実
- 2 配慮が必要な子どもへの支援の充実
- 3 子どもの貧困対策・経済的な支援の充実

基本目標 5

子ども・子育て家
庭の安全・
安心を守る

- 1 防犯体制・交通安全対策、防災体制の強化
- 2 安心して外出できる環境の整備

基本施策

第4章 施策の展開

第1節 基本目標1 子どもと親の育ちを地域で支える

目標の背景

近年の少子化や核家族化の進行、生活スタイルの変化や価値観の多様化、地域におけるつながりの希薄化などにより、従来のように身近な親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けることが難しく、妊娠・出産、子育てへの不安や負担の増大にもつながります。

また、このような出産や子育ての孤独感による不安や負担が子どもへの暴力や育児放棄などの虐待にもつながる恐れがあり、保護者の不安や負担の軽減及び解消が重要です。

施策1 子育てに関する相談支援体制、情報提供の充実

地域の子育て世代包括支援センターやこどもセンター「Lykke（リュッケ）」を中心に、身近な地域における専門的な支援も含めたきめ細やかな相談支援体制と情報提供の充実を図り、保護者の妊娠・出産、子育てによる不安や負担の軽減及び解消に取り組めます。

具体的取組

具体的取組	1. 対面での母子手帳交付	継続※	担当課	健康づくり課
内容	専門職（保健師、助産師、看護師）が対面・個別で母子手帳を交付することで、妊娠中の心身の変化など、細かなアドバイスや相談に応じ、早期に必要なケア、情報提供を行います。			
具体的取組	2. 育児相談・指導の充実	継続	担当課	健康づくり課 子育て未来課
内容	育児不安の軽減を図るため、赤ちゃん相談や1歳半・3歳児健診において、子どもの発育と発達状況を確認し、母親の育児不安を解消するための相談を行い、必要に応じて訪問を実施します。 また、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発に取り組めます。			

※具体的取組の「継続」は第2期計画以前から行っている取り組み、「新規」は第2期計画期間中に新たに開始または検討する取り組みです。

具体的 取組	3. 利用者支援事業	継続	担当課	子育て未来課 健康づくり課
内 容	子ども及びその保護者が幼稚園・認定こども園・保育所での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。			
具体的 取組	4. 子育て世代包括支援センター の設置・運営	新規	担当課	健康づくり課
内 容	妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。			
具体的 取組	5. こどもセンターの機能強化	継続	担当課	子育て未来課
内 容	保護者が抱える様々な課題に対応するため、こどもセンターにコーディネーターを配置し、相談体制や情報提供の充実を図ります。			
具体的 取組	6. 児童委員の活動促進	継続	担当課	子育て未来課
内 容	児童委員及び主任児童委員の子どもや妊産婦に対する相談支援、援助・指導活動を促進するため、毎月の定例会での研修・討論や県開催の研修会へ積極的に参加するなど、個々のスキルアップを促進します。			
具体的 取組	7. 情報提供の充実	継続	担当課	健康づくり課 福祉課
内 容	子育て支援サービス・保育サービス等が十分に周知されるよう、市のホームページや広報紙の活用、子育てマップ子育てパンフレットの作成・配布などにより、子育てに関する情報提供の充実を図ります。また、「ゆつつら子育てアプリ」を活用し、妊娠・出産・予防接種に関する健康管理のサポートや地域の子育てに関する情報を発信し、子育てを支援します。			
具体的 取組	8. 子育てに関する意識啓発	継続	担当課	子育て未来課
内 容	地域住民が子育てへの関心、理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援センターの職員が塩田ふれあいセンター、嬉野保健センター等へ出向き、親子のふれあい遊びを軸として、相談事業等を行い、子育てに関する意識啓発に努めます。			

* 「ゆつつら子育てアプリ」とは…

妊娠・出産・育児・予防接種に関する記録や地域の子育て情報が収集できるスマートフォン・PC 向けのサービス母子手帳アプリのことです。子育ての成長記録や市の子育てに関する情報や施設、イベント、育児情報、予防接種時期などが通知されます。



施策2 子どもと親の憩いの場の充実

妊娠や子育てへの孤独感の解消に向け、子ども同士、親同士、子どもと大人が交流できる場や機会など、子どもと子育てをする親が笑顔になれる憩いの場の充実を図ります。

具体的取組

具体的取組	1. 賑わいの場としてのこどもセンターの整備	新規	担当課	子育て未来課
内容	新こどもセンターとして移行・整備し、図書館や子育てにまつわる市民活動、高齢者の集会拠点、農産物直売所として複合的に組み合わせることで、賑わいを創出する場の体制づくりを進めます。			
具体的取組	2. 子育て支援センターの利便性の向上	継続	担当課	子育て未来課
内容	働く保護者など、全ての子育て世帯が利用しやすいよう、子育て支援センターを第2土曜日に開所し、利用者の拡大を図ります。			
具体的取組	3. 仲間づくりの支援	継続	担当課	福祉課
内容	子育て中の母親や妊婦に加え、地域の様々な人たちが交流し、子育てに関する相談が気軽にできる場や情報交換の機会を提供します。 また、親子で一緒に参加できる活動を推進するとともに、地域活動を通じた子育て支援グループづくりを支援します。			
具体的取組	4. 活動場所の提供	継続	担当課	福祉課
内容	嬉野保健センター、楠風館等の公共施設（あそびのひろば・講演会・講座等）を活動場所として提供し、子育て支援の活動場所を提供します。			
具体的取組	5. 地域の教育力の向上	継続	担当課	文化・スポーツ振興課
内容	地域資源を活用した子どもの多様な体験活動機会、世代間交流の充実、地域活動の指導者育成などに取り組み、地域の教育力の向上に努めます。 また、地域の子育て活動に、教職員の参加を働きかけます。			

第2節 基本目標2 子どもと親の健康を守る

目標の背景

子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、多くの母親が妊娠中や産前産後の心身の状態について相談しなかったと回答しており、妊娠や出産、子育てに伴う身体的・精神的負担が過大な状況がうかがえます。

母親の妊娠・出産・育児の不安を解消し、母子が心身ともに健康を維持しながら成長していけるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで、切れ目のない母子保健を提供することが重要です。

また、乳幼児期からの食生活や正しい生活習慣を身につけることは、生涯にわたる心身の健康と豊かな人間性を育てていくための基礎となるものです。しかし、社会状況の変化や大人の生活スタイルの多様化に伴い、子どもたちの食の乱れや不規則な生活リズムなど、心身の健康に大きく影響しています。

施策1 母子の切れ目のない健康づくりの推進

妊娠期から出産期、子育て期まで、それぞれの段階に応じた健康面の管理や悩みや不安に対する相談支援などに取り組みます。また、予防接種の接種勧奨や急病時の夜間・休日の診療対応など、小児医療体制の充実に取り組み、子どものいのちを守り育て、保護者の子育てへの安心を確保していきます。

具体的取組

具体的取組	1. 健康診査の充実	継続	担当課	健康づくり課
内容	乳幼児の健康チェック、病気の予防・早期発見のため、健康診査の受診を推進します。また、個々への的確な支援に向け、保健師等による家庭訪問の充実を図ります。 さらに、支援が必要な子どもについて相談を受け、関係機関と連携を図りながら、適切な医療・指導が受けられるよう支援します。			
具体的取組	2. 妊婦健康診査票の交付	継続	担当課	健康づくり課
内容	母子手帳交付時に、妊娠中の健診の重要性を説明し、早期より定期的な健診の受診を促進します。 また、健診結果をもとに、母子への訪問や健康相談等へつなげ、適切な指導とケアを行います。			

具体的 取組	3. 不妊治療費助成事業の実施	継続	担当課	健康づくり課
内 容	生殖補助医療による不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、助成金の支給及び所得制限の緩和、相談など、不妊に悩む家庭への支援の充実を図ります。			
具体的 取組	4. 予防接種の勧奨	継続	担当課	健康づくり課
内 容	乳児全戸訪問事業などの機会を活用し、予防接種に関して個別に説明を行い、未接種の場合は、接種勧奨に努めます。			
具体的 取組	5. 小児医療体制の充実	継続	担当課	健康づくり課
内 容	子どもの急病時に安心して対応できるよう、各医療機関や関係団体との連携を強化するとともに、小児夜間救急外来診療を広域的に実施し、夜間や休日の子どものケガや急病に対する診療体制の整備を推進します。			
具体的 取組	6. 未熟児の養育支援	継続	担当課	健康づくり課
内 容	身体の発達が未熟なままで生まれ、治療を必要とする乳児の養育医療に必要な医療費を負担し、発達を支援します。			
具体的 取組	7. 母子保健推進員活動の充実	継続	担当課	健康づくり課
内 容	市が委嘱し、健診時や歯科保健教室における協力、地域における子育て家庭の見守り・声かけに取り組む母子保健推進員の活動の充実を図ります。			
具体的 取組	8. 歯科保健に対する正しい知識の普及・啓発	継続	担当課	健康づくり課
内 容	1歳半・3歳児健診におけるフッ化物塗布の実施、幼稚園・認定こども園・保育所における歯みがき教室の実施などにより、歯科に関する正しい知識・普及に努めます。			

施策 2 子どもと親の正しい食と生活習慣の確立

子どもと親の正しい食と生活習慣の確立に向け、家庭、地域、幼稚園・認定こども園・保育所、学校など様々な場面において、食育の推進や生活習慣に関する正しい知識を身につけるための機会づくりや意識啓発に取り組みます。

具体的取組

具体的取組	1. 児童・生徒の食に関する学習機 会の充実	継続	担当課	健康づくり課
内容	子どもが食べることの意味を理解し、自立的に食を営む力を育むことで心と体を元気にできるよう、「親子ふれあい食育教室」や「親子料理教室」、幼稚園・認定こども園・保育所の給食を通じた食育、学校における「子どもの食育教室」、地域と連携した食の体験学習（米や野菜づくり）など、発達段階に応じた食に関する体験や学習機会の充実を図ります。			
具体的取組	2. 乳幼児期の栄養・食事相談と 食の情報提供	継続	担当課	健康づくり課
内容	各種健診、相談、訪問指導など母子保健事業の機会を通して、母親への乳幼児期の食事に関する相談・指導と適切な食生活や食に関する情報提供を行います。			
具体的取組	3. 離乳食指導・実習	継続	担当課	健康づくり課
内容	子育て支援センターでの管理栄養士による、離乳食相談や離乳食調理実習、情報提供など、乳幼児期からの子どもの健やかな発育と発達を促進します。また、幼児期の栄養相談を通して、「早寝・早起き・朝ごはん」を推進し、生活リズムの確立に努めます。			
具体的取組	4. 学校における食育の推進	継続	担当課	学校教育課
内容	市内の小中学校に配置されている栄養教諭または学校栄養職員が中心となり、バランスのとれた食事や朝食をとることの大切さについて、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。 また、給食の時間を利用して生産者や調理員等の思いなどを伝え、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。			

施策3 思春期保健対策の充実

学童期・思春期においては、心身の発達や発育の変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きく影響します。このため、喫煙、飲酒、薬物などが健康に及ぼす様々な影響や自らの健康といのちの大切さを認識しながら成長できるよう、思春期保健対策の充実を図ります。

具体的取組

具体的取組	1. 性に関する学習機会の充実	継続	担当課	学校教育課
内容	<p>児童・生徒が性や性感染症予防に関する正しい知識を持てるよう、学校教育を中心として、学習機会の充実を図ります。</p> <p>また、学校教育の中で LGBT（性的マイノリティ）に対する偏見や差別の解消、性の多様性に関する理解の促進に向けた人権教育を推進します。</p>			
具体的取組	2. 喫煙や薬物等に関する学習機会の充実	継続	担当課	学校教育課
内容	<p>児童・生徒が興味本位で喫煙や薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が体に及ぼす様々な影響について、学校教育を中心に学習機会の充実を図ります。</p>			
具体的取組	3. 非行等に対応する支援体制づくり	継続	担当課	学校教育課
内容	<p>非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直り支援、引きこもり・不登校への対応について、行政、学校、警察、地域ボランティア等が連携して、地域ぐるみの支援ネットワークを整備します。</p>			

* 「LGBT（性的マイノリティ）」とは…

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と自認する性の不一致）の総称のことです。

具体的 取組	4. 心の問題に対する相談の充実	継続	担当課	学校教育課
内容	<p>学童期・思春期の心の問題に対する相談機会を提供するとともに、教育相談員、心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室の支援員等の連携により、教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、学校と家庭の連携を強化し、不登校や心に不安を抱える児童・生徒、保護者の相談・支援等を実施します。</p>			
具体的 取組	5. いじめ防止に向けた取り組みの充実	継続	担当課	学校教育課
内容	<p>学校教育課に「こころの相談ネット」を設置し、いじめ問題対応の指導主事やスクールサポーター、スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒や保護者等からの相談に応じ、未然防止、早期解決に取り組みます。</p> <p>また、「いじめ防止パンフレット」や市のホームページ等の活用を図りながら、児童・生徒、保護者、地域への啓発を推進し、いじめを許さない地域社会づくりの気運を高めます。</p>			

- * 「スクールカウンセラー」とは…
教育機関において心理相談業務に従事する専門家のことです。
- * 「スクールソーシャルワーカー」とは…
子どもの最善の利益を保障するため、学校を基盤として社会福祉の価値・知識・技術に基づき支援活動を行う人のことです。
- * 「スクールサポーター」とは…
警察署と学校・地域のパイプ役として、少年の非行防止や児童等の安全確保対策に従事する警察署の再雇用職員又は専門知識を有する人材のことです。

第3節 基本目標3 希望する教育・保育、生活をかなえる

目標の背景

共働き家庭の増加や生活スタイル・社会環境の変化に伴い、母親の就労率の増加とともに、保育所等の利用率も増加しています。今後の利用意向について、平日や土曜日、長期休暇中においても、認可保育所や認定こども園の利用希望が高く、特に保育が必要な子どもが増加していくと予想されます。

また、第1期計画期間中の放課後児童クラブの利用実績は定員数を上回っており、待機児童が発生している状況がみられるため、子どもたちが安全で安心して過ごせる放課後の居場所づくりが必要となります。

また、人口減少を背景に、地域経済の維持・発展には女性の力が必要とされています。しかし、女性に対する不平等な社会通念や習慣などが、職場や地域に根強く残っている現状に加え、男性の職場での長時間労働の常習化により育児・家事への参画が難しくなっています。

施策1 多様な教育・保育サービスの確保・充実

子育て家庭を取り巻く社会環境の変化や心の貧困問題など、各家庭の子育てに関するニーズに対応するため、行政や教育・保育施設の事業者とともに、地域の様々な担い手が協力し、子どもの育ちや子育て家庭の支援に取り組みます。

また、保育人材の不足や配慮が必要な子どもへの手厚い支援が求められており、保育士の確保や職員一人ひとりの質の向上に向けた取り組みを推進します。

具体的取組

具体的取組	1. 保育サービスの充実	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	「第5章 量の見込みと確保方策」による保育提供体制を確保・維持しながら、多様化する保育ニーズに対応していきます。			
具体的取組	2. 保育サービスの人材と質の確保・向上	新規	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	保育サービスの人材確保について、保育士等の処遇改善を検討するとともに、国や県の雇用対策や定住促進等の観点など、様々な方法で人材確保に取り組みます。 また、保育サービスの質について、職員研修の実施や利用者の意見聴取を行うとともに、心の貧困対策にも取り組み、サービスの質の確保・向上に努めます。			

具体的 取組	3. 幼児教育の推進	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	保護者の就労状況等に関わらず、地域の子どもがともに通うことができ、また保護者の選択肢が幅広くなるよう、認定こども園での教育の推進及び認定こども園への移行を推進します。			
具体的 取組	4. 多様な保育サービスの充実	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	病児・病後児保育事業や一時預かり事業、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）などを充実し、一時的に家庭での保育が困難となった家庭や育児疲れ等による保護者の負担軽減に取り組みます。			
具体的 取組	5. 発達障がい児等の早期支援	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	発達障がい児等の早期発見・早期支援を行うため、早期支援コーディネーターを配置し、関係機関との連携を図り、支援体制の充実を図ります。			
具体的 取組	6. 保育施設の指導・支援	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	子どもたちが安全に過ごせるよう、各保育施設等の計画的な点検・整備を進めていきます。			
具体的 取組	7. 幼稚園・認定こども園・保育所 などの施設の整備	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	幼稚園・認定こども園・保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することで、子どもを安心して育てることがよう、保育・教育環境の体制整備を行います。			
具体的 取組	8. 放課後児童クラブの充実	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	<p>小学校の余裕教室等の活用や放課後児童クラブ室専用棟の整備を段階的に行い、待機児童の解消に努めます。また、放課後児童クラブ支援員の確保、研修等による質の向上に努めます。</p> <p>また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室とのさらなる連携を図り、安全・安心な居場所の確保に努めます。</p>			
具体的 取組	9. 放課後子ども教室の実施	継続	担当課	文化・スポーツ振興課
内 容	放課後や長期休暇中など、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりとして、様々な体験活動等を行います。放課後児童クラブとの連携を図りつつ、各教室の充実を目指します。			

施策 2 子育てと仕事の両立支援

男女がともに、家事・育児等の家庭生活における責任を果たしながら、希望する働き方や生活がかなえられるよう、保育サービスの充実や女性の就労継続、再就職を支援するとともに、家庭、地域、企業への男女共同参画推進の意識醸成に向けた啓発に取り組みます。

具体的取組

具体的取組	1. 子育てと仕事の両立を支援する多様な保育サービスの提供	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	仕事をしながら子育てをしている親が安心して働けるよう、また、子どもが安全に過ごせるように子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもを産み育てやすいよう、保育サービス（一時保育、放課後児童クラブ、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援、一時預かり事業・障がい児保育等）の充実を図ります。			
具体的取組	2. ファミリー・サポート・センター事業の充実	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	「子育ての応援をして欲しい人」と「子育ての応援をしたい人」が会員となり、会員同士が地域において子育てを助け合う相互扶助を実施し、仕事と育児の両立を支援します。また、利用料金の助成（1時間 200円～350円、2子目以降半額）や無料券の配布などを行い、さらなる利用促進を図ります。 さらに、「子育ての応援をしたい人」に対し、養成講座・研修を実施し、サービスの充実を図ります。			
具体的取組	3. 育児休業制度等の普及啓発・整備促進	継続	担当課	子育て未来課 企画政策課
内容	育児休業制度をはじめ、働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、長い時間子どもと同じ時間を共有できるよう、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を推進します。 また、事業主に対し、従業員の子育て支援や育児休業などの制度整備及び取得しやすい職場環境の整備を促進します。			
具体的取組	4. 子育てサポート企業「くるみんマーク」取得推進	継続	担当課	子育て未来課 企画政策課
内容	次世代育成支援対策推進法に基づき、市内の企業に対して「子育てサポート企業」としての厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を取得するよう促進し、働きながら子育てしやすい環境を整備します。			

具体的 取組	6. 女性の再就職支援	継続	担当課	観光商工課
内 容	就労に必要な資格や技能の取得などの職業能力開発や就職支援を推進するため、県をはじめとする関係機関や関係団体等の主催する働きたい女性のための再就職準備セミナー等について市民に周知・啓発し、女性の再就職を支援します。			
具体的 取組	7. 生活スタイルに応じた多様な働き方に関する広報と情報提供	継続	担当課	企画政策課
内 容	就労意欲を持つ女性が自分にあった働き方を選択できるように短時間勤務や在宅勤務等、生活スタイルや生活サイクルに応じた多様な働き方の情報を収集し提供します。			
具体的 取組	8. 男性の家庭・子育てへの参画促進	継続	担当課	健康づくり課 子育て未来課 文化・スポーツ振興課 福祉課
内 容	「男性の料理教室」の開催や親子のふれあいの場への父親の参加促進、家事・育児・介護などに参画するための情報提供や講座の開催など、男性の子育てや家庭に関する意識を高める取り組みを進めていきます。			
具体的 取組	9. 男女平等教育の推進	継続	担当課	学校教育課
内 容	学校において、男女平等教育を推進するとともに、体験学習等を通じて男女がともに家事・育児等を行うことの大切さを指導します。			
具体的 取組	10. 乳幼児ふれあい体験の実施	継続	担当課	学校教育課
内 容	思春期の子どもが乳幼児とふれあい、命の尊さや家庭の大切さ、子どもを産み育てる意義を理解し、将来の親としての自覚を持てるよう、児童・生徒のふれあいの機会づくりに努めます。			
具体的 取組	11. 男女共同参画意識の啓発	継続	担当課	企画政策課
内 容	男女がともに職業生活と家庭生活とのバランスをとり、地域社会における諸活動にも参加できる社会の実現に向け、市民への男女共同参画意識の啓発に努めます。			

施策3 豊かな心と生きる力を育む学校教育の充実

本市の将来を担う子どもたちの「生きぬく力」を育むためには、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康な体」のいわゆる「知」「徳」「体」のバランスのとれた教育を推進していくことが重要です。

本市では、小中学校の9年間にわたって、一貫した教育方針のもと、学校・家庭・地域が一体となった幅広い連携を強化し、地域に根づいた地域ぐるみの開かれた特色ある学校づくりの推進を図っていきます。また、地域のみに限らず、他市からの子どもの受け入れを行うなど、多様性のある子どもの育ちにも力を注いでいきます。

具体的取組

具体的取組	1. 「嬉野学」による地域学習の充実	継続	担当課	学校教育課
内容	各学校の総合的な学習の時間を中心に、各学校で郷土を学ぶ学習(嬉野学)に取り組み、児童・生徒の地域・郷土を愛する心の育成を図ります。			
具体的取組	2. 地域人材を活用した教育活動の充実	継続	担当課	学校教育課
内容	教育活動全般において、地域人材を活用した活動を推進し、地域との連携を深めるとともに、児童・生徒の地域に対する感謝の気持ちを育みます。			
具体的取組	3. 「生きる力の教科書」等の活用による社会を生き抜く力の育成	継続	担当課	学校教育課
内容	「生きる力の教科書」を活用して小学6年生から中学3年生に対し、特設の授業を行い、将来起こる可能性のある様々な具体的問題について正しい知識を身に付け、自己解決力など生き抜く力を育みます。			
具体的取組	4. 幼保小連携の充実	継続	担当課	学校教育課
内容	幼保小連携部会の意見交換を通して連携を進め、幼児期から小学校へのスムーズな移行につなげます。 また、教育相談員、庁内関係課、専門家等と連携した就学相談の実施、幼稚園・認定こども園・保育所への巡回相談等を通し、適切な就学支援に取り組めます。			
具体的取組	5. 小・中連携教育の推進・充実	継続	担当課	学校教育課
内容	「ろく・さんプラン」(9年間を見通した教育:「小中連携教育」)の工夫改善により、教育活動の充実を図ります。			

* 「ろく・さんプラン」とは…

小学校から中学校への滑らかな接続ができるよう、小中の教員による相互乗り入れによる授業、小中合同研修会、9年間を見通したカリキュラム開発等、小中の学びの連続性

を確立する事業です。

<p>具体的 取組</p>	<p>6. 確かな学力の向上</p>	<p>継続</p>	<p>担当課</p>	<p>学校教育課</p>
<p>内 容</p>	<p>小学校での英語の教科化に伴い、児童の英語力の習得のため、英語活動推進員を配置します。また、電子黒板をはじめとする ICT 機器等を授業に効果的に活用し、児童・生徒の学力向上を目指します。</p> <p>また、児童・生徒の学力の向上を目指し、市内各小学校の放課後に支援員（塾講師等）を派遣し、学校での塾を実施し、宿題の指導を行います。</p> <p>さらに、児童・生徒に家庭学習の充実を指導するとともに、保護者に対して協力を要請し、児童の学習習慣の定着を促進します。</p>			
<p>具体的 取組</p>	<p>7. 信頼される学校づくり</p>	<p>継続</p>	<p>担当課</p>	<p>学校教育課</p>
<p>内 容</p>	<p>地域の協力により、地域行事への参加や学校へゲストティーチャーを招き入れるなど、地域と家庭、学校の双方からの交流を進め、地域に根ざした、信頼される学校づくりを推進します。</p> <p>また、安全な学校環境づくりのため、各学校が家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら安全管理に努めるとともに、学校施設の適切な整備に努めます。</p>			
<p>具体的 取組</p>	<p>8. 家庭教育の支援</p>	<p>継続</p>	<p>担当課</p>	<p>学校教育課</p>
<p>内 容</p>	<p>家庭の子育て機能を高めることができるよう、保健、医療、福祉、学校等関連分野における子育て講座等について、内容の充実を図ります。あわせて、各種講座等への参加促進のため、さまざまな機会を活用した広報・啓発に努めます。</p>			
<p>具体的 取組</p>	<p>9. いじめ防止の取り組みの充実</p>	<p>継続</p>	<p>担当課</p>	<p>学校教育課</p>
<p>内 容</p>	<p>「いじめ未然防止対策委員会」を設置し、各学校のいじめ未然防止の取り組みやいじめの発生状況とその対応について報告し、対策委員会からの意見や助言を各学校のいじめ対応策に役立てます。</p> <p>また、児童・生徒の発達段階に応じ、各学校においていじめに関するアンケートを実施し、いじめの早期発見及び解消に向け、速やかに対応していきます。</p>			

* 「ゲストティーチャー」とは…

指導者として特別に学校に招く各種の職業人やボランティア活動等に取り組む人のことです。

第4節 基本目標4 配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える

目標の背景

社会情勢の変化や家族形態、個人の生活スタイルは多様化しており、各家庭が抱える問題が複雑化しており、児童虐待や子どもの貧困、ひとり親家庭、いじめや不登校児童など、社会生活を営む上で困難を抱え、特別な配慮を必要とする子どもと子育て家庭が増えています。

近年では、重大な児童虐待事件が後を絶たず、国においても児童虐待防止に向けた様々な制度改正や行政と関係機関との体制強化などの措置が講じられています。本市においては、重大な事案は発生していないものの、養育支援訪問事業の支援対象となる家庭は毎年10人程度みられ、今後増えていくと考えられます。

子どもの貧困については、子どもの幸せを考えるためのアンケート調査において、18歳未満の児童がいる世帯の17.4%が“生活困難世帯”と判定されており、その家庭の多くがひとり親家庭であることや、生活費などの経済的負担が子育てへの不安要素になっています。特に、ひとり親家庭では、生計、育児や家事、仕事や住居などの生活上の問題、子どもの教育や発達の問題などを一人で抱えなければならず、社会的にも経済的にも不安定な状況に置かれやすくなります。

障がい児や発達障がい児については、妊婦・乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の実施、早期支援コーディネーターの配置などにより、障がいの早期発見・早期療育に取り組んできました。ヒアリング調査では、障がいのある子どもたちが進学を機に、支援が途切れてしまうことがあると指摘されています。

施策 1 児童虐待防止・要保護児童への支援の充実

虐待はどの家庭でも起こりうるものであり、今後、児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び心身のケア、保護者への指導等の各段階で切れ目のない総合的な対策を図ります。

具体的取組

具体的取組	1. 虐待の早期発見	継続	担当課	福祉課 子育て未来課 健康づくり課
内容	乳児家庭全戸訪問事業や各種健診等の機会、小児科医や保健所の協力により、養育状況の把握に努め、気になる状況がある場合は、継続的な見守りや相談支援を行います。			
具体的取組	2. 虐待の早期対応・早期解決	継続	担当課	福祉課 子育て未来課 健康づくり課
内容	親の育児不安や虐待等の問題について、要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所や子育て支援センター、民生委員・児童委員との連携により、早期発見・対応に努めます。 また、こころの健康相談を継続実施し、親と子のこころの健康づくりを推進します。			
具体的取組	3. 虐待の防止	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	児童虐待の発生防止のため、家庭相談員を塩田庁舎、嬉野庁舎にそれぞれ1名配置し、日常的な育児相談機能の強化や訪問指導を実施します。 また、家庭教育に関する講習会や広報の充実などにより、虐待防止の意識向上を図ります。さらに、親子のきずなを深めるきっかけとして、本の読み聞かせ事業を推進します。			
具体的取組	4. 被害児童・DV被害者に対する支援	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	犯罪、いじめ、児童虐待、家庭内における暴力等により被害を受けた子どもやDV被害者の立ち直りを支援するため、学校、警察等の関係機関や家庭相談員等との連携による支援体制を構築し、子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言など、きめ細やかな支援を実施します。			
具体的取組	5. 「子ども家庭総合支援拠点」の設置・運営・整備等	新規	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	子どもとその家庭及び妊産婦等の課題に対し、相談体制の強化を図るために、実情の把握、情報の提供、相談・指導、関係機関との連絡調整などを行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置・運営・整備等に向けて協議を行います。			

す。

施策2 配慮が必要な子どもへの支援の充実

障がいや発達に何らかの心配のある子どもにとって、成長段階や特性に合った教育や療育を、一貫して身近な場所で受けられることが重要です。地域の中で安心して自立した日常生活を送ることができるよう、乳幼児期から学校卒業、就労支援に至るまで、継続的な支援体制の構築と保護者等に対する相談支援、情報提供に取り組めます。

また、外国人の子どもや保護者、多胎児がいる家庭、いじめや不登校児童など、きめ細かな配慮を必要とする子どもや家庭に、行政、関係機関、地域、学校が一体となって、切れ目なく必要な支援に取り組んでいきます。

具体的取組

具体的取組	1. 障がいの早期発見・早期療育の推進	継続	担当課	福祉課 子育て未来課 健康づくり課 学校教育課
内容	妊婦・乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の活用、早期支援コーディネーターの配置により、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）等の発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育を推進します。 また、発達障がいのある子どもについては、「子育て応援マップ」を福祉課、保育所、学校等に配置し、相談窓口の周知を図ります。			
具体的取組	2. 療育の場と発達支援の機会の充実	継続	担当課	福祉課 子育て未来課 健康づくり課
内容	保健、医療、福祉、学校等関連機関が連携し、障がいのある子どもの育児にかかる相談体制の充実に努めます。また、療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってから、より身近な地域において継続かつ適切に支援を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。			
具体的取組	3. 障がい児の子育て支援の充実	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	発達障がいを含むさまざまな障がいのある児童を、幼稚園・認定こども園・保育所や学校、放課後児童クラブで受け入れ、保育士・指導員を加配するなど支援体制の充実に努めます。			

- * 「LD (学習障害)」の解説は、28 ページ参照
- * 「ADHD (注意欠陥多動性障害)」とは…
多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害のことです。

具体的 取組	4. 在宅生活の支援	継続	担当課	福祉課
内 容	障害者総合支援法に基づき、日常生活用具・補装具の支給や在宅療養等支援用具、紙おむつの支給など、障がいのある子どもの在宅生活を支援するサービスの充実と活用促進に努めます。			
具体的 取組	5. 学校における障がい児支援の 充実	継続	担当課	学校教育課
内 容	小中学校において、特別支援学級の児童・生徒が通常学級でともに学ぶ環境づくりや保護者や住民、関係機関との交流や連携を深める機会を設け、障がいのある児童の学校生活の充実を図ります。 また、成長段階に応じた適切な進路指導や就労指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。			
具体的 取組	6. 特別支援教育の充実	継続	担当課	学校教育課
内 容	障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、特別支援教育の充実を図ります。 また、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、専門的な対応ができるよう、小中学校における職員研修の充実を図ります。			
具体的 取組	7. 放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実	新規	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、放課後児童クラブにおける支援者の増員や研修を行い、受け入れ体制の充実に努めます。			
具体的 取組	8. 外国人の子どもに対する支援	新規	担当課	福祉課 学校教育課 子育て未来課 観光商工課
内 容	日本語の理解が困難な外国人の子どもと子育て家庭に対し、行政や教育・保育施設、学校などからの多言語による情報提供に努め、子育て支援サービスや教育が平等に受け取ることができるよう配慮します。			
具体的 取組	9. 多胎児世帯支援の充実	新規	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	多胎児を持つ妊産婦や家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業などを活用し、子育ての援助を行い、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。			

具体的 取組	10. 非行等に対応する支援体制 づくり（再掲）	継続	担当課	学校教育課
内 容	非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直り支援、引きこもり・不登校への対応について、行政、学校、警察、地域ボランティア等が連携して、地域ぐるみの支援ネットワークを整備します。			
具体的 取組	11. 不登校児に対する支援の 充実	新規	担当課	学校教育課
内 容	不登校や様々な問題行動に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関等と連携して、児童・生徒への生徒指導や教育相談等、きめ細かな支援を進めていきます。また、各中学校において、不登校生徒の学習の場所を確保し、学級復帰や進学・就職に向けた継続的に支援を行い、社会的自立を支援していきます。			

施策3 子どもの貧困対策・経済的な支援の充実

子どもたちが生まれ育った家庭の経済的な状況が将来の進路や夢を実現する上での制約・条件となることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、ひとり親家庭をはじめ、経済的に困難を抱える家庭の経済的支援や就業支援、相談機能の強化など、総合的に子どもの貧困対策を推進していきます。

※ 60 ページ「具体的取組2. 保育サービスの人材と質の確保・向上」の内容中に「心の貧困対策」について記載。

具体的取組

具体的取組	1. 保育料等の負担軽減	継続	担当課	福祉課 子育て未来課 教育総務課
内容	保育所においては保育料を国の基準より低額に設定することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。			
具体的取組	2. 医療費の負担軽減	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	子どもの健康保持および子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児並びに小学生から高校生までの医療費について窓口での定額払い方式(現物給付)による助成を行い、子どもを安心して産み育てる環境づくりの一層の推進を図ります。			
具体的取組	3. 児童手当	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	児童を養育している全ての家庭に対し、児童手当を支給します。			
具体的取組	4. 児童扶養手当	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	保護者の離婚などにより、父親または母親と生計をともにしていない児童を養育している家庭に対し、児童扶養手当を支給します。			
具体的取組	5. 特別児童扶養手当	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	精神または身体に障がい有する児童を養育している家庭に対し、特別児童扶養手当を支給します。			
具体的取組	6. ひとり親家庭等医療費助成事業	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	ひとり親家庭への医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。			

具体的 取組	7. 嬉野市ひとり親子育て世帯 応援給付事業	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	未就学児を養育しているひとり親家庭に対し、ひとり親子育て世帯応援給付金を支給します。			
具体的 取組	8. 寡婦（夫）控除のみなし適 用に関する要綱に規定する 対象者への支援	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	寡婦（夫）控除のみなし適用に該当する対象者や未婚のひとり親が、離婚、死別等によるひとり親家庭と同等の控除や公共サービスが受けられるようにすることで、生活の安定を支援します。			
具体的 取組	9. 就学援助	継続	担当課	教育総務課 学校教育課
内 容	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学用品費・医療費・給食費などの就学に必要な経費の一部を援助します。			
具体的 取組	10. 嬉野市奨学金資金貸与	継続	担当課	教育総務課 学校教育課
内 容	経済的な理由によって高等学校や大学などに在学、進学が困難な生徒に奨学金の貸付を行い、在学・進学を支援します。			
具体的 取組	11. 各種助成制度の周知	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	国や県、市が実施する各種助成制度について、市の広報紙、ホームページ等により周知を図ります。			
具体的 取組	12. 子ども食堂の拡充	継続	担当課	子育て未来課 教育総務課 学校教育課
内 容	子ども食堂を実施する事業所や市民ボランティアの活動に際し、実施場所や回数、担い手の確保などを支援し、市全体に広がるよう検討していきます。			
具体的 取組	13. 社会福祉協議会との連携に よる生活困窮家庭等の児童 への支援	継続	担当課	教育総務課 学校教育課
内 容	社会福祉協議会が行う生活困窮家庭やひとり親家庭等の児童を支援する活動（「ひとり親世帯小学生卒業祝金交付事業」「ひとり親世帯中学生卒業祝金交付事業」「生活困窮世帯食料支援」等）と連携・協同し、支援が必要な子どもや家庭の早期発見と対応、自立に向けた生活支援、就業支援などに努めます。			

嬉野市の子どもの貧困対策の推進にあたっての考え方

令和元年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等の状況に応じ、子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、貧困対策計画の策定が市町村の努力義務となっています。

国の法制度や佐賀県の「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、本市の子どもの貧困対策の推進にあたっては、「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の関連施策を連動させ、一体的に推進していくことにより効果的な施策展開を図り、総合的に子どもの貧困対策を推進していきます。

■ 子どもの貧困対策の推進に関する重点施策・取組

重点 施策	内 容	市の取組 [本計画に掲載している目標・施策・取組] 県及び国の事業	実施主体		
			市	県	国
教 育 支 援	●「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	地域人材を活用した教育活動の充実 [3-3-2]	◆		
		「生きる力の教科書」等の活用による社会を生き抜く力の育成 [3-3-3]	◆		
		地域の教育力の向上 [1-2-5]	◆		
		幼保小連携の充実 [3-3-4]	◆		
		小・中・連携教育の推進・充実 [3-3-5]	◆		
		確かな学力の向上 [3-3-6]	◆		
		放課後児童クラブの充実 [3-1-8]	◆		
		放課後子ども教室の実施 [3-1-9]	◆		
		嬉野市奨学金資金貸与 [4-3-10]	◆		
		子ども・若者育成支援推進事業の活用		◆	
	● 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上	保育サービスの充実 [3-1-1]	◆		
		保育サービスの人材と質の確保・向上 [3-1-2]	◆		
		幼児教育の推進 [3-1-3]	◆		
		多様な保育サービスの充実 [3-1-4]	◆		
		幼児教育・保育の無償化	◆	◆	◆
	● 就学支援の充実	就学援助 [4-3-9]	◆		
		嬉野市奨学金資金貸与 [4-3-10] (再掲)	◆		
		高校生等奨学給付金の活用		◆	
		佐賀県育英資金の活用		◆	
		非行等に対応する支援体制づくり [2-3-3]	◆		
		心の問題に対する相談の充実 [2-3-4]	◆		
		いじめ防止に向けた取り組みの充実 [2-3-5]	◆		
		スクールソーシャルワーカーの活用		◆	
		学校における障がい児支援の充実 [4-2-5]	◆		
		特別支援教育の充実 [4-2-6]	◆		
		特別支援教育就学奨励費の活用		◆	

重点 施策	内 容	市の取組 [本計画に掲載している目標・施策・取組] 県及び国の事業	実施主体		
			市	県	国
教 育 支 援	● 生活困窮世帯等への学習支援	放課後子ども教室の実施 [3-1-9] (再掲)	◆		
		就学援助 [4-3-9] (再掲)	◆		
		嬉野市奨学金資金貸与 [4-3-10] [再掲]	◆		
		高校生等奨学給付金の活用 (再掲)		◆	
		佐賀県育英資金の活用 (再掲)		◆	
		ひとり親家庭生活支援事業(学習支援ボランティア事業)		◆	
	● その他の教育支援	放課後子ども教室の実施 [3-1-9] (再掲)	◆		
		地域の教育力の向上 [1-2-5] (再掲)	◆		
		児童・生徒の食に関する学習機会の充実 [2-2-1]	◆		
		学校における食育の推進 [2-2-2]	◆		
		就学援助 [4-3-9] (再掲)	◆		
		嬉野市奨学金資金貸与 [4-3-10] (再掲)	◆		
		生活保護費扶助費の支給		◆	
		佐賀県育英資金 (再掲)		◆	
生 活 支 援	● 保護者の生活支援	生活困窮者自立支援事業の活用	◆	◆	
		ひとり親家庭サポートセンターの活用		◆	
		母子家庭等日常生活支援事業の活用		◆	
		育児相談・指導の充実 [1-1-2]	◆		
		情報提供の充実 [1-1-7]	◆		
		賑わいの場としてのこどもセンターの整備 [1-2-1]	◆		
		子育て支援センターの利便性の向上 [1-2-2]	◆		
		仲間づくりの支援 [1-2-3]	◆		
		放課後児童クラブの充実 [3-1-8] (再掲)	◆		
		子育てと仕事の両立を支援する多様な保育サービスの提供 [3-2-1]	◆		
		ファミリー・サポート・センター事業の充実 [3-2-2]	◆		
		外国人の子どもに対する支援 [4-2-8]	◆		
		多胎児世帯支援の充実 [4-2-9]	◆		
		ひとり親家庭等医療費助成事業 [4-3-6]	◆		
		嬉野市ひとり親子育て世帯応援給付事業 [4-3-7]	◆		
		寡婦(夫)控除のみなし適用に関する要綱に規定する対象者への支援 [4-3-8]	◆		
		安定した住まいの確保	◆		
		母子生活支援施設等の活用		◆	
		● 子どもの生活及び就労支援	放課後児童クラブの充実 [3-1-8] (再掲)	◆	
	子ども食堂の拡充 [4-3-12]		◆		
	社会福祉協議会との連携による生活困窮家庭等の児童への支援 [4-3-13]		◆		
	児童養護施設等入所児童自立支援事業の活用			◆	
	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の活用			◆	
	生活困窮者自立支援事業の活用 (再掲)		◆	◆	
	子ども・若者育成支援推進事業の活用 (再掲)				
	若年者就職支援事業(ジョブカフェ SAGA)の活用			◆	
ニート自立支援事業の活用		◆			

重点 施策	内 容	市の取組 [本計画に掲載している目標・施策・取組] 県及び国の事業	実施主体		
			市	県	国
生活 支援	● その他の生活支援	児童虐待防止市町支援事業の活用		◆	
		虐待の早期発見・早期解決 [4-1-2]	◆		
		虐待の防止 [4-1-3]	◆		
		被害児童・DV 被害に対する支援 [4-1-4]	◆		
		「子ども家庭総合支援拠点」の設置・運営・整備 [4-1-5]	◆		
就 労 支 援	● 親の就労支援	自立支援教育訓練給付金制度	◆		
		高等職業訓練促進給付制度	◆		
		生活困窮者自立支援事業の活用（再掲）	◆	◆	
		ひとり親家庭サポートセンターの活用（再掲）		◆	
		子育てと仕事の両立を支援する多様な保育サービスの提供 [3-2-1]（再掲）	◆		
		女性の再就職支援 [3-2-6]	◆		
		生活保護費扶助費の支給（再掲）		◆	
経 済 的 支 援	● 子育て世帯への 経済的支援	保育料等の負担軽減 [4-3-1]	◆		
		児童手当の支給 [4-3-3]	◆		
		児童扶養手当の支給 [4-3-4]	◆		
		特別児童扶養手当の支給 [4-3-5]		◆	
		就学援助 [4-3-9]（再掲）	◆		
		生活保護費扶助費の支給（再掲）		◆	
	● ひとり親家庭への 経済的支援	嬉野市ひとり親子育て世帯応援給付事業 [4-3-7]（再掲）	◆		
		寡婦（夫）控除のみなし適用に関する要綱に規定する対象者への支援 [4-3-8]（再掲）	◆		
		児童扶養手当の支給 [4-3-4]（再掲）	◆		
		ひとり親家庭等医療費助成事業 [4-3-6]（再掲）	◆		
		社会福祉協議会との連携による生活困窮家庭等の児童への支援 [4-3-13]（再掲）	◆		
		安定した住まいの確保	◆		
	● 医療費の助成など	医療費の負担軽減 [4-3-2]	◆		
		ひとり親家庭等医療費助成事業 [4-3-6]（再掲）	◆		
		予防接種の勧奨 [2-1-4]	◆		
		小児医療体制の充実 [2-1-5]	◆		
		未熟児の養育支援 [2-1-6]	◆		
		生活保護費扶助費の支給（再掲）		◆	

第5節 基本目標5 子ども・子育て家庭の安全・安心を守る

目標の背景

全国的に子どもが被害者となる犯罪や事故が全国で発生しており、その背景には、人口減少などにより、地域における住民の目が行き届かなくなっていることも要因の一つとして考えられます。また、近年の情報通信技術等の発展に伴い、子どもや青少年がインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれるリスクが高まっています。

また、局地的な集中豪雨や土砂災害が全国各地で多発しており、災害時・緊急時に子どもを守るための対策が必要となります。本市では、災害時の避難行動要支援者の把握や自主防災組織の活動促進など地域による防災力の高揚を図っています。令和元年度には、市内の特定教育・保育施設等において、在園児の安全をいち早く確保するため、避難情報発令時の対応についてガイドラインを定めており、防災体制の充実に努めています。

子育て環境については、子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、市における子育ての環境や支援の満足度が前回調査（平成26年度）よりも減少しており、自由意見では、「子どもたちが気軽に遊べる公園や場所がほしい」「嬉野地区と塩田地区の子育て環境に差がある」との指摘がみられました。

施策 1 防犯体制・交通安全対策、防災体制の強化

子どもを犯罪や事故から守るため、行政によるハード面の防犯対策・交通安全対策のみならず、市民や地域、関係団体との協働のもと、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を推進していきます。

また、インターネットによる犯罪被害等の防止については、学校を通して、スマートフォンやパソコン、ゲーム機器等の利用時間や利用方法について指導を行うとともに、保護者に対してもインターネット等の環境に潜む危険性を周知し、家庭教育の重要性について啓発していきます。

防災対策については、行政や関係機関、地域の関係団体との連携を強化し、災害時に子どものいのちを守る行動が円滑に行える体制づくりを進めます。

具体的取組

具体的取組	1. 防犯設備の整備	継続	担当課	総務・防災課
内容	通学路や公園等における防犯灯 LED 化の整備や防犯カメラの設置・整備を検討します。また、各公共施設・設備の改善に努めます。			
具体的取組	2. 防犯に関する情報提供	継続	担当課	総務・防災課
内容	警察等の関係機関との連携により、広報チラシ等の学校へ配布や防犯用品の展示コーナー設置など、防犯に関する情報提供の充実を図ります。			
具体的取組	3. 地域ぐるみの防犯活動の推進	継続	担当課	総務・防災課
内容	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア等との情報交換、地域コミュニティや防犯パトロールを行う団体等への防犯に関する情報提供等を行い、地域の防犯ネットワークづくりに努めます。			
具体的取組	4. 防犯意識の啓発	継続	担当課	総務・防災課
内容	市報、班回覧や地域コミュニティのネットワーク、防災行政無線を活用し、防犯意識の向上を図ります。また、警察の協力を得ながら、子どもを対象とした防犯指導を実施し、防犯に対する意識の向上に努めます。			
具体的取組	5. 緊急避難場所の設置	継続	担当課	総務・防災課 学校教育課
内容	子どもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所である「こども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動を支援し、地域全体による防犯体制づくりを推進します。			

具体的 取組	6. 有害環境対策	継続	担当課	学校教育課 文化・スポーツ振興課
内 容	性や暴力等に関する有害な情報に子どもたちが触れないよう、家庭に呼びかけるとともに、地域住民と協力し、市内の店舗等に対して自主的な規制措置を働きかけます。			
具体的 取組	7. インターネットの適切な 利用の普及・啓発	新規	担当課	学校教育課 健康づくり課 子育て未来課 総務・防災課
内 容	インターネットの利用によって、子ども自身が被害者にも加害者にもならないよう、ネットトラブルに関する情報提供やインターネットの適切な利用について、学校と家庭が協力し、児童・生徒や保護者への啓発に取り組みます。 また、母子手帳交付の時期から、SNS 機器（スマホ等）を利用した安易な利用（子守り）に伴い、乳幼児期の心身に及ぼす弊害等や正しい使い方に関する情報提供に取り組みます。			
具体的 取組	8. 交通安全対策の強化	継続	担当課	総務・防災課
内 容	地域コミュニティによる地域内青色パトロールの実施や交通安全指導員による見守り活動を強化し、児童の登下校時の交通事故及び犯罪の未然防止を図ります。 また、各コミュニティの地区内の通学路や交差点にストップマークを設置し、飛び出し防止による交通事故防止に努めます。			
具体的 取組	9. 交通安全意識の啓発	継続	担当課	総務・防災課 学校教育課
内 容	各小学校において、自転車運転安全教室を実施します。また、自宅以外で自転車の利用を始める小学校3年生に対し、交通安全教室の実施と免許証を交付し、交通安全意識の向上を図ります。			
具体的 取組	10. チャイルドシート装置の 普及・啓発	継続	担当課	総務・防災課
内 容	年2回（春・秋）の交通安全運動該当キャンペーンを通じて、チャイルドシートの装着について普及・啓発に取り組みます。			

具体的 取組	11. 家庭・地域における防災・ 減災意識の醸成	継続	担当課	総務・防災課
内 容	市報等を活用し、市民に対する防災・減災情報を発信し、緊急連絡先や避難経路の確認など、家庭における日頃からの防災・減災意識を高めます。 また、子どもと親がともに、地域コミュニティの防災訓練に参加することを促します。			
具体的 取組	12. 災害情報の迅速な伝達	継続	担当課	総務・防災課
内 容	防災行政無線等の他、防災メールやフェイスブック等のSNSを活用して災害情報を提供します。また、外国人の子どもがいる家庭には、災害情報を外国語で伝える配慮を検討します。			
具体的 取組	13. 避難行動要支援者対策の ための連携強化	継続	担当課	福祉課 子育て未来課 総務・防災課
内 容	嬉野市地域防災計画に基づき、子どもや妊産婦、障がいのある子ども、外国人など、避難行動に支援を必要とする子どもや家庭を平常時より把握し、民生委員・児童委員、消防署、警察署の関係団体と共有することにより、災害時の安否確認や避難支援体制の強化を図ります。			
具体的 取組	14. 教育・保育施設等における 安全確保の徹底	新規	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	災害等で人的被害が発生する危険が高まった際に、園児等の生命と身の安全を守るため、「嬉野市特定教育・保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン」に基づき、適切かつ迅速な対応が図られるよう、施設職員等に周知・徹底を図ります。			

* 「嬉野市特定教育・保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン」とは…
台風や集中豪雨などによって人的被害が発生するおそれが高まった時に、避難行動に時間を要する乳幼児の安全をいち早く確保するため、嬉野市内に避難情報が発令された場合の保育所等に在園している子どもにかかる対応について、ガイドラインを作成しています。

施策 2 安心して外出できる環境の整備

子どもや子育て家庭にとって、安全で外出しやすく、子育てしやすい生活環境が整ったまちは、「住み続けたい」という定住意識の向上にもつながります。

安全・安心に利用できる公園や道路、公共施設などの整備について関係機関や地域住民と協議しながら、ユニバーサルデザインの視点に基づいた、子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていきます。

具体的取組

具体的取組	1. 子ども連れが外出しやすい環境の整備	継続	担当課	建設・農林整備課
内容	<p>妊産婦、乳幼児連れの人など、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設や道路等において、段差解消等のバリアフリー化に努めます。</p> <p>また、公共施設や民間店舗に、おむつ替えや授乳のできるスペースの確保に向けて働きかけるとともに、スペースが確保されている施設や店舗等の情報提供を行うことを検討します。</p>			
具体的取組	2. 公園の整備・点検	継続	担当課	建設・農林整備課 新幹線・まちづくり課 総務・防災課
内容	<p>子育て家族や子どもが身近に集える場として、児童遊園・公園などのトイレの水洗化、多目的トイレの整備、公園内の段差解消などのバリアフリー化を計画的に整備していきます。</p> <p>また、既存の公園内に設置された遊具や休憩施設などの点検や改修に取り組みます。</p>			
具体的取組	3. 安全で快適な住宅の整備	継続	担当課	企画政策課
内容	<p>市営住宅の建替え時には、子育て家庭に配慮した安全で快適な住まいづくりに努めます。また、定住促進の一環として「定住奨励金」制度について周知し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p>			

第5章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域を定めることとなっています。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、地域のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育事業の提供区域を2区域（塩田地区、嬉野地区）とし、地域子ども・子育て支援事業は1区域（全市）とします。

また、地域子ども・子育て支援事業において、放課後児童健全育成事業については2区域（塩田地区、嬉野地区）とします。

区分 / 施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	① 延長保育事業（時間外保育事業）	全市
	② 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	2区域
	③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市
	④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園における一時預かり／認可保育所等における一時預かり）	
	⑥ 病児・病後児保育事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 妊婦健康診査事業	
	⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑩ 養育支援訪問事業	
	⑪ 利用者支援事業	
	⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

※⑫、⑬、⑭は見込みの対象にはなっていません。

第2節 教育・保育事業の量の見込み、確保方策

(1) 教育・保育事業の見込みと確保方策

【嬉野市全体の見込みと提供体制の確保の考え方】⇒ 84 頁参照

- 【1号認定】については、量の見込みに対して、幼稚園や認定こども園において、十分な供給量が確保されています。
- 【2号認定】の量の見込みは、“教育の利用を希望”に対する供給量は確保されていますが、“左記以外（保育の必要あり）”に対しては、供給量の不足が生じています。【2号認定】の保育ニーズに対しては、令和4年度から認定こども園（幼保連携型）に移行することで対応を図ります。（② 供給量の過不足（確保方策—認定区分別量の見込み）参照）
- 【3号認定】の“1・2歳”については、量の見込みに対して、十分な供給量が確保されています。“0歳”については、量の見込みに対して、令和3年度までは供給量の不足が生じていますが、令和4年度以降、出生数の減少及び特定地域型保育（小規模保育事業）の定員増により、見込み量を満たすことが可能です。

【塩田地区の見込みと提供体制の確保の考え方】⇒ 85 頁参照

- 【1号認定】【2号認定】については、量の見込みに対して、幼稚園や認定こども園において、十分な供給量が確保されています。
- 【3号認定】の“0歳”については、量の見込みに対して、令和3年度までは供給量の不足が生じていますが、令和4年度以降、出生数の減少及び特定地域型保育（小規模保育事業）の新設（0歳：3人、1・2歳：9人）により、供給量の不足は解消できます。

【嬉野地区の見込みと提供体制の確保の考え方】⇒ 86 頁参照

- 【1号認定】については、量の見込みに対して、幼稚園や認定こども園において、十分な供給量が確保されています。また、令和4年度以降、認定こども園（幼保連携型）への移行に伴い、幼稚園の定員数が110人から80人となりますが、見込み量は満たすことが可能です。
- 【2号認定】の“左記以外（保育の必要あり）”の量の見込みは、特定教育・保育施設の定員数を上回っており、さらに増加していくと予測されます。今後、施設の定員増や認定こども園への移行促進を図ることで、提供体制の確保に努めます。
- 【3号認定】の“1・2歳”については、量の見込みに対して、十分な供給量が確保されています。“0歳”については、量の見込みに対して、令和4年度までは供給量の不足が生じていますが、出生数の減少が予測されることから、見込み量を満たすことが可能です。

■ 全市

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号		計	
			教育の利用を希望	左記以外	0歳	1・2歳		
			3～5歳	3～5歳				
令和2年度	量の見込み	126	487		101	285	999	
			64	423				
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	185	123	372	80	284	1,044
		特定地域型保育(小規模保育事業)				6	13	19
		計(供給量)	185	123	372	86	297	1,063
		① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	59	59	▲ 51	▲ 15	12	64
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	59	8		△ 3		64	
令和3年度	量の見込み	119	496		97	289	1,001	
			65	431				
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	185	123	372	80	284	1,044
		特定地域型保育(小規模保育事業)				6	13	19
		計(供給量)	185	123	372	86	297	1,063
		① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	66	58	▲ 59	▲ 11	8	62
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	66	△ 1		△ 3		62	
令和4年度	量の見込み	113	505		92	293	1,003	
			66	439				
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	155	153	372	83	293	1,056
		特定地域型保育(小規模保育事業)				9	22	31
		計(供給量)	155	153	372	92	315	1,087
		① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	42	87	▲ 67	0	22	84
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	42	20		22		84	
令和5年度	量の見込み	107	497		90	297	991	
			65	432				
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	155	153	372	83	293	1,056
		特定地域型保育(小規模保育事業)				9	22	31
		計(供給量)	155	153	372	92	315	1,087
		① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	48	88	▲ 60	2	18	96
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	48	28		20		96	
令和6年度	量の見込み	101	488		79	301	969	
			65	423				
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	155	153	372	83	293	1,056
		特定地域型保育(小規模保育事業)				9	22	31
		計(供給量)	155	153	372	92	315	1,087
		① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	54	88	▲ 51	13	14	118
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	54	37		27		118	

■ 塩田地区

単位：人

		認定区分		2号		3号		計
		1号	教育の利用を希望	左記以外				
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳		
令和2年度	量の見込み		48	188		38	110	384
				25	163			
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	75	30	177	34	114	430
		特定地域型保育(小規模保育事業)				0	0	0
	計(供給量)		75	30	177	34	114	430
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)		27	5	14	▲ 4	4	46
② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)		27	19		0		46	
令和3年度	量の見込み		43	190		37	110	380
				25	165			
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	75	30	177	34	114	430
		特定地域型保育(小規模保育事業)				0	0	0
	計(供給量)		75	30	177	34	114	430
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)		32	5	12	▲ 3	4	50
② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)		32	17		1		50	
令和4年度	量の見込み		41	195		35	110	381
				26	169			
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	75	30	177	34	114	430
		特定地域型保育(小規模保育事業)				3	9	12
	計(供給量)		75	30	177	37	123	442
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)		34	4	8	2	13	61
② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)		34	12		15		61	
令和5年度	量の見込み		38	184		35	111	368
				25	159			
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	75	30	177	34	114	430
		特定地域型保育(小規模保育事業)				3	9	12
	計(供給量)		75	30	177	37	123	442
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)		37	5	18	2	12	74
② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)		37	23		14		74	
令和6年度	量の見込み		34	172		31	111	348
				23	149			
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	75	30	177	34	114	430
		特定地域型保育(小規模保育事業)				3	9	12
	計(供給量)		75	30	177	37	123	442
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)		41	7	28	6	12	94
② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)		41	35		18		94	

■ 嬉野地区

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号		計	
			教育の利用を希望	左記以外	0歳	1・2歳		
			3～5歳	3～5歳				
令和2年度	量の見込み	78	299		63	175	615	
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	110	93	195	46	170	614
		特定地域型保育(小規模保育事業)				6	13	19
		計(供給量)	110	93	195	52	183	633
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	32	54	▲ 65	▲ 11	8	18	
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	32	△ 11		△ 3		18	
令和3年度	量の見込み	76	306		60	179	621	
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	110	93	195	46	170	614
		特定地域型保育(小規模保育事業)				6	13	19
		計(供給量)	110	93	195	52	183	633
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	34	53	▲ 71	▲ 8	4	12	
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	34	△ 18		△ 4		12	
令和4年度	量の見込み	72	310		57	183	622	
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	80	123	195	49	179	626
		特定地域型保育(小規模保育事業)				6	13	19
		計(供給量)	80	123	195	55	192	645
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	8	83	▲ 75	▲ 2	9	23	
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	8	8		7		23	
令和5年度	量の見込み	69	313		55	186	623	
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	80	123	195	49	179	626
		特定地域型保育(小規模保育事業)				6	13	19
		計(供給量)	80	123	195	55	192	645
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	11	83	▲ 78	0	6	22	
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	11	5		6		22	
令和6年度	量の見込み	67	316		48	190	621	
	確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	80	123	195	49	179	626
		特定地域型保育(小規模保育事業)				6	13	19
		計(供給量)	80	123	195	55	192	645
	① 供給量の過不足(確保方策-量の見込み)	13	81	▲ 79	7	2	24	
	② 供給量の過不足(確保方策-認定区分別量の見込み)	13	2		9		24	

(2) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 女性の就労意欲の高まりに伴う共働き家庭の増加により、0歳児をはじめ、就学前児童の受け入れ希望は増える見込まれます。私立幼稚園1園については、令和4年度以降、認定こども園に移行します。残りの私立幼稚園についても、認定こども園への移行促進を図ります。
- さらに、今後は3号認定を対象とした地域型保育事業等（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）についても検討し、嬉野市の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

(3) 教育・保育施設の老朽化に伴う施設整備の推進

- 嬉野市内の保育所は、老朽化が進んでいる園舎が多いので、安全な生活環境を提供するため、計画的な施設整備を行います。
- また、認定こども園へ移行する幼稚園についても同様に、老朽化に伴う施設整備を進めていきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制と確保方策

① 延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要

保育が必要と認定を受けた子どもに対して、通常の利用日数及び利用時間以外に保育所で保育を行う事業です。

延長保育事業については、保育標準時間（午前7時から午後6時まで）の方がそれ以上の時間を利用する場合に、延長保育として午後7時まで利用することができます。

量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	71	70	68	66	63
② 確保の内容	71	70	68	66	63
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

- 延長保育については、今後、市内の認定こども園・保育所（12園）全てで実施する予定としており、見込み量に対する提供体制は十分に確保することが可能です。
- 継続的に職員2名を配置し、事業を実施していきます。

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

【市全体】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	低学年	429	425	419	415	429
	高学年	181	219	228	229	224
② 確保の内容（定員）		535（575）	615	615	615	615
過不足数(②-①)		▲75（▲35）	▲29	▲32	▲29	▲38

※ 令和2年度（ ）については、長期休業（春季休業を除く）の内容。

【塩田地区】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	低学年	220	232	229	227	234
	高学年	91	116	121	121	119
② 確保の内容(定員)		245 (285)	325	325	325	325
過不足数(②-①)		▲66 (▲26)	▲23	▲25	▲23	▲28

【嬉野地区】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	低学年	209	193	190	188	195
	高学年	90	103	107	108	105
② 確保の内容(定員)		290	290	290	290	290
過不足数(②-①)		▲9	▲6	▲7	▲6	▲10

※ 令和2年度（ ）については、長期休業（春季休業を除く）の内容。

提供体制・確保方策の考え方

【塩田地区】

- 塩田地区では6か所で実施しています。今後の量の見込みについては、五町田小学校区に新興住宅地が整備されたことにより、今後40人程度の利用増が見込まれます。

【嬉野地区】

- 嬉野地区では8か所で実施しています。今後の量の見込みについては、低学年は減少、高学年は増加が見込まれます。

【市全体】

- 量の見込みに対する確保方策では、2区域ともに、毎年度不足する状況ですが、実際の利用率は登録人数のおおよそ72%程度となっているため、その分は確保できるものとしています。しかし、共働き家庭の増加など、社会情勢の変化により、保護者が昼間に家庭にいない児童が増え、利用率はさらに増加する可能性もあり、提供体制（定員）の拡充を検討していく必要があります。
- 放課後児童クラブの開所時間の延長などについては、保護者からの要望など把握した上で、地域の実情に応じた方向性を検討し、必要な調整を進めていきます。
- 放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員等の確保、研修等による質の向上に努めるとともに、各放課後児童クラブの適当な水準を維持するため、定期的な監査の実施や運営状況等を調査し、必要に応じて指導していきます。

「新・放課後子ども総合プラン」について

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、国においては、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブについて、令和元年度末までに約30万人分を新たに整備するとともに、すべての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきたところです。

しかし、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれるため、「待機児童」を解消し、「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっています。また、地域住民等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備など、すべての児童の安全・安心な居場所の確保については、全国的に早急な整備が求められています。

平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、これに基づく取り組みや目標整備量等について、実施主体である市町村において、子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととされました。

以上のことを鑑み、嬉野市においても、放課後におけるすべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備方針を定めました。

* 「小1の壁」とは…

主に、共働き家庭やひとり親家庭において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなり、仕事を辞めざるを得ない状況のことです。

■ 放課後の活動支援（新・放課後子ども総合プラン）

- すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室などの取り組みを一層充実していきます。

【主な関連事業】

1 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）

担 当 課：福祉課、子育て未来課

内 容：保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供しています。

実施場所：小学校の余裕教室、放課後児童クラブ室専用棟等

2 放課後子ども教室推進事業 （放課後子ども教室）

担 当 課：文化・スポーツ振興課

内 容：子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習や体験・交流活動を提供しています。

実施場所：公民館等

令和6年度までの整備計画

		令和元年度 4月1日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
放課後児童 クラブ	低学年（人）	405	429	425	419	415	429
	高学年（人）	110	181	219	228	229	224
	合計（か所）	14か所	14か所	16か所	16か所	16か所	16か所
民営放課後児童クラブ（か所）		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
放課後子ども教室（か所）		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
放課後児童クラブと放課後 子ども教室の連携（か所）		3か所	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所
一体型の放課後児童クラブ及 び放課後子ども教室（か所）		0か所				1か所	1か所

提供体制・確保方策の考え方

- 自然人口減少よりも増加することが見込まれるため、提供体制の確保は不可欠となります。ただし、核家族化や働き方改革による女性の社会進出がさらに進み、高学年の利用者が増える要因も今後注視する必要があります。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に通う児童同士の交流ができるような仕組みなど、教育委員会、福祉課、子育て未来課、文化・スポーツ振興課が連携を深めながら、放課後の活動支援を実施していきます。また、すべての児童の安全・安心な居場所の確保に向けて、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（新・放課後子ども総合プラン）が連携しながら活動し、さらに一体型として同一の活動プログラムに参加できる体制について、今後検討を進めていきます。
- 放課後児童クラブは市内14か所、民営の放課後児童クラブ1か所、放課後子ども教室（新・放課後子ども総合プラン）は市内3か所で実施しており、今後も地域の特性に応じて活用を進めていくとともに、特別教室や図書館、体育館、校庭等の学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯についても学校施設の一時的な活用ができるよう検討していきます。
- 新たな放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討を進める場として、教育委員会、福祉課、子育て未来課、文化・スポーツ振興課が連携し、「運営委員会」の設置も検討していきます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について、市のホームページや広報紙による周知を継続するとともに、各放課後児童クラブ等を通じて、学校や地域住民（各地域コミュニティ等）が子どもとふれあう場を設け、連携を深めていくよう、地域人材の参画の促進に努めていきます。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業概要

保護者の疾病や仕事などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3	3	3	3	3
② 確保の内容	3	3	3	3	3
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

提供体制・確保方策の考え方

- 休日保育、夜間保育を希望する保護者へ広報により周知を行い、必要に応じて児童養護施設（済昭園）にて対応していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

事業概要

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報提供や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

嬉野庁舎と嬉野市コミュニティセンター「楠風館」で実施しています。

量の見込みと確保方策

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	5,983	5,893	5,805	5,718	5,632
② 確保の内容	5,983	5,893	5,805	5,718	5,632
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人回は、何人の人が何回利用したかを示す。(利用人数×利用回数=利用人回)

提供体制・確保方策の考え方

- 嬉野市子育て支援センターと「楠風館」で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。今後も親子で利用しやすい運営の充実に努めていきます。

⑤ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育／その他の一時預かり）

事業概要

幼稚園の預かり保育は、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった在園児を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

その他の一時預かりは、通常の利用時間以外に、保育認定を受けない子どもに対し、保育所や地域子育て支援拠点等で保育を行う事業です。

量の見込みと確保方策

【幼稚園の預かり保育】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	9,607	9,985	9,834	9,561	9,108
② 確保の内容	9,607	9,985	9,834	9,561	9,108
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数＝利用人日)

【その他の一時預かり】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	345	348	352	356	360
② 確保の内容	345	348	352	356	360
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数＝利用人日)

提供体制・確保方策の考え方

- 幼稚園の預かり保育は市内の幼稚園（2園）、その他の一時預かりは、市内の保育所・認定こども園（9園）とファミリー・サポート・センターにて実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。

⑥ 病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	52	59	68	77	88
② 確保の内容	52	59	68	77	88
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

提供体制・確保方策の考え方

- 市内では病児・病後児保育を樋口医院にて実施していますが、利用ニーズも高まっています。市内の施設整備の検討を行うとともに、武雄市病児・病後児保育事業について保護者へ周知し、利用促進を図ります。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

事業概要

一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	263	261	247	237	228
② 確保の内容	263	261	247	237	228
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

提供体制・確保方策の考え方

- 令和2年2月末現在、おまかせ会員●人で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。
- 今後、一時的に保育を依頼する会員(お願い会員)と子育ての手助けをしたい人(おまかせ会員)、両方の登録者数の増加に向け、市民への周知や子育てサポート養成講座を開催し、事業の活性化を図ります。

⑧ 妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施する事業です。佐賀県内の医療機関で実施しています。

量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	177	171	163	159	152
② 確保の内容	177	171	163	159	152
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

- 平成30年度の実施率はほぼ100%となっており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

保健師等が生後4か月までのすべての乳幼児を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行う事業です。また、発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行います。

量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	188	182	173	169	162
② 確保の内容	188	182	173	169	162
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

- 平成30年度の実施率はほぼ100%となっており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。

⑩ 養育支援訪問事業

事業概要

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	9	9	8	8	8
② 確保の内容	9	9	8	8	8
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

- 保健師・看護師・助産師等が自宅訪問を行います。今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。

⑪ 利用者支援事業

事業概要

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握します。また、支援を必要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

令和元年度から、基本型と母子保健型の2か所で実施しています。

量の見込みと確保方策

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保の内容	2	2	2	2	2
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

- 今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。

⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

提供体制・確保方策の考え方

- 今後、本市の要保護児童対策地域協議会を中心に、継続して実施していきます。

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制・確保方策の考え方

- 今後も継続して実施していきます。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

提供体制・確保方策の考え方

- 今後、対応について検討します。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み一覧

	単位	実績	量の見込み				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育事業 (時間外保育事業)	人	3,309	71	70	68	66	63
放課後児童健全育成事業	低学年	405	429	425	419	415	429
	高学年	110	181	219	228	229	224
放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携	か所	3	3	3	4	4	4
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	か所	0				1	1
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	3	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	人回	6,166	5,983	5,893	5,805	5,718	5,632
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	—	9,607	9,985	9,834	9,561	9,108
	その他の一時預かり	339	345	348	352	356	360
病児・病後児保育事業	人日	40	52	59	68	77	88
ファミリー・サポート・センター事業	人日	272	263	261	247	237	228
妊婦健康診査事業	人	186	177	171	163	159	152
乳児家庭全戸訪問事業	人	204	188	182	173	169	162
養育支援訪問事業	人	9	9	9	8	8	8
利用者支援事業	か所	0	2	2	2	2	2
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※放課後児童健全育成事業は2区域ですが、ここでは全市の見込みを記載しています。

※放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、令和元年度4月1日現在です。

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数＝利用人日)

※人回は、何人の人が何回利用したかを示す。(利用人数×利用回数＝利用人回)

第6章 第1次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画

第1節 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

国は、戦争未亡人対策から始まりすでに50年以上が経過した母子家庭等対策の抜本的見直しを行い、これまでの「経済的支援」(手当での支給)から「自立の支援」への転換を目指し、平成14年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表しました。平成14年11月には「母子及び寡婦福祉法」を改正し、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備を進めることとしました。

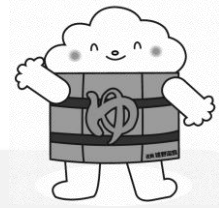
このような中、平成20年から5年間の新たな「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な指針」が定められ、地方公共団体において母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、より一層母子家庭等の支援施策を推進していくことが求められました。

平成26年4月に「母子及び母子寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、ひとり親家庭に対する国及び都道府県の支援強化が図られるとともに、父子家庭への支援が拡充されることとなりました。また、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮世帯への家計相談事業や子どもの学習事業を含む「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

平成27年10月には、平成25年3月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえて、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的方針」(以下「基本的方針」という。)が定められ、母子家庭等施策の展開の在り方と、都道府県等に対し自立支援計画を策定する際の指針が示されました。「基本的方針」は令和元年度で計画対象期間の終期を迎えるため、国の社会保障審議会児童部会の「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」において、見直しが検討されています。

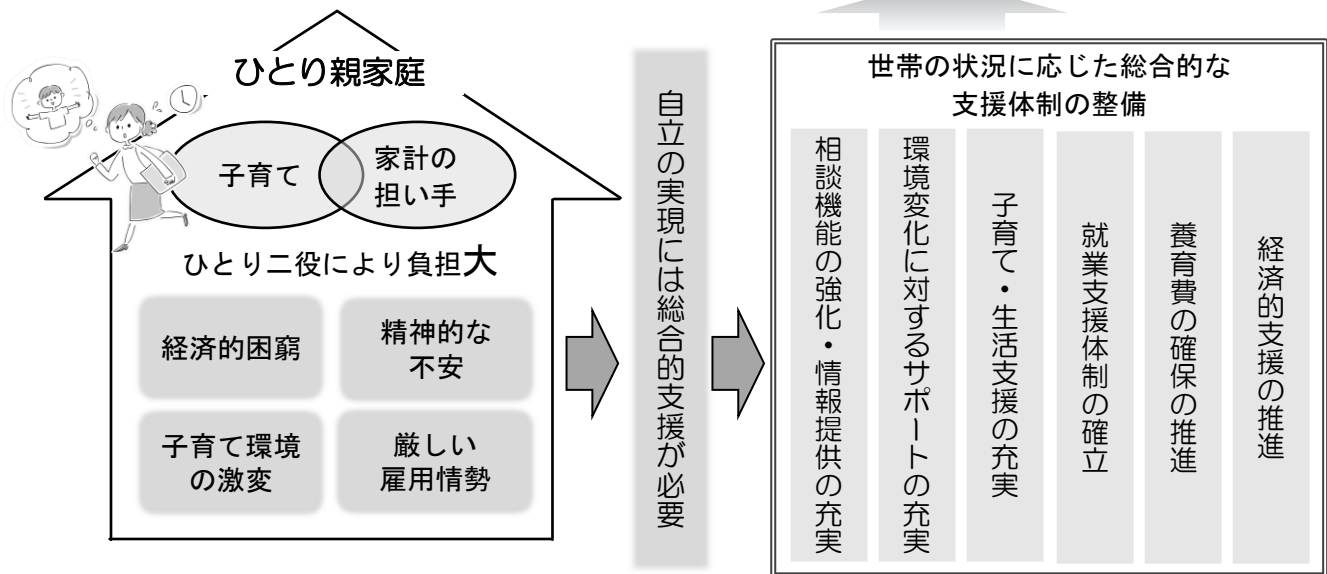
ひとり親家庭の親は「子育て」と「家計の担い手」という2つの役割を一人で担っているため、負担が大変大きくなる傾向にあり、様々な困難に直面すると、子どもにも大きな影響が及びます。ひとり親家庭等が長期的な展望に立ち、希望を持って新たな生活を築いていけるようにするためには、ひとり親家庭等の自立を図るための総合的な支援策の推進が求められています。

このことから、嬉野市においては、ひとり親家庭の現状を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、引き続き自立促進に向けて各種施策を総合的かつ計画的に展開することを目的として、「第1次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。



子どもの成長をみんなで支え 子どもの歓声と笑顔があふれるまち うれしの

健やかな子どもの成長、経済的な安定・自立の実現



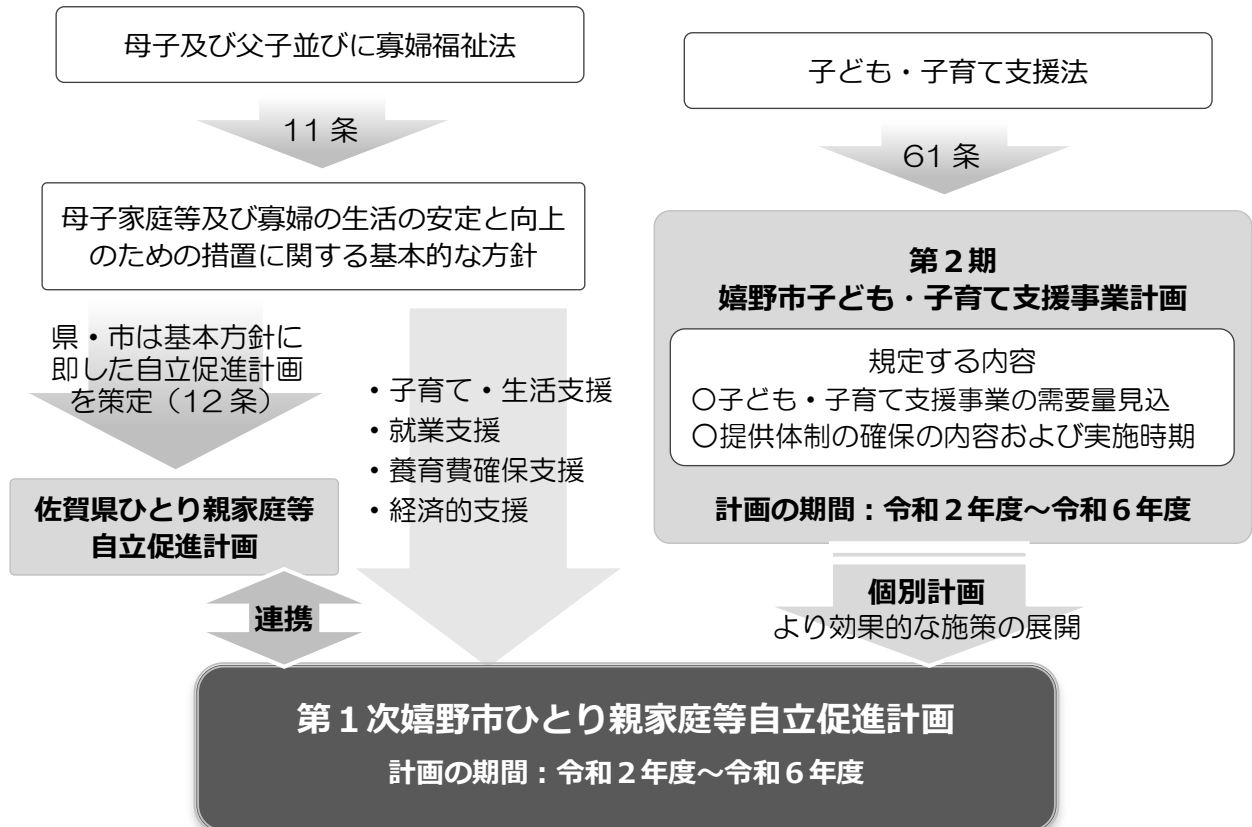
(2) 計画策定の根拠

第1次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づき、嬉野市のひとり親家庭等に対する施策の一環として策定するものであり、策定にあたっては同法第11条の基本方針を踏まえることとします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため、自立支援を総合的に推進する指針となるものです。また、「嬉野市子ども・子育て支援事業計画」のうちの「ひとり親家庭等の支援」に関する個別計画であり、佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画との整合を図っています。

■ 基本理念及び計画の概念図



(4) 計画の期間

この計画の期間は「第2期嬉野市子ども・子育て支援事業計画」と終期を合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(5) 計画の対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

(6) 用語の定義

- ひとり親家庭等 ……母子家庭、父子家庭、寡婦
- 母子家庭、父子家庭 ……以下のいずれかに該当し、20歳未満の子どもがいる家庭
 - ・ 配偶者が死亡した方
 - ・ 配偶者と離婚した方
 - ・ 配偶者の生死が不明な方
 - ・ 配偶者から遺棄されている方
 - ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養を受けられない方
 - ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない方
 - ・ 婚姻によらないで母・父となった方
- 寡婦 ……かつて母子家庭の母であり、子どもが成人したのち、なお配偶者のない状態にある方

第2節 ひとり親家庭等の現状と課題

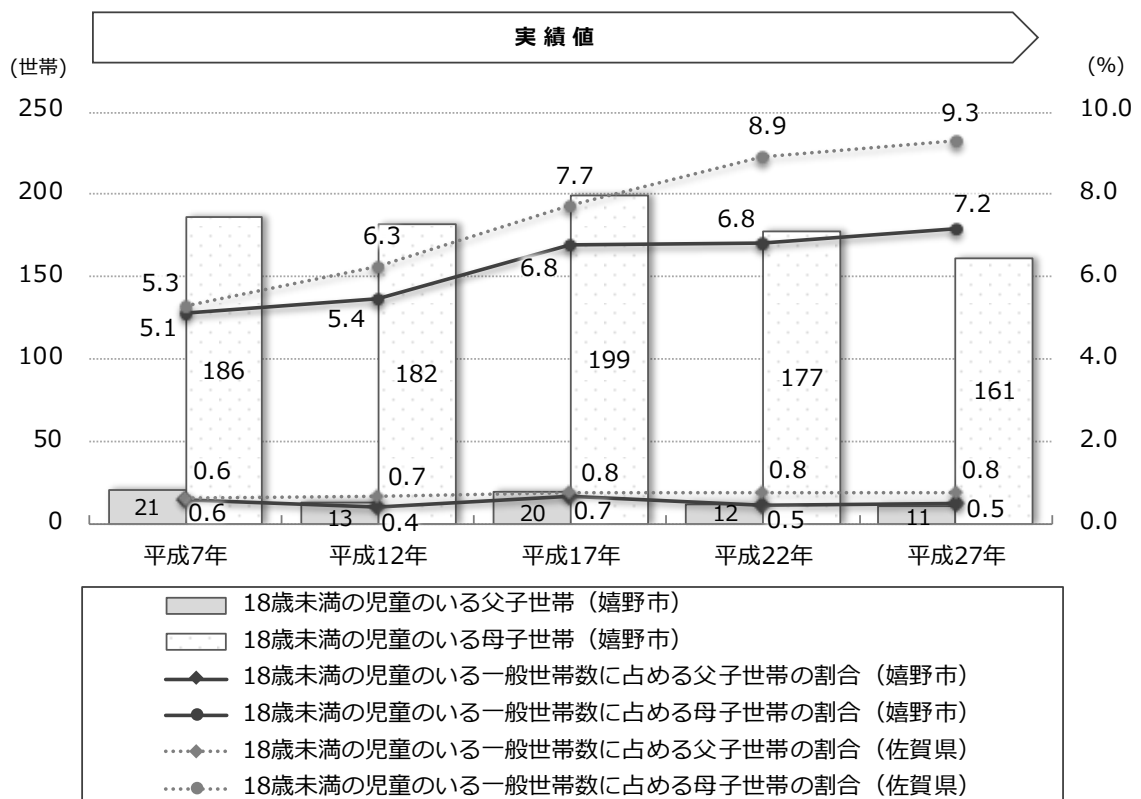
(1) 統計資料によるひとり親家庭等の状況

1) 子どものいるひとり親家庭等の推移

18歳未満の子どものいる一般世帯のうち、本市の父子世帯（父と子から成る世帯）は、平成7年の21世帯をピークにやや減少しながら推移しています。平成27年では11世帯と一般世帯数（2,251世帯）に占める割合は0.5%となっており、佐賀県の父子世帯の割合（0.8%）をやや下回っています。

母子世帯（母と子から成る世帯）は、平成17年の199世帯をピークに減少しており、平成27年では161世帯となっています。世帯数は減少していますが、一般世帯数に占める割合は、佐賀県の傾向と同様に、増加しながら推移しており、平成7年の5.1%から平成27年では7.2%となっています。

■ 18歳未満の子どものいる父子世帯・母子世帯の推移（嬉野市・佐賀県）



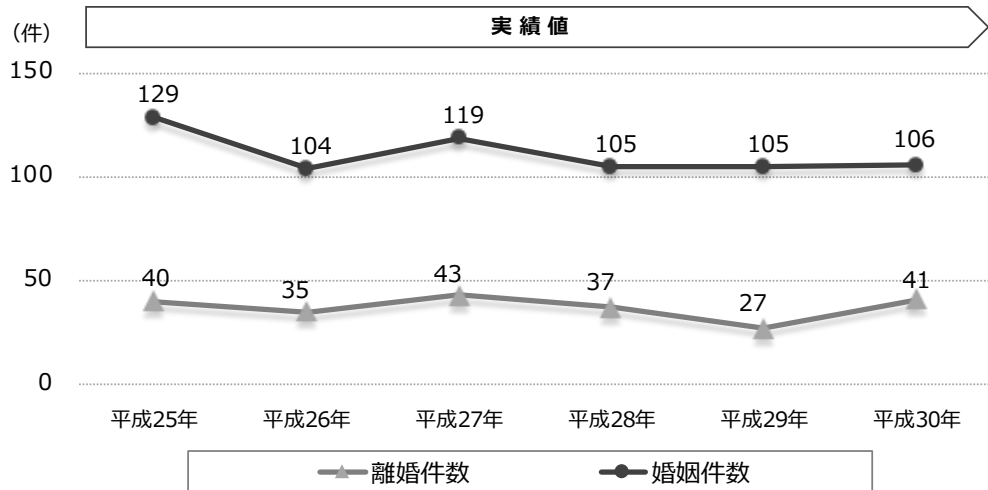
資料：国勢調査

2) 婚姻の動向

① 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、平成 25 年の 129 件から増減しながら推移しており、平成 30 年では 106 件となっています。離婚件数も同様に増減しながら推移しており、平成 30 年の離婚件数は 41 件となっています。

■ 婚姻・離婚件数の推移

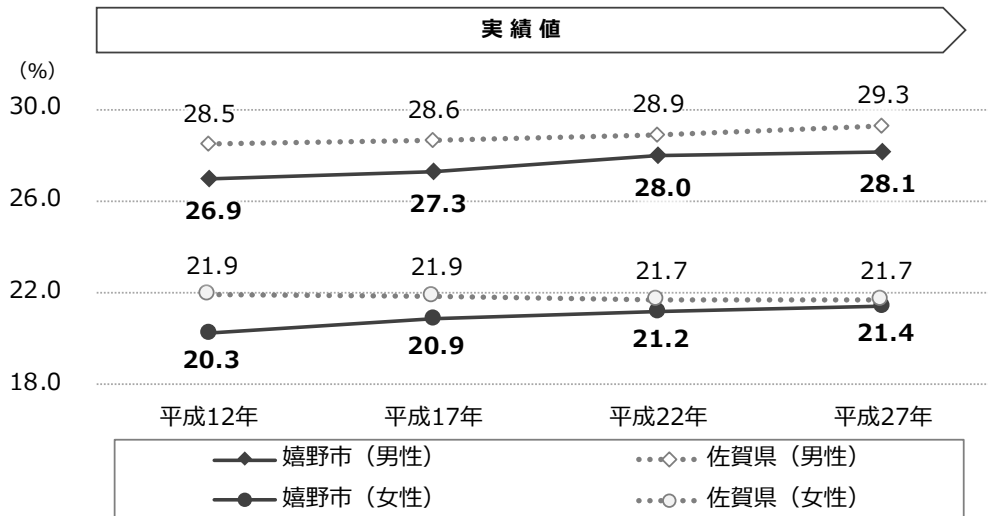


資料：佐賀県保健統計情報

② 未婚率の推移

本市の未婚率は男女ともに微増で推移しており、平成 27 年では男性が 28.1%、女性が 21.4%となっており、男性の未婚率が高い状況です。また、本市の未婚率は佐賀県と比べて下回っています。

■ 未婚率の推移



資料：国勢調査

※未婚率 = 未婚者数 ÷ 各年齢人口 (配偶関係「不詳」除く) × 100

平成 27 年の国勢調査結果から、15 歳以上総数の未婚率は、男女ともに佐賀県や全国の未婚率を下回っていますが、女性の 25～29 歳（嬉野市 63.2%、佐賀県 58.7%、全国 61.3%）や 30～34 歳（嬉野市 37.3%、佐賀県 33.3%、全国 34.6%）では、佐賀県や国の未婚率を上回っている状況です。

■ 未婚率（平成 27 年度）

単位：%

	男 性					女 性				
	嬉野市			佐賀県	全 国	嬉野市			佐賀県	全 国
	総人口	未婚者数	未婚率	未婚率	未婚率	総人口	未婚者数	未婚率	未婚率	未婚率
15歳以上総数	10,856	3,055	28.1	29.3	31.8	12,946	2,775	21.4	21.7	23.2
15～19歳	647	645	99.7	99.6	99.7	706	706	100.0	99.3	99.4
20～24歳	459	423	92.2	92.3	95.0	591	536	90.7	88.7	91.4
25～29歳	530	373	70.4	67.5	72.7	579	366	63.2	58.7	61.3
30～34歳	645	298	46.2	43.4	47.1	699	261	37.3	33.3	34.6
35～39歳	703	234	33.3	32.3	35.0	734	167	22.8	22.8	23.9
40～44歳	724	201	27.8	27.2	30.0	740	143	19.3	18.2	19.3
45～49歳	725	198	27.3	24.6	25.9	797	118	14.8	15.0	16.1

資料：国勢調査

※未婚率＝未婚者数÷総人口（配偶関係「不詳」除く）×100

(2) ひとり親家庭等実態調査

1) 調査の目的

本調査は、本市に暮らすひとり親家庭の生活実態や福祉行政に関する意見等を把握し、母子家庭及び父子家庭等への総合的な支援策について検討することを目的に実施しました。

2) 調査の概要

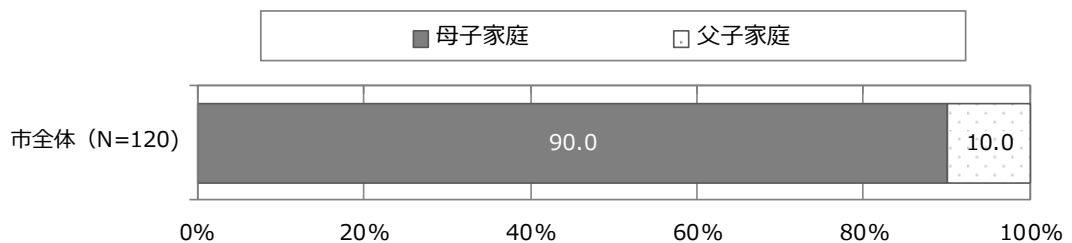
- 調査地域：嬉野市全域
- 調査対象者：市内在住のひとり親家庭の保護者
- 調査期間：令和元年8月
- 調査方法：手渡しによる配布・回収

3) 結果概要

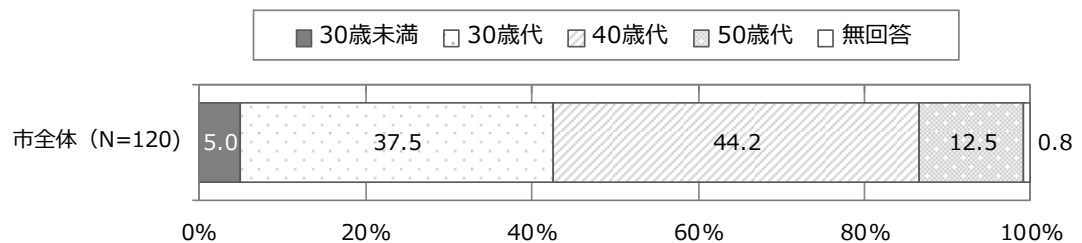
① 回答者の状況

- ・回答者は、「母子家庭」が90.0%、「父子家庭」が10.0%となっています。
- ・回答者の年代は、「40歳代」と「30歳代」が全体の8割を占めています。
- ・末子の年齢は、「6～11歳」と「12～17歳」が全体の7割を占めています。

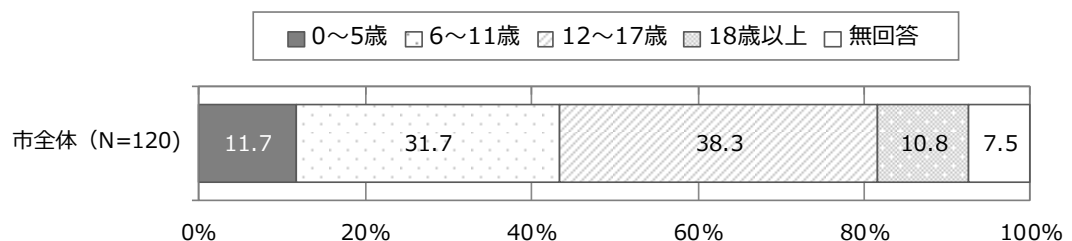
■ 家庭の状況（単数回答）



■ 回答者の年代（単数回答）



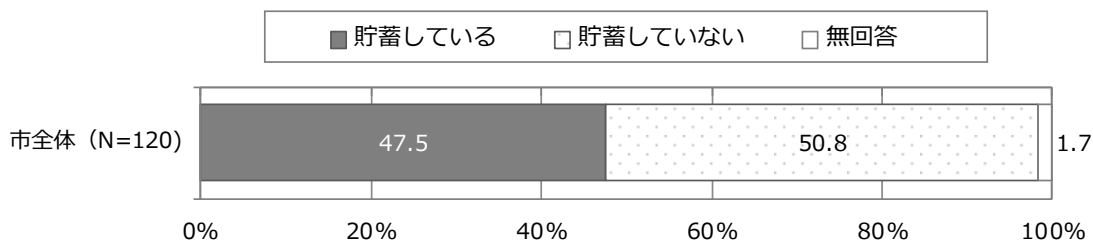
■ 末子の年齢（単数回答）



② 生活・進学等の費用のための貯蓄

- ・将来のご本人や子どもの生活・進学等の費用のための貯蓄は、「貯蓄していない」が50.8%と「貯蓄している」(47.5%)をやや上回っています。

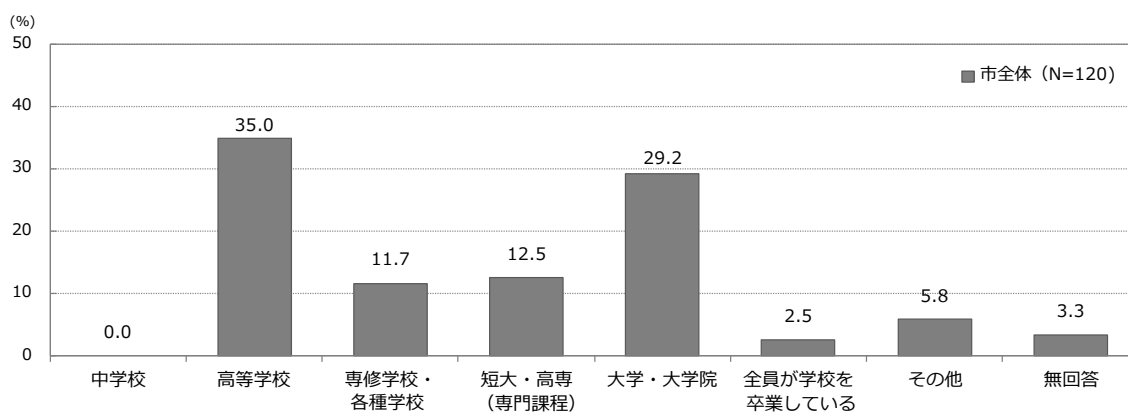
■ 生活・進学等の費用のための貯金の有無（単数回答）



③ 子どもの進路の希望

- ・回答者が希望する子どもの進学について、「高等学校」が35.0%と最も多く、次いで「大学・大学院」(29.2%)、「短大・高専（専門課程）」(12.5%)の順に続きます。

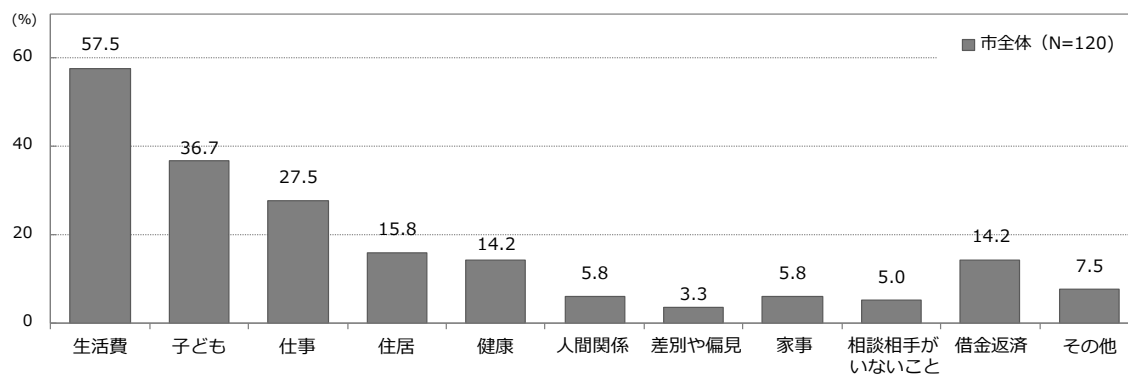
■ 子どもの進路の希望（単数回答）



④ 現在の生活で困っていることや悩んでいること

- ・現在の生活で困っていることや悩んでいることは、「生活費」が57.5%と最も多く、次いで「子ども」(36.7%)、「仕事」(27.5%)の順に続きます。

■ 生活の困りごとや悩みごと（複数回答）



(3) ひとり親家庭等の課題

平成 27 年の国勢調査によると、本市の 18 歳未満の子どものいる母子世帯は 161 世帯、父子世帯は 11 世帯となっており、一般世帯に占める母子世帯の割合は年々増加している状況です。

本市が行った「子どもの幸せを考えるためのアンケート調査」では、ひとり親家庭のうち、母子家庭の半数以上が“生活困難世帯”となっています。

「ひとり親家庭等実態調査」では、現在の生活の悩みや困りごとは「生活費」「子ども」「仕事」「住居」など、複数の生活課題を抱えている状況です。特に、母子家庭においては、所得が低く、雇用状況が不安定な傾向にあるため、子育てと家計の担い手として、心身ともに大きな負担がかかりやすくなっています。

また、将来の親自身や子どもにかかる費用について、半数以上が「貯蓄していない」という状況の中、子どもには「高等学校」や「大学」への進学を希望する親も多くなっています。

本市では、ひとり親家庭への支援として、保育所への優先入所や医療費助成等を行っており、平成 28 年度からは嬉野市ひとり親子育て世帯応援給付金事業の実施や母子父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ってきました。

今後、本市で暮らすひとり親家庭が安心して子育て・生活できるよう、各種助成制度や手当の支給など経済的な支援の充実が求められます。また、親と子が将来を見据えながら、自立した生活が送れるよう、多様な就労支援や日常生活の支援、相談体制を充実していくことが必要です。

第3節 ひとり親家庭への施策の展開

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立の困難さなどから、経済的・精神的に不安定な状況に置かれやすく、子どもの成長や生活にとっても大きな影響が及びます。

今後、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた相談支援や自立支援など各種施策を総合的に取り組み、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

施策1 ひとり親家庭等への生活・子育て支援の充実

子育て短期支援事業や保育所の優先的な入所など、母子・父子家庭等の生活及び子育て支援の充実を図ります。

具体的取組

具体的取組	1. 子育て短期支援事業	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	保護者の疾病や仕事などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かりを行います。			
具体的取組	2. 保育所等の優先入所	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	ひとり親家庭の保護者が、安心して就労・求職活動ができるよう、保育所や放課後児童クラブ等への入所を優先します。			
具体的取組	3. 安定した住まいの確保	継続	担当課	福祉課 建設・農林整備課
内容	住宅に困っているひとり親家庭に対し、市営住宅への優先入居の配慮や家賃補助制度などを検討し、安心して子どもを育てられる住まいの供給に努めます。			

施策 2 ひとり親家庭等への経済的支援の充実

児童を養育しているひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当をはじめ、各種助成金の支給や保育料の減免などに取り組みます。

具体的取組

具体的取組	1. 児童扶養手当の支給	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	母子家庭または父子家庭等で児童を養育している家庭に対し、児童扶養手当を支給します。			
具体的取組	2. ひとり親家庭等医療費助成事業	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	ひとり親家庭への医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。			
具体的取組	3. 嬉野市ひとり親子育て世帯応援給付事業	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	未就学児を養育しているひとり親家庭に対し、ひとり親子育て世帯応援給付金を支給します。			
具体的取組	4. 寡婦（夫）控除のみなし適用に関する要綱に規定する対象者への支援	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	寡婦（夫）控除のみなし適用に該当する対象者や未婚のひとり親が、離婚、死別等によるひとり親家庭と同等の控除や公共サービスが受けられるようにすることで、生活の安定を支援します。			
具体的取組	5. 保育料等の軽減	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	ひとり親家庭の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育所等の保育料を軽減します。			
具体的取組	6. 就学援助	継続	担当課	教育総務課 学校教育課
内容	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学用品費・医療費・給食費などの就学に必要な経費の一部を援助します。			
具体的取組	7. 嬉野市奨学金資金貸与	継続	担当課	教育総務課 学校教育課
内容	経済的な理由によって高等学校や大学などに在学、進学が困難な生徒に奨学資金の貸付を行い、在学・進学を支援します。			

具体的 取組	8. 社会福祉協議会との連携による生活困窮家庭等の児童への支援	継続	担当課	教育総務課 学校教育課
内容	社会福祉協議会が行う生活困窮家庭やひとり親家庭等の児童を支援する活動（「ひとり親世帯小学生卒業祝金交付事業」「ひとり親世帯中学生卒業祝金交付事業」「生活困窮世帯食料支援」等）と連携・協同し、支援が必要な子どもや家庭の早期発見と対応、自立に向けた生活支援、就業支援などに努めます。			

施策3 ひとり親家庭等への就労支援の充実

母子家庭の母親など、ひとり親家庭の経済的自立に向けて、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金制度を活用し、職業知識や基礎的技能の取得を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援に努めます。

具体的取組

具体的 取組	1. 自立支援教育訓練給付金制度の周知・活用促進	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	母子家庭の母または父子家庭の父が、職業能力の開発のための指定講座を受講した場合、教育訓練修了後、受講費用の一部を助成する事業です。制度について周知し、活用促進を図ります。			
具体的 取組	2. 高等職業訓練促進給付金制度の周知・活用促進	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	母子家庭の母や父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金等を支給する事業です。制度について周知し、活用促進を図ります。			
具体的 取組	3. 高等職業訓練促進資金貸付金の周知・活用促進	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親の方に対し、自立を促進するための資金貸付を行う県の事業です。制度について周知し、活用促進を図ります。			

具体的 取組	4. 高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業の実施	新規	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	母子家庭の母や父子家庭の父又はその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した講座の受講料の一部を助成する事業を実施し、ひとり親家庭の自立を支援します。			
具体的 取組	5. ハローワーク等の関係機関 と連携した就労支援	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	ひとり親家庭の保護者に対し、ハローワークと連携した就業相談などの就労支援を行い、また、関係機関とも連携を行いながら、継続的支援を推進します。			

施策 4 相談体制・情報提供の充実

ひとり親家庭及び寡婦（夫）が抱える子育て、生活、就業など、日常生活全般に関する悩みごとの相談を母子・父子自立相談員が受け付け、問題解決の援助を行うとともに、各種サービスに関する情報提供を行います。

具体的取組

具体的 取組	1. 母子・父子自立支援員による 相談支援	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	母子・父子自立相談員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、就職や求職活動に関する支援を行います。			
具体的 取組	2. 生活困窮家庭の自立支援	継続	担当課	福祉課 子育て未来課
内 容	生活に困窮するひとり親家庭等の自立支援を図るため、「自立相談支援業務の充実」「就労に関する支援」「住居確保給付金の支給」「家計改善に関する助言」「生活福祉資金の活用」などを推進します。また、制度に関する情報提供を行い、周知を図ります。			

第7章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携をさらに強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育所・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育所・幼稚園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

第2節 計画の進捗管理・評価

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「嬉野市子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。